

【関係資料目次】

第1章 資料編

第1 地域防災計画関係

防災関係機関通信窓口	資-1
熊取町防災行政無線（固定系）系統図	資-4
熊取町防災行政無線（固定系）受信局	資-5
熊取町防災行政無線（移動系）系統図	資-7
熊取町防災相互無線通信体系	資-8
大阪府防災情報システムの概要	資-9
ため池水位観測所（大阪府所管）	資-10
雨量観測所（大阪府所管）	資-10
河川水位観測所（大阪府所管）	資-10
気象庁震度階級関連解説表	資-11
防災拠点	資-14
消防力の現況	資-15
消防水利の現況	資-16
消防資機材	資-17
災害医療機関	資-18
町内医療機関	資-20
町内薬局薬店	資-22
医療救護班編成数	資-23
地域緊急交通路	資-24
ヘリポート指定状況	資-26
ヘリポート位置図	資-27
社会福祉施設	資-30
避難路	資-31
大阪広域水道震災対策中央本部組織図	資-32
大阪府広域水道給水拠点	資-33
応急給水・応急復旧資機材	資-34
災害用資機材・生活物資等の備蓄状況	資-35
ごみ・し尿処理施設	資-37
ボランティア活動推進機関	資-38
災害救助法の適用基準	資-39
災害救助法による救助の程度、方法及び期間早見表	資-40
被害認定統一基準	資-43
水防資機材	資-44
主要ため池	資-46
土砂災害用語	資-47
山地災害用語	資-50
土砂災害防止法の指定区域	資-51
水防法に基づく浸水想定区域内の要配慮者利用施設一覧	資-54

第2 原子力防災関係

原子力防災資機材	資-55
原子炉施設等安全協定締結状況	資-57
災害時における相互支援協定書	資-58
《京都大学複合原子力科学研究所》	
原子炉施設及びその周辺住民の安全確保に関する協定書	資-59

《原子燃料工業株式会社熊取事業所》	
原子力関係施設及びその周辺住民の安全確保 並びに公害防止に関する協定書	資－60
電子線加速器及びその周辺住民の安全確保 並びに公害防止に関する協定書	資－61
《住友電工ファインポリマー株式会社》	
電子線加速器及びその周辺住民の安全確保 並びに公害防止に関する協定書	資－62
《ポニー工業株式会社熊取工場》	
放射線同位元素等の安全管理と周辺住民の安全確保 並びに公害防止に関する協定書	資－63

第3 条例・規則・規程・要綱等関係

防災会議条例	資－64
防災会議委員	資－65
防災会議運営要綱	資－66
災害対策本部条例	資－67
防災対策連絡会議設置要綱	資－68
防災行政無線局運用管理要綱	資－69
防災行政無線局運用細則	資－71
地域防災相互無線協議会無線運用規程	資－72
大阪府災害救助用食料緊急引渡要領	資－74
災害弔慰金条例	資－77
災害見舞金等支給条例	資－79

第4 協定関係

大阪府下広域消防相互応援協定	資－81
大阪市、泉州南消防組合航空消防応援協定	資－82
大阪府南ブロック消防相互応援協定	資－83
阪和自動車道、湯浅御坊道路、関西空港自動車及び 京奈和自動車道消防相互応援協定書	資－84
関西国際空港消防相互応援協定	資－85
災害時協定締結状況	資－87

第2章 様式編

災害概況即報	様－1
被害状況即報	様－2
災害確定報告	様－4
知事への自衛隊派遣様式	様－6
緊急通行車両事前届出書	様－7
緊急通行車両事前届出済証	様－8
緊急通行車両確認申請書	様－9
緊急通行車両確認証明書	様－10
緊急通行車両標章	様－11
災害報告様式（地すべり）	様－12
災害報告様式（がけ崩れ）	様－14
災害報告様式（土石流等）	様－15

防災関係機関通信窓口

1. 指定行政機関

機 関 名	通 信 窓 口	所 在 地	電 話 番 号		無 線 番 号
			昼 間	夜 間	
内閣府 政策統括官 (防災担当)	参事官 (防災計画担当)	東京都千代田区永田町 1-6-1	(代)03-5253-2111 (直)03-3501-6996	03-3501-6996	196-8090-232 56・23257
消防庁	応急対策室	東京都千代田区霞ヶ関 2-1-2	(直)03-5253-7527	03-5253-7777	198-90-49013・ 8-9-048-500-9 0-49013

2. 消防関係

機 関 名	通 信 窓 口	所 在 地	電 話 番 号		無 線 番 号
			昼 間	夜 間	
泉州南消防組合	熊取消防署	熊取町野田 1-1-19	(代)072-469-0119		448-11-8900

3. 指定地方行政機関等

機 関 名	通 信 窓 口	所 在 地	電 話 番 号		大 阪 府 防 災 行 政 無 線 番 号
			昼 間	夜 間	
近畿農政局 大阪地域センター	農政推進G	大阪府中央区大手前 1-5-44(合同庁舎1号館)	(代)06-6943-9691 (直)06-6941-9657		804-8900 (804-8901)
大阪管区气象台	気象防災部 予報課	大阪府中央区大手前 4-1-76(合同庁舎4号館)	(直)06-6949-6313	06-6949-6303	816-8930
岸和田労働基準 監督署	安全衛生課	岸和田市岸城町 23-16	(代)072-431-3939 (直)072-498-1013		
近畿地方整備局 大阪国道事務所	管理第二課	大阪府城東区今福西 2-12-35	(代)06-6932-1452		
泉佐野公共職業 安定所		泉佐野市上町 2-1-20	(代)072-463-0565		

4. 自衛隊

機 関 名	通 信 窓 口	所 在 地	電 話 番 号		大 阪 府 防 災 行 政 無 線 番 号
			昼 間	夜 間	
陸上自衛隊 第3師団	第3部防衛班	兵庫県伊丹市広畑 1-1	(代)072-781-0021	072-781-0021	823-8900
陸上自衛隊 第3師団 第37普通科連隊	第3科	和泉市伯太町官有地	(代)072-541-0090		825-8900

5. 大阪府警察

機 関 名	通 信 窓 口	所 在 地	電 話 番 号		大 阪 府 防 災 行 政 無 線 番 号
			昼 間	夜 間	
大阪府警察本部	警備部警備課	大阪市中央区大手前 3-1-11	(代)06-6943-1234	06-6943-1234	830-8987
泉佐野警察署	警備課	泉佐野市上町 2-1-1	(代)072-464-1234	072-464-1234	

6. 大阪府

機 関 名	通 信 窓 口	所 在 地	電 話 番 号		大 阪 府 防 災 行 政 無 線 番 号
			昼 間	夜 間	
大阪府	危機管理室	大阪市中央区大手前 3	06-6941-0351	06-6944-6022	200-4871 220-8920
岸和田土木事務所	地域支援・企画 課	岸和田市野田町 3-13-2 泉南府民センタービル内	072-439-3601		303-8910
泉州農と 緑の総合事務所	地域政策室	岸和田市野田町 3-13-2 泉南府民センタービル内	072-439-3601		303-8920
泉佐野保健所	総務課	泉佐野市上瓦屋 583-1	(代)072-462-7701		240-627-8900

7. 指定公共機関及び指定地方公共機関等

機 関 名	通 信 窓 口	所 在 地	電 話 番 号		大 阪 府 防 災 行 政 無 線 番 号
			昼 間	夜 間	
西日本旅客鉄道(株) J R 阪和線熊取駅		熊取町大久保中 1-17-1	(代)072-452-0180		
西日本高速道路(株) 関西支社阪奈高速 道路事務所	総務課	藤井寺市小山 9-3-1	(代)072-955-9581		240-839-8900
西日本電信電話(株) 関西支店	設備部 災害対策室	大阪市都島区東野田町 4-15-82	(代)06-6490-1324	0120-444-113	240-570
関西電力送配電(株) 大阪南本部 岸和田配電営業所		岸和田市藤井町 3-4-4	(代)0800-777-3081		
大阪ガスネットワ ーク(株)	南部事業部 導管計画 チーム	堺市堺区住吉橋町 2-2-19	(代)072-238-2375		
日本赤十字社 大阪府支部	事業課	大阪市中央区 大手前 2-1-7	(代)06-6943-0705 (直)06-6943-0743	06-6943-0705	837-8980
大阪広域水道企業 団	熊取水道セン ター	熊取町希望が丘 2-15-4	(代)072-452-0357		537-400

8. 公共的団体、その他防災上重要な施設管理者

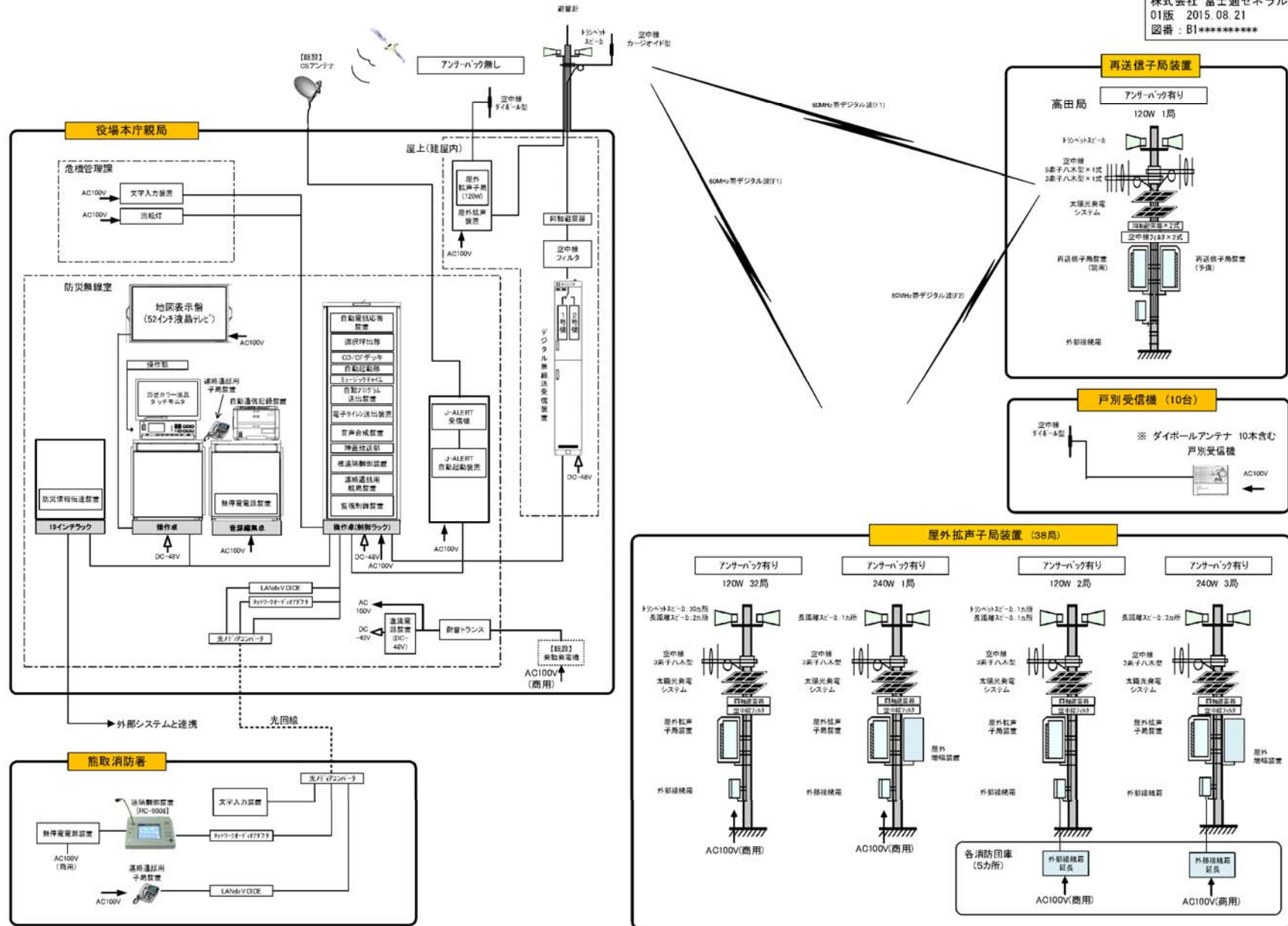
機 関 名	通 信 窓 口	所 在 地	電 話 番 号		大阪府防災 行政無線番号
			昼 間	夜 間	
(一社)泉佐野泉南 医師会 熊取班	(班 長)	熊取町希望が丘 3-5-16	072-452-7472		
熊取町大池 土地改良区	(理事長)	熊取町野田 1-1-1	072-452-1001		
J A大阪泉州	(理 事)	熊取町野田 1-23-8	(代)072-452-1501		
社会医療法人 三和会永山病院		熊取町大久保東 1-1-10	(代)072-453-1122		

9. 原子力災害関係等

機 関 名	通 信 窓 口	所 在 地	電 話 番 号		大阪府防災 行政無線番号
			昼 間	夜 間	
原子力規制委員会 原子力規制庁 熊取原子力規制 事務所		熊取町朝代西 2-1010-1 (熊取オフサイトセンタ ー内)	(代)072-451-0170		
京都大学複合原子 力科学研究所	総務課庶務掛 (中央管理室)	熊取町朝代西 2-1010	(代)072-451-2300 (中央管理室) 072-451-2400	(中央管理室) 072-451-2400	240-877-1
原子燃料工業(株) 熊取事業所	業務部業務掛	熊取町朝代西 1-950	(代)072-452-3901		240-878-1
住友電工ファイ ンポリマー(株)	総務課	熊取町朝代西 1-950	(代)072-452-1301		
ポニー工業(株) 熊取工場	技術本部	熊取町成合北 3-1	(代)072-452-3005		
泉佐野市役所	市民協働部 危機管理室	泉佐野市市場東 1-295-3	(代)072-463-1212		513-8900
貝塚市役所	都市政策部 危機管理課	貝塚市畠中 1-17-1	(代)072-433-7392		508-8900

熊取町防災行政無線（固定系）系統図

株式会社 富士通ゼネラル
01版 2015.08.21
図番：B1*****

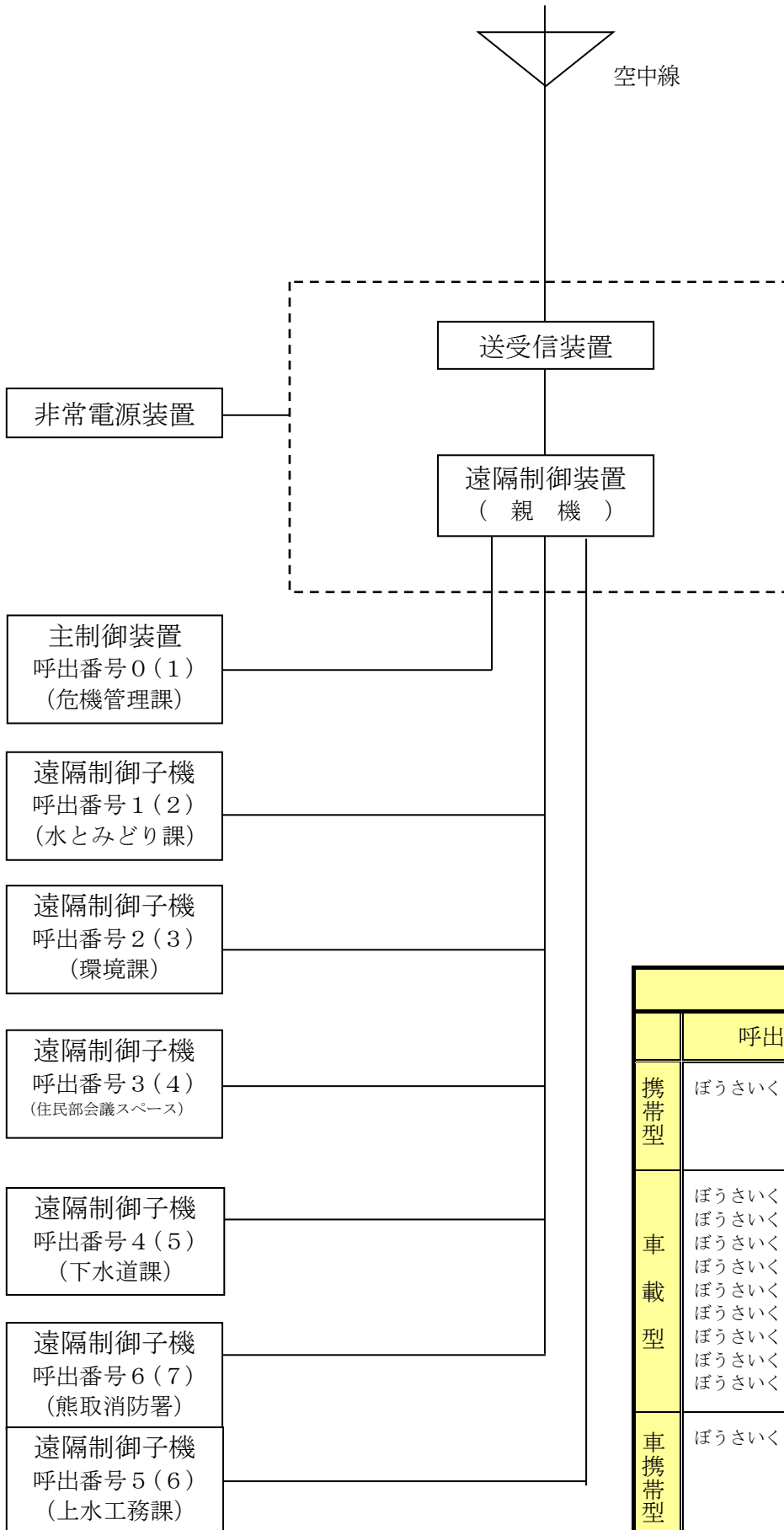


熊取町防災行政無線(固定系)受信局

設置場所		所在地
0	熊取町役場	野田1丁目1番1号
1	七山局	七山3丁目995番地
2	泉陽ヶ丘局	大久保西13番15号 前道路敷
3	桜が丘局	桜が丘1丁目
4	五門局	五門西1丁目218番地2、他
5	水荘園局	大久保北2丁目6番付近
6	大久保第1局	大久保北1丁目165番地
7	大久保第2局	大久保中3丁目685番地3
8	紺屋局	大久保東1丁目49番地12
9	大久保第3局	大久保南1丁目4015番地
10	青葉台局	青葉台2丁目920番地449
11	芦谷局	大久保南3丁目1801番地1
12	長池局	長池594番地12
13	朝代第1局	朝代東1670番地
14	成合局	成合東587番地1
15	和田局	和田3丁目3766番地1
16	高田局	高田1丁目2051番地
17	小谷局	小谷南2丁目1260番地
18	五月ヶ丘局	五月ヶ丘2丁目115番地1 道路東
19	久保・大宮局	久保2丁目1480番地1

設置場所		所在地
20	小垣内局	小垣内3丁目194番地
21	北小学校局	希望が丘4丁目218番地678
22	山の手台局	山の手台2丁目610番地4
23	新野田局	新野田2丁目643番地6
24	南山の手台局	南山の手台780番地217
25	若葉局	若葉2丁目910番地156
26	つつじヶ丘局	七山西1564番地
27	自由が丘局	自由が丘1丁目42番地17
28	緑ヶ丘局	小谷北1丁目56番地218
29	関空国際局	朝代西4丁目640番地281
30	つばさが丘第1局	つばさが丘北4丁目1番地33
31	つばさが丘第2局	つばさが丘西2丁目1885番地4
32	つばさが丘第3局	つばさが丘北2丁目1220番地32
33	朝代第2局	朝代西2丁目1010番地
34	希望が丘局	希望が丘1丁目218番地256
35	永楽局	高田4丁目2855番地
36	翠松苑局	五門東3丁目26-18
37	朝代第3局	朝代東3丁目1-1
38	自由が丘第2局	自由が丘2丁目付近
39	池の台局	大久保南5丁目付近

熊取町防災行政無線（移動系）系統図



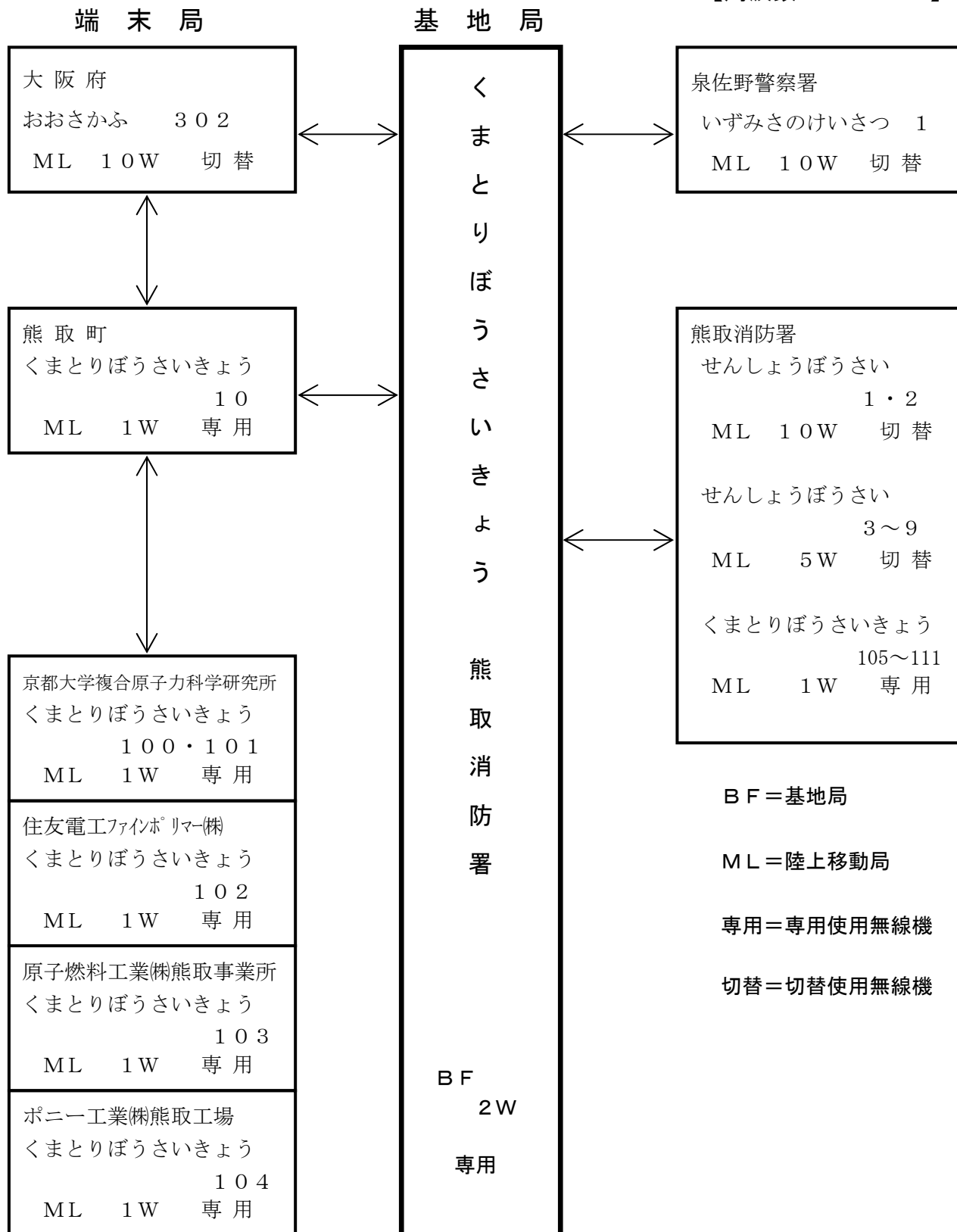
移 動 局		
	呼出名称	設置場所
携 帯 型	ぼうさいくまとり 1～5 23～34 35～44	危機管理課 危機管理課※原子力防災分 危機管理課
車 載 型	ぼうさいくまとり10 ぼうさいくまとり11 ぼうさいくまとり12 ぼうさいくまとり13 ぼうさいくまとり14 ぼうさいくまとり15 ぼうさいくまとり16 ぼうさいくまとり21 ぼうさいくまとり22	総務課公用車 水とみどり課公用車 環境課公用車 道路課公用車 下水道課公用車 上水道課公用車 上水道課公用車 総務課公用車 環境課公用車
車 携 帯 型	ぼうさいくまとり17	環境課公用車

※遠隔制御子機呼出番号（ ）内は新型無線機からの呼出番号

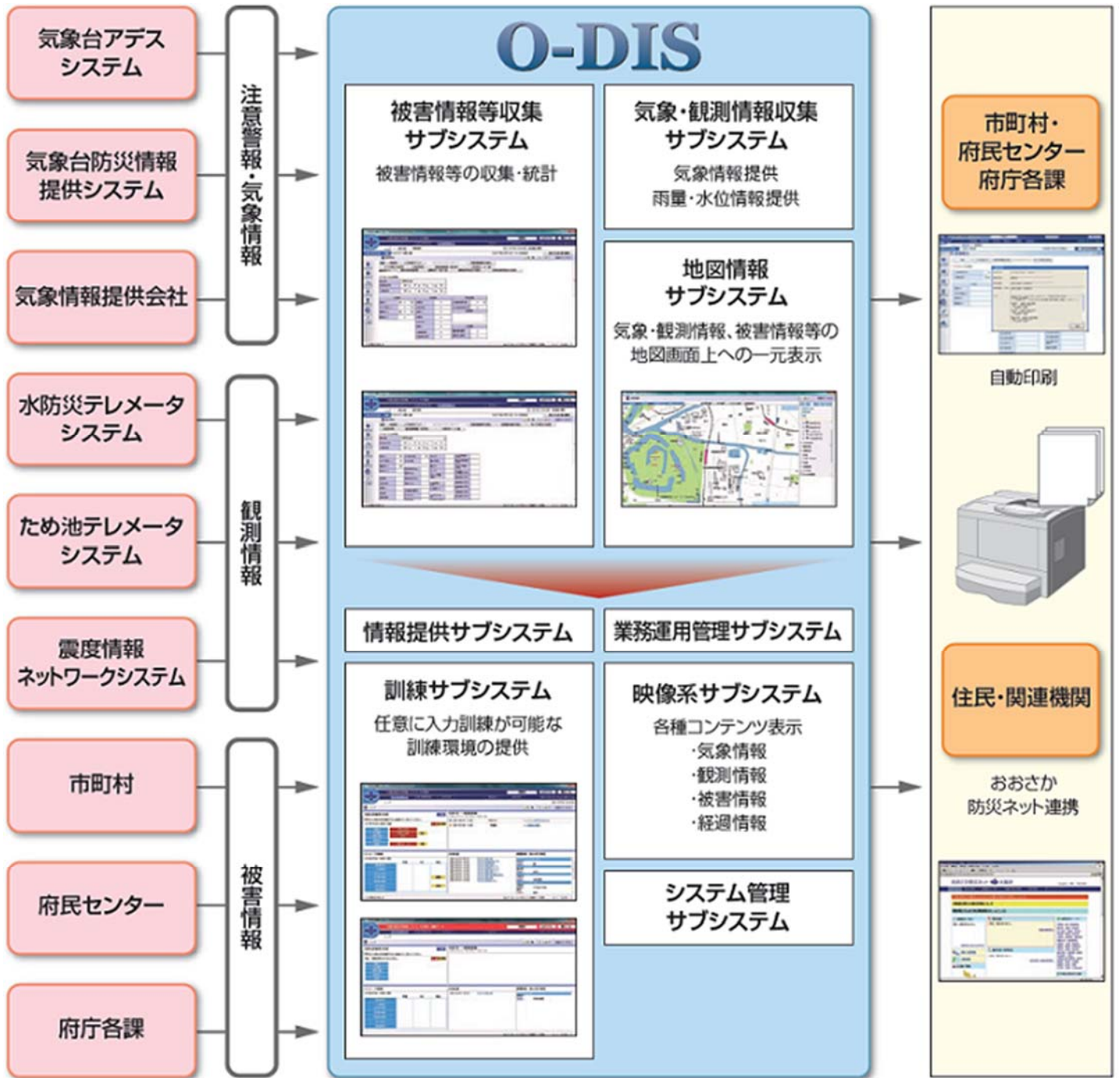
※無線番号21以降は新型無線機

熊取町防災相互無線通信体系

【周波数 158.35MHZ】



大阪府防災情報システムの概要



観 測 所

●ため池水位観測局（大阪府所管）

観測所名	施 設	通 報 位 警 戒 位 水 位	余水吐 底より 堤防天 端まで	所 在 地	観 測 所 管 理 者	た め 池 管 理 者	備 考
熊取大池	テレメーター	余水吐 敷 高 0.50	2.7	大宮4丁目1010	泉州農と緑の 総合事務所長		
弘法池	〃	〃 0.50	2.1	朝代西3-1222	〃		
永楽池	〃	〃 0.60	2.0	久保2874	〃		
大谷池	〃	〃 0.45	1.6	大久保北1-177	〃		

●雨量観測所（大阪府所管）

設 置 場 所	管 理 者	観 測 者	収 集 方 法	摘 要
日 根 野 泉佐野日根野 市立日根野浄水場内	大阪府 岸和田土木事務所長	大阪府 岸和田土木事務所員	テレメーター	
岸 和 田 岸和田市野田町 岸和田土木事務所内	大阪府 岸和田土木事務所長	大阪府 岸和田土木事務所員	テレメーター	
山 滝 岸和田市内畑 市立山滝中学校内	大阪府 岸和田土木事務所長	大阪府 岸和田土木事務所員	テレメーター	
金 熊 寺 泉南市金熊寺 市立東小学校内	大阪府 岸和田土木事務所長	大阪府 岸和田土木事務所員	テレメーター	
見 出 川 泉佐野市貝田地内	大阪府 岸和田土木事務所長	大阪府 岸和田土木事務所員	テレメーター	
尾 崎 阪南市黒田 尾崎出張所内	大阪府 岸和田土木事務所長	大阪府 岸和田土木事務所員	テレメーター	

●河川水位観測所（大阪府所管）

設 置 場 所	管 理 者	観 測 者	通 報 水 位	警 戒 水 位	収 集 方 法
二級河川 見出川 泉佐野市貝田地内	大阪府 岸和田土木事務所長	大阪府 岸和田土木事務所員	0.80 m	1.30 m	テレメーター
二級河川 佐野川 泉佐野市上瓦屋地内	大阪府 岸和田土木事務所長	大阪府 岸和田土木事務所員	0.75 m	1.25 m	テレメーター

気象庁震度階級関連解説表

使用にあたっての留意事項

- (1) 気象庁が発表している震度は、原則として地表や低層建物の一階に設置した震度計による観測値です。この資料は、ある震度が観測された場合、その周辺で実際にどのような現象や被害が発生するかを示すもので、それぞれの震度に記述される現象から震度が決定されるものではありません。
- (2) 地震動は、地盤や地形に大きく影響されます。震度は震度計が置かれている地点での観測値であり、同じ市町村であっても場所によって震度が異なることがあります。また、中高層建物の上層階では一般に地表より揺れが強くなるなど、同じ建物の中でも、階や場所によって揺れの強さが異なります。
- (3) 震度が同じであっても、地震動の振幅（揺れの大きさ）、周期（揺れが繰り返す時の1回あたりの時間の長さ）及び継続時間などの違いや、対象となる建物や構造物の状態、地盤の状況により被害は異なります。
- (4) この資料では、ある震度が観測された際に発生する被害の中で、比較的多く見られるものを記述しており、これより大きな被害が発生したり、逆に小さな被害にとどまる場合もあります。また、それぞれの震度階級で示されている全ての現象が発生するわけではありません。
- (5) この資料は、主に近年発生した被害地震の事例から作成したものです。今後、5年程度で定期的に内容を点検し、新たな事例が得られたり、建物・構造物の耐震性の向上等によって実状と合わなくなった場合には変更します。
- (6) この資料では、被害などの量を概数で表せない場合に、一応の目安として、次の副詞・形容詞を用いています。

用語	意味
まれに わずか 大半 ほとんど	極めて少ない。めったにない。 数量・程度が非常に少ない。ほんの少し。 半分以上。ほとんどよりは少ない。 全部ではないが、全部に近い。
が（も）ある、 が（も）いる	当該震度階級に特徴的に現れ始めることを表し、量的には多くはないがその数量・程度の概数を表現できかねる場合に使用。
多くなる	量的に表現できかねるが、下位の階級より多くなることを表す。
さらに多くなる	上記の「多くなる」と同じ意味。下位の階級で上記の「多くなる」が使われている場合に使用。

※ 気象庁では、アンケート調査などにより得られた震度を公表することがありますが、これらは「震度〇相当」と表現して、震度計の観測から得られる震度と区別しています。

●人の体感・行動、屋内の状況、屋外の状況

震度階級	人の体感・行動	屋内の状況	屋外の状況
0	人は揺れを感じないが、地震計には記録される。	—	—
1	屋内で静かにしている人の中には、揺れをわずかに感じる人がいる。	—	—
2	屋内で静かにしている人の大半が、揺れを感じる。眠っている人の中には、目を覚ます人もいる。	電灯などのつり下げ物が、わずかに揺れる。	—
3	屋内にいる人のほとんどが、揺れを感じる。歩いている人の中には、揺れを感じる人もいる。眠っている人の大半が、目を覚ます。	棚にある食器類が音を立てることがある。	電線が少し揺れる。
4	ほとんどの人が驚く。歩いている人のほとんどが、揺れを感じる。眠っている人のほとんどが、目を覚ます。	電灯などのつり下げ物は大きく揺れ、棚にある食器類は音を立てる。座りの悪い置物が、倒れることがある。	電線が大きく揺れる。自動車を運転していて、揺れに気付く人がいる。
5弱	大半の人が、恐怖を覚え、物につかまりたいと感じる。	電灯などのつり下げ物は激しく揺れ、棚にある食器類、書棚の本が落ちることがある。座りの悪い置物の大半が倒れる。固定していない家具が移動することがあり、不安定なものは倒れることがある。	まれに窓ガラスが割れて落ちることがある。電柱が揺れるのがわかる。道路に被害が生じることがある。
5強	大半の人が、物につかまらなると歩くことが難しいなど、行動に支障を感じる。	棚にある食器類や書棚の本で、落ちるものが増える。テレビが台から落ちることがある。固定していない家具が倒れることがある。	窓ガラスが割れて落ちることがある。補強されていないブロック塀が崩れることがある。据付けが不十分な自動販売機が倒れることがある。自動車の運転が困難となり、停止する車もある。
6弱	立っていることが困難になる。	固定していない家具の大半が移動し、倒れるものもある。ドアが開かなくなることがある。	壁のタイルや窓ガラスが破損、落下することがある。

震度階級	人の体感・行動	屋内の状況	屋外の状況
6強	立っていることができず、はわないと動くことができない。 揺れにほんろうされ、動くこともできず、飛ばされることもある。	固定していない家具のほとんどが移動し、倒れるものが増える。	壁のタイルや窓ガラスが破損、落下する建物が増える。補強されていないブロック塀のほとんどが崩れる。
7		固定していない家具のほとんどが移動したり倒れたりし、飛ぶこともある。	壁のタイルや窓ガラスが破損、落下する建物がさらに増える。補強されているブロック塀も破損するものがある。

● 木造建物（住宅）の状況

震度階級	木造建物（住宅）	
	耐震性が高い	耐震性が低い
5弱	—	壁などに軽微なひび割れ・亀裂がみられることがある。
5強	—	壁などにひび割れ・亀裂がみられることがある。
6弱	壁などに軽微なひび割れ・亀裂がみられることがある。	壁などのひび割れ・亀裂が多くなる。 壁などに大きなひび割れ・亀裂が入ることがある。 瓦が落下したり、建物が傾いたりすることがある。倒れるものもある。
6強	壁などにひび割れ・亀裂がみられることがある。	壁などに大きなひび割れ・亀裂が入るものが増える。 傾くものや、倒れるものが増える。
7	壁などのひび割れ・亀裂が多くなる。 まれに傾くことがある。	傾くものや、倒れるものがさらに増える。

(注1) 木造建物（住宅）の耐震性により2つに分けた。耐震性は、建築年代の新しいものほど高い傾向があり、概ね昭和56年（1981年）以前は耐震性が低く、昭和57年（1982年）以降には耐震性が高い傾向がある。しかし、構法の違いや壁の配置などにより耐震性に幅があるため、必ずしも建築年代が古いというだけで耐震性の高低が決まるものではない。既存建築物の耐震性は、耐震診断により把握することができる。

(注2) この表における木造の壁のひび割れ、亀裂、損壊は、土壁（割り竹下地）、モルタル仕上壁（ラス、金網下地を含む）を想定している。下地の弱い壁は、建物の変形が少ない状況でも、モルタル等が剥離し、落下しやすくなる。

(注3) 木造建物の被害は、地震の際の地震動の周期や継続時間によって異なる。平成20年（2008年）岩手・宮城内陸地震のように、震度に比べ建物被害が少ない事例もある。

● 鉄筋コンクリート造建物の状況

震度階級	鉄筋コンクリート造建物	
	耐震性が高い	耐震性が低い
5強	—	壁、梁（はり）、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が入ることがある。
6弱	壁、梁（はり）、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が入ることがある。	壁、梁（はり）、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が多くなる。
6強	壁、梁（はり）、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が多くなる。	壁、梁（はり）、柱などの部材に、斜めやX状のひび割れ・亀裂がみられることがある。 1階あるいは中間階の柱が崩れ、倒れるものがある。
7	壁、梁（はり）、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂がさらに多くなる。 1階あるいは中間階が変形し、まれに傾くものがある。	壁、梁（はり）、柱などの部材に、斜めやX状のひび割れ・亀裂が多くなる。 1階あるいは中間階の柱が崩れ、倒れるものが増える。

(注1) 鉄筋コンクリート造建物では、建築年代の新しいものほど耐震性が高い傾向があり、概ね昭和56年（1981年）以前は耐震性が低く、昭和57年（1982年）以降は耐震性が高い傾向がある。しかし、構造形式や平面的、立面的な耐震壁の配置により耐震性に幅があるため、必ずしも建築年代が古いというだけで耐震性の高低が決まるものではない。既存建築物の耐震性は、耐震診断により把握することができる。

(注2) 鉄筋コンクリート造建物は、建物の主体構造に影響を受けていない場合でも、軽微なひび割れがみられることがある。

● 地盤・斜面等の状況

震度階級	地盤の状況	斜面等の状況
5弱	亀裂※1や液状化※2が生じることがある。	落石やがけ崩れが発生することがある。
5強		
6弱	地割れが生じることがある。	がけ崩れや地すべりが発生することがある。
6強	大きな地割れが生じることがある。	がけ崩れが多発し、大規模な地すべりや山体の崩壊が発生することがある※3。
7		

※1 亀裂は、地割れと同じ現象であるが、ここでは規模の小さい地割れを亀裂として表記している。

※2 地下水位が高い、ゆるい砂地盤では、液状化が発生することがある。液状化が進行すると、地面からの泥水の噴出や地盤沈下が起こり、堤防や岸壁が壊れる、下水管やマンホールが浮き上がる、建物の土台が傾いたり壊れたりするなどの被害が発生することがある。

※3 大規模な地すべりや山体の崩壊等が発生した場合、地形等によっては天然ダムが形成されることがある。また、大量の崩壊土砂が土石流化することもある。

● ライフライン・インフラ等への影響

ガス供給の停止	安全装置のあるガスメーター（マイコンメーター）では震度5弱程度以上の揺れで遮断装置が作動し、ガスの供給を停止する。 さらに揺れが強い場合には、安全のため地域ブロック単位でガス供給が止まることもある※。
断水、停電の発生	震度5弱程度以上の揺れがあった地域では、断水、停電が発生することがある※。
鉄道の停止、高速道路の規制等	震度4程度以上の揺れがあった場合には、鉄道、高速道路などで、安全確認のため、運転見合わせ、速度規制、通行規制が、各事業者の判断によって行われる。（安全確認のための基準は、事業者や地域によって異なる。）
電話等通信の障害	地震災害の発生時、揺れの強い地域やその周辺の地域において、電話・インターネット等による安否確認、見舞い、問合せが増加し、電話等がつながりにくい状況（ふくそう）が起こることがある。そのための対策として、震度6弱程度以上の揺れがあった地震などの災害の発生時に、通信事業者により災害用伝言ダイヤルや災害用伝言板などの提供が行われる。
エレベーターの停止	地震管制装置付きのエレベーターは、震度5弱程度以上の揺れがあった場合、安全のため自動停止する。運転再開には、安全確認などのため、時間がかかることがある。

※震度6強程度以上の揺れとなる地震があった場合には、広い地域で、ガス、水道、電気の供給が停止することがある。

● 大規模構造物への影響

長周期地震動※による超高層ビルの揺れ	超高層ビルは固有周期が長い場合、固有周期が短い一般の鉄筋コンクリート造建物に比べて地震時に作用する力が相対的に小さくなる性質を持っている。しかし、長周期地震動に対しては、ゆっくりとした揺れが長く続き、揺れが大きい場合には、固定の弱いOA機器などが大きく移動し、人も固定しているものにつかまらなると、同じ場所にいられない状況となる可能性がある。
石油タンクのスロッシング	長周期地震動により石油タンクのスロッシング（タンク内溶液の液面が大きく揺れる現象）が発生し、石油がタンクから溢れ出たり、火災などが発生したりすることがある。
大規模空間を有する施設の天井等の破損、脱落	体育館、屋内プールなど大規模空間を有する施設では、建物の柱、壁など構造自体に大きな被害を生じない程度の地震動でも、天井等が大きく揺れたりして、破損、脱落することがある。
長周期地震動※による超高層ビルの揺れ	超高層ビルは固有周期が長い場合、固有周期が短い一般の鉄筋コンクリート造建物に比べて地震時に作用する力が相対的に小さくなる性質を持っている。しかし、長周期地震動に対しては、ゆっくりとした揺れが長く続き、揺れが大きい場合には、固定の弱いOA機器などが大きく移動し、人も固定しているものにつかまらなると、同じ場所にいられない状況となる可能性がある。
石油タンクのスロッシング	長周期地震動により石油タンクのスロッシング（タンク内溶液の液面が大きく揺れる現象）が発生し、石油がタンクから溢れ出たり、火災などが発生したりすることがある。

※規模の大きな地震が発生した場合、長周期の地震波が発生し、震源から離れた遠方まで到達して、平野部では地盤の固有周期に応じて長周期の地震波が増幅され、継続時間も長くなる可能性がある。

防 災 拠 点

1. 大阪府選定

区 分	対 象 地 区	所 在 地
広域防災拠点	1. 大阪北部 2. 大阪中部（八尾空港周辺） 3. 大阪南部（りんくうタウン）	吹田市千里万博公園 7 8 - 4 八尾市八尾空港 1 丁目 泉南市りんくう南浜 2 - 1 4
後方支援活動拠点	1. 日本万国博覧会記念公園 2. 服部緑地 3. 大阪城公園 4. 鶴見緑地 5. 長居公園 6. 寝屋川公園 7. 久宝寺緑地 8. 山田池公園 9. 大泉緑地 10. 錦織公園 11. 蜻蛉池公園	吹田市千里万博公園 1 - 1 豊中市服部緑地 1 - 1 大阪府中央区大阪城 大阪府鶴見区緑地公園 大阪府東住吉区長居公園 寝屋川市寝屋川公園 1 7 0 7 八尾市西久宝寺 3 2 3 枚方市山田池公園 1 - 1 堺市北区金岡町 1 2 8 富田林市錦織 1 5 6 0 岸和田市三ヶ山町大池尻 7 0 1

2. 熊取町選定

区 分	対 象 地 区	所 在 地
地域防災拠点	中央公園臨時駐車場用地	熊取町野田 4 - 2 7 4 - 1 5 1 他
(物資拠点)	永楽ゆめの森公園	熊取町大字野田 6 5 番 1 0
	熊取町総合体育館（ひまわりドーム）	熊取町久保 5 - 3 - 1

原子力災害緊急事態応急対策拠点

施 設 名	所 在 地	対 象 原 子 力 事 業 所
大阪府 熊取オフサイトセンター	熊取町朝代西 2 丁目 1 0 1 0 番地 (京都大学複合原子力科学研究所内)	京都大学複合原子力科学研究所 原子燃料工業(株)熊取事業所

消 防 力 の 現 況

		消 防 署	消 防 団
施 設	署数または団数	1 本部 5 署	1
	出張署数または分団数	2 分署 4 出張所	5
人 員		3 7 5 (4 2)	7 8
車 両	消防ポンプ自動車数	1 7 (3)	4
	動力消防ポンプ付積載車数	1 (-)	1
	梯子付消防ポンプ自動車数 (1 5 M ~ 3 0 M)	3 (-)	0
	化学消防ポンプ自動車数	2 (-)	0
	救助工作車数	4 (1)	0
	救急車数	1 7 (2)	-
	その他の車両数	3 2 (4)	1

消 防 水 利 の 現 況

消 火 栓	公 設 (ア)		5, 7 9 1
	私 設 (イ)		2 3 1
	小 計 ① (ア) + (イ)		6, 0 2 2
防 火 水 槽	公 設 (ウ)	2 0 ~ 4 0 m ³ 未満	4 2
		4 0 ~ 6 0 m ³ 未満	6 1 6
		6 0 ~ 1 0 0 m ³ 未満	2 8
		1 0 0 m ³ 以上	2 1
	私 設 (エ)	2 0 ~ 4 0 m ³ 未満	1 4
		4 0 ~ 6 0 m ³ 未満	4 4 8
		6 0 ~ 1 0 0 m ³ 未満	3 5
		1 0 0 m ³ 以上	2 4
	小 計 ② (ウ) + (エ)	2 0 ~ 4 0 m ³ 未満	5 6
		4 0 ~ 6 0 m ³ 未満	1, 0 6 4
		6 0 ~ 1 0 0 m ³ 未満	6 3
		1 0 0 m ³ 以上	4 5
合 計 ① + ②			1, 2 2 8
そ の 他	河川・溝等		0
	海・湖		8
	プール		4 6
	濠・池等		1 1 2
	下水道		0
	井戸		1
	計		1 6 7

消 防 資 機 材

	種 別	数 量		種 別	数 量
放 水 器 具	消防用ホース 65mm	152	救 助 器 具	滑車	7
	" 40mm	41		カラビナ	70
	プロジェクトガン 40mm	4		救命ゴムボート	一式
	クアドラノズル 40mm	6		救命浮輪	5
	無反動ノズル	3		救命胴衣	10
	ロータリーノズル	1		救助訓練用人形 (コウタロー)	1
	泡管そう	2		携帯用コンクリート破壊器具	1
	放水銃	1		空気式救助マット	一式
	泡原液 (㍻)	530			
	組立水槽 2,500㍻	4			
	" 540㍻	1			
	ジェットシューター	30			
	救 助 器 具	かぎ付はしご		2	保 安 器 具
サバイバースリング		1	空気呼吸器	30	
アーク溶接機		1	空気ボンベ	45	
2連はしご		1	安全帯	16	
3連はしご		2	放射能防護服	265	
救命索発射銃		1	防護マスク	56	
エンジンカッター		2	防じんマスク	20	
チェーンソー		3	可燃性ガス測定器	2	
エアースー		一式	サーベイメーター	9	
ガス溶断器		1	ポケット線量計	19	
エアージャッキ		一式	送排風機	1	
チルホール		2	高圧ガス製造設備	一式	
救助用ロープ		11	携帯警報器	18	
(100m・50m・30m・20m・10m)					
クリッパー		7	水 防 資 機 材	土のう (ビニール袋)	2,000
ライフハンマー		3		スコップ	54
レスキューシザー		4		ツルハシ	5
救助用縛帯		2		カケヤ	1
ハンマードリル		一式		一輪車	5
バスケット型担架		2			
救助用平坦架		1	そ の 他	電磁式膜圧計	1
マンホール救助器具		一式		超音波厚さ計	1
ワイヤーはしご		1		騒音計	1
油圧式救助器具		一式		ピトーゲージ	2
(油圧式カッター、スプレッ ダー、ラムシリンダー)				消火栓圧力ゲージ	1
			炭化深度計	1	

災害医療機関一覧

(令和4年12月1日現在)

災害拠点病院(基幹災害拠点病院)

名 称	郵便番号	所 在 地	電 話 番 号	F A X 番 号	総病床数
地方独立行政法人 大阪府立病院機構 大阪 急性期・総合医療センター	558-8558	大阪市住吉区万代東3-1-56	06-6692-1201	06-6606-7000	865

災害拠点病院(地域災害拠点病院)

名 称	郵便番号	所 在 地	電 話 番 号	F A X 番 号	総病床数
大阪市立 総合医療センター	534-0021	大阪市都島区都島本通2丁目13番22号	06-6929-1221	06-6929-2041	1063
独立行政法人国立病院機 構大阪医療センター	540-0006	大阪市中央区法円坂2-1-14	06-6942-1331	06-6943-6467	686
大阪赤十字病院	543-8555	大阪市天王寺区筆ヶ崎町5-30	06-6774-5111	06-6774-5131	964
大阪公立大学 医学部附属病院	545-8586	大阪市阿倍野区旭町1-5-7	06-6645-2121	06-6632-7114	965
社会福祉法人恩賜財団済 生会支部大阪府済生会千 里病院	565-0862	吹田市津雲台1丁目1番6号	06-6871-0121	06-6871-0130	333
大阪大学 医学部附属病院	565-0871	吹田市山田丘2-15	06-6879-5111	06-6879-5019	1086
大阪医科薬科 大学病院	569-8686	高槻市大学町2番7号	072-683-1221	072-682-3822	832
関西医科大学 附属病院	573-1191	枚方市新町2丁目3番1号	072-804-0101	072-804-0131	751
学校法人 関西医科大学 関西医科大学総合医療セ ンター	570-8507	守口市文園町10-15	06-6992-1001	06-6992-4846	477
大阪府立 中河内救命救急センター	578-0947	東大阪市西岩田3-4-13	06-6785-6166	06-6785-6165	30
市立東大阪医療センター	578-8588	東大阪市西岩田三丁目4番5号	06-6781-5101	06-6781-2194	547
学校法人近畿大学 近畿大学病院	589-8511	大阪狭山市大野東377-2	072-366-0221	072-366-0206	929
堺市立総合医療センター	593-8304	堺市西区家原寺町1-1-1	072-272-1199	072-272-9911	487
りんくう総合医療センター (大阪府泉州救命救急セ ンター)	598-8577	泉佐野市りんくう往来北2-23	072-469-3111	072-469-7929	388
医療法人警和会 大阪警察病院	543-0035	大阪市天王寺区北山町10-31	06-6771-6051	06-6775-2838	580
多根総合病院	550-0025	大阪市西区九条南1-12-21	06-6581-1071	06-6581-2520	304
医療法人徳洲会 岸和田徳洲会病院	596-8522	岸和田市加守町4丁目27-1	072-445-9915	072-445-9791	341

特定診療災害医療センター

名 称	郵便番号	所 在 地	電 話 番 号	F A X 番 号	総病床数
地方独立行政法人 大阪府立病院機構 大阪国際がんセンター	541-8567	大阪市中央区大手前3丁目1番69号	06-6945-1181	06-6945-1900	500
地方独立行政法人 大阪府立病院機構 大阪精神医療センター	573-0022	枚方市宮之阪三丁目16番21号	072-847-3261	072-840-6206	473
地方独立行政法人 大阪府立病院機構 大阪はびきの医療センター	583-8588	羽曳野市はびきの3丁目7-1	072-957-2121	072-958-3291	426
地方独立行政法人 大阪府立病院機構 大阪母子医療センター	594-1101	和泉市室堂町840番地	0725-56-1220	0725-56-5682	375

熊取町災害医療センター

名 称	郵便番号	所 在 地	電 話 番 号	F A X 番 号	総病床数
社会医療法人 三和会永山病院	590-0406	泉南郡熊取町大久保東1丁目1番10号	072-453-1122	072-453-2841	230

町内医療機関

町内病院・一般診療所一覧

令和6年2月時点

番号	医療機関名	住所	電話番号	FAX	診療科目
1	いしもとクリニック	大久保西8-62	451-3326	451-3401	内科・肛門科・消化器科・外科
2	いとうまもる診療所	希望が丘3丁目7-14	453-2821	453-0135	脳神経外科・内科・糖尿病・内分泌内科・小児科内科・心療内科・精神科・リハビリテーション科
3	奥田泌尿器科	希望が丘1丁目23-16	452-6060	452-6161	泌尿器科
4	関西医療大学附属診療所	若葉2丁目11-1	453-8255	453-8289	内科・脳神経内科・整形外科・心療内科・精神科・リハビリテーション科・禁煙外来
5	木本内科	和田1丁目1-15	453-3306	452-8554	内科・糖尿病内科・呼吸器内科・放射線科
6	くまとり坂口クリニック	野田3丁目353-4	493-8855	493-8866	内科・消化器内科・肝臓内科
7	熊取ファミリークリニック	大久保中2丁目26-11 化研ビル101	451-1655	451-1645	内科
8	くわはらクリニック	希望が丘3丁目5-16	452-7472	452-7473	整形外科・外科・内科・リハビリテーション科
9	さき眼科クリニック	野田3丁目353-4	453-6001	453-6010	眼科
10	七山病院	七山2丁目2-1	452-1231	453-5066	精神科・心療内科
11	耳鼻咽喉科のぎき医院	五門西2丁目7-22	453-4133	453-4120	耳鼻咽喉科・アレルギー科・気管食堂内科
12	とくおか循環器・内科クリニック	紺屋1丁目8-23	452-5400	452-8691	循環器内科・内科・リハビリテーション科
13	高槻眼科	大久保中2丁目26-18	453-0130	452-7085	眼科
14	竹井クリニック	五門東1丁目7-23	451-2765	451-2765	内科・胃腸内科・外科・小児科・アレルギー科
15	とちはらクリニック	大久保中1丁目15-13 大屋ビル1階101号	451-2700	451-2702	皮膚科・内科
16	永山クリニック	紺屋1丁目25-12	451-2100	453-1902	人工透析
17	永山病院	大久保東1丁目1-10	453-1122	453-2841	内科・外科・整形外科・脳神経外科・消化器内科・循環器内科・消化器外科・眼科・泌尿器科・救急科・リハビリテーション科・リウマチ科・神経内科・腎臓内科（人工透析）・糖尿病内科・乳腺外科・呼吸器内科・麻酔科・精神科・心療内科
18	はまこどもクリニック	大久保中2丁目26-11 化研ビル201	451-2021	451-2022	小児科
19	ひがしはら整形外科 リウマチクリニック	大久保中1丁目10-29	453-3322	453-3310	整形外科・リウマチ科・リハビリテーション科
20	松木医院	美熊台1丁目5-17	453-1666	453-1198	内科・小児科・循環器科
21	南大阪アイクリニック	大久保北3丁目174-6	453-1750	452-7456	眼科
22	みなみこころのクリニック	大久保中1丁目14-13 スカイビュー宝泉1F	447-5373	447-5320	診療内科・精神科・老年精神科
23	みむらレディースケア クリニック	野田3丁目353-4	451-0377	451-0378	婦人科・産科
24	古谷こどもクリニック	大久保東2丁目6-17 中林ビル2階	451-3663	451-3661	小児科・内科・アレルギー科

町内歯科医院一覧

令和6年2月時点

番号	医療機関名	住 所	電話番号	FAX
1	いとう歯科医院	小垣内4丁目1097-3	452-6449	452-1670
2	いずみ歯科	大久保中2丁目26-6	453-7530	453-7530
3	おくにし歯科	大久保東2丁目6-17 中林ビル1F	451-1355	—
4	岸田歯科医院	美熊台1丁目5-15	453-3232	453-3232
5	小泉歯科医院	野田2丁目11-32 ポエムビル2階	453-5510	453-5522
6	こたき歯科クリニック	紺屋2丁目6-5 シャーメゾン紺屋101, 102	451-1008	451-1007
7	たなか歯科医院	大久保北2丁目5-25	452-5220	452-5220
8	てらした歯科・小児歯科	野田4丁目2085-1	451-1184	451-1183
9	道明歯科医院	大久保中1丁目2-24	453-2033	453-2033
10	西原歯科医院	野田3丁目2451-35	453-2104	453-2104
11	ねごろ歯科医院	朝代東2丁目9-55	453-6480	453-6479
12	林歯科医院	小垣内1丁目10-18 中内ビル1F	452-8802	452-8803
13	東歯科医院	大久保中1丁目16-8	453-5566	453-5566
14	まつもと歯科・小児矯正歯科	大久保中1丁目16-22	493-4182	493-4183
15	山田歯科	大宮1丁目9-31	453-3748	453-3748
16	若松歯科医院	大久保北3丁目4061-1	452-8988	452-8988

町内薬局薬店

番号	店名	所在地	電話番号
1	アイン薬局 熊取希望が丘北店	希望が丘3丁目5-18	453-2051
2	アイン薬局 熊取希望が丘中店	希望が丘1丁目4-13	493-3363
3	あしはら薬局	大久保東1丁目1-26	453-1690
4	オレンジ薬局 七山店	七山2丁目4-1	444-7488
5	かるがも薬局 関西医療大学前店	若葉2丁目10-50	493-8813
6	キリン堂 熊取店	大久保東1丁目3-2	453-4610
7	くまとり薬局	大久保北2丁目20-8	451-3033
8	サン薬局 熊取店	大久保中1丁目14-13 スカイビュー宝泉1B号室	447-5327
9	そうごう薬局 熊取店	大久保中1丁目10-28	451-1131
10	そうごう薬局 熊取紺屋店	紺屋1丁目8-23	452-4100
11	ツバキ薬局	大久保北3丁目173-1	452-7580
12	トマト薬局	大久保中1丁目2-3	452-2721
13	ドーミョ薬局	和田1丁目1-5	452-8141
14	ドーミョ薬局 熊取駅前店	大久保中2丁目26-11 化研ビル	452-1418
15	ドリーム薬局	大久保東2丁目6-17 中林ビル1階	452-9990
16	フロンティア薬局 熊取店	大久保中2丁目27-9	451-3818
17	ベアーズ調剤薬局	大久保中1丁目16-18 日根建物第三ビル1階	452-5515
18	みのり薬局	大久保東1丁目2-18	451-3700
19	みのり薬局 野田店	野田3丁目353-4	451-2010
20	みのり薬局 山の手台店	大宮3丁目1560-3	447-8201
21	ライフくまとり薬局	紺屋1丁目24-3	452-7991
22	ライフみなみ薬局	大久保中1丁目2-1	453-6923

医療救護班編成数

●医療関係機関別

	医療救護班数	医師数	看護師数	その他
災害拠点病院	68	93	156	88
特定診療災害医療センター	16	16	32	16
近畿地方医務局	8	8	16	16
日本赤十字社大阪府支部 (大阪赤十字病院を除く。)	5	5	15	14
合計	97	122	219	134

地域緊急交通路

●地域防災拠点

名 称	経 路	延長 (km)
中央公園臨時駐車場用地	中央公園臨時駐車場用地→【都市計画道路大阪外環状線 (国道 170 号)】	0.05
永楽ゆめの森公園	永楽ゆめの森公園→【阪和自動車道】	0.30
総合体育館 (物資拠点)	総合体育館→【阪和自動車道】	12.00

●災害時用臨時ヘリポート

名 称	経 路	延長 (km)
大阪観光大グラウンド	大阪観光大学→町道池の台環状線・町道池の台横断線交差→町道池の台横断線・大阪和泉南線交差→大阪和泉南線 (岸和田南海線)・大久保東 2 交差→主要地方道泉佐野打田線→大久保交差→大久保東交差→熊取交差【都市計画道路大阪外環状線 (国道 170 号)】	2.00
京都大学複合 原子力科学研究所 研究員宿泊所前広場	京都大学複合原子力科学研究所→熊取交差【都市計画道路大阪外環状線 (国道 170 号)】	2.05
熊取町立町民 グラウンド	町民グラウンド→町道小谷穴釜線・町道五門久保小谷線交差→町道五門久保小谷線・町道野田中央線交差→町道野田中央線・国道 170 号 (旧) 交差→町道野田泉佐野線・野田交番西交差【都市計画道路大阪外環状線 (国道 170 号)】	2.76

●応急仮設住宅建設予定地

名 称	経 路	延長 (km)
中央公園	中央公園→町道自由が丘 1 号線・町道小垣内七山線交差→町道希望が丘 1 号線・町道希望が丘自由が丘線交差→南海熊取南交差【都市計画道路大阪外環状線 (国道 170 号)】	0.74

●熊取町災害医療センター

名 称	経 路	延長 (km)
(社医) 三和会永山病院	永山病院→熊取交差【都市計画道路大阪外環状線 (国道 170 号)】	0.13

●指定避難所

名 称	経 路	延長(km)
中央小学校体育館	中央小学校→町道野田泉佐野線・野田交番西交差【都市計画道路大阪外環状線(国道170号)】	0.28
東小学校体育館	東小学校→町道久保高田線・町道小谷穴釜線交差→町道小谷穴釜線・町道五門久保小谷線交差→久保交差→町道五門久保小谷線・町道野田中央線交差→町道野田中央線・国道170号(旧)交差→町道野田泉佐野線・野田交番西交差【都市計画道路大阪外環状線(国道170号)】	3.02
西小学校体育館	西小学校→町道座頭原線・主要地方道泉佐野打田線交差→熊取交差【都市計画道路大阪外環状線(国道170号)】	1.33
南小学校体育館	南小学校→町道朝代団地1号線・主要地方道泉佐野打田線交差→熊取交差【都市計画道路大阪外環状線(国道170号)】	2.96
北小学校体育館	北小学校→町道希望が丘36号線・町道希望が丘26号線交差→町道希望が丘26号線・町道希望が丘自由が丘線交差→町道希望が丘自由が丘線・南海熊取南交差【都市計画道路大阪外環状線(国道170号)】	0.66
熊取南中学校体育館	熊取南中学校→町道和田南山の手台線・町道山の手南北幹線交差→町道山の手南北幹線・町道五門久保小谷線交差→町道五門久保小谷線・町道野田中央線交差→町道野田中央線・国道170号(旧)交差→町道野田泉佐野線・野田交番西交差【都市計画道路大阪外環状線(国道170号)】	2.4
熊取中学校体育館	熊取中学校→町道五門久保小谷線・町道野田中央線交差→町道野田中央線・国道170号(旧)交差→町道野田泉佐野線・野田交番西交差【都市計画道路大阪外環状線(国道170号)】	0.7
熊取北中学校体育館	熊取北中学校→町道希望が丘26号線・町道希望が丘自由が丘交差→町道希望が丘自由が丘線・南海熊取南交差【都市計画道路大阪外環状線(国道170号)】	0.6

ヘリポート指定状況

No. 1

ヘリポート名		大阪観光大学グラウンド					
所在地	所在地		熊取町大久保南5丁目3番1号				
	所有者 又は 管理者	住所	熊取町大久保南5丁目3番1号				
		氏名	学校法人明浄学院				
土地の 状況	地籍		長さ 90m×幅 40m=面積 3,600㎡				
	勾配		縦断勾配 0度 横断勾配 0度				
付近の障害物等状況		西・・・校舎 38m 南・・・体育館 12m					
飛行進入可能方向		北、東					
駐機可能数（機種別）		大型	機	中型	2機	小型	3機

No. 2

ヘリポート名		京都大学複合原子力科学研究所研究員宿泊所前広場					
所在地	所在地		熊取町朝代西2丁目1010番地				
	所有者 又は 管理者	住所	熊取町朝代西2丁目1010番地				
		氏名	京都大学複合原子力科学研究所				
土地の 状況	地籍		長さ 50m×幅 40m=面積 2,000㎡				
	勾配		縦断勾配 0度 横断勾配 0度				
付近の障害物等状況		南・・・職員宿舎 5m 北・・・事務棟 5m 東・・・オフサイトセンター 12m					
飛行進入可能方向		西					
駐機可能数（機種別）		大型	機	中型	機	小型	1機

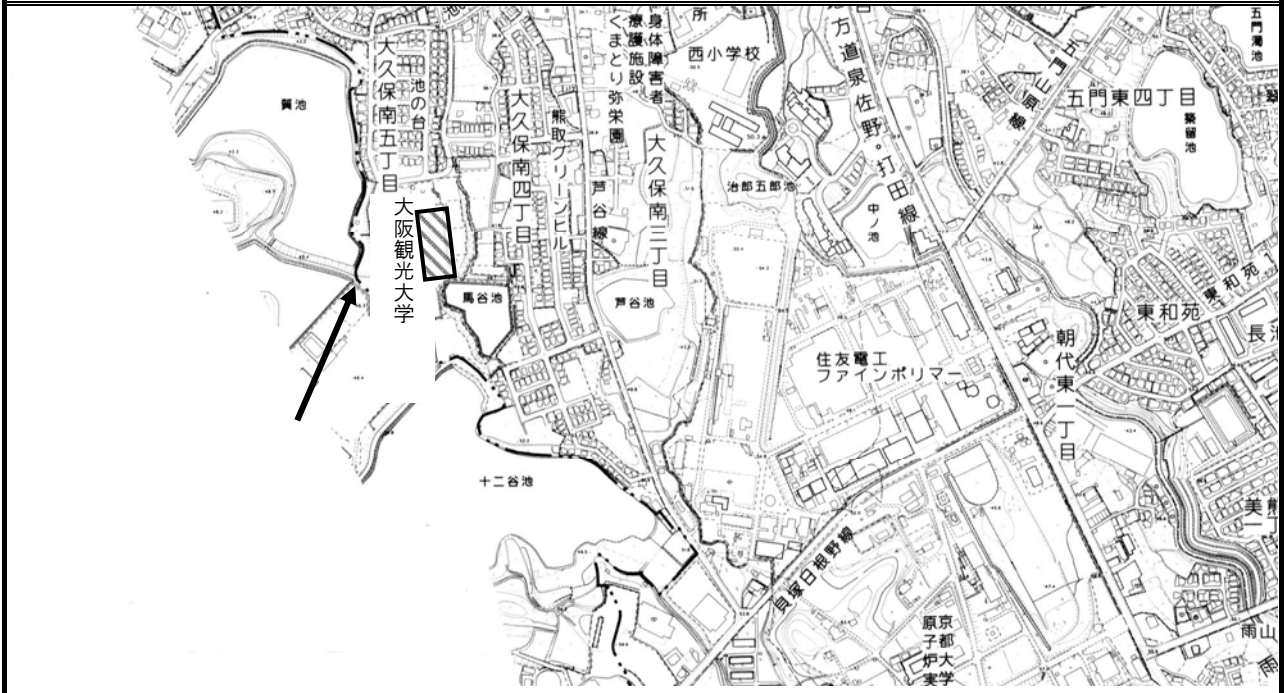
No. 3

ヘリポート名		熊取町立町民グラウンド					
所在地	所在地		熊取町久保5丁目3080番地				
	所有者 又は 管理者	住所	熊取町五門西1丁目10番1号				
		氏名	熊取町教育委員会 生涯学習推進課				
土地の 状況	地籍		長さ 150m×幅 60m=面積 9,000㎡				
	勾配		縦断勾配 0度 横断勾配 0度				
付近の障害物等状況		西・・・町民グラウンド観覧席 10m 北・・・ネットフェンス 10m 東・・・ネットフェンス 10m 南・・・ネットフェンス 10m					
飛行進入可能方向		北、東、南					
駐機可能数（機種別）		大型	機	中型	3機	小型	5機

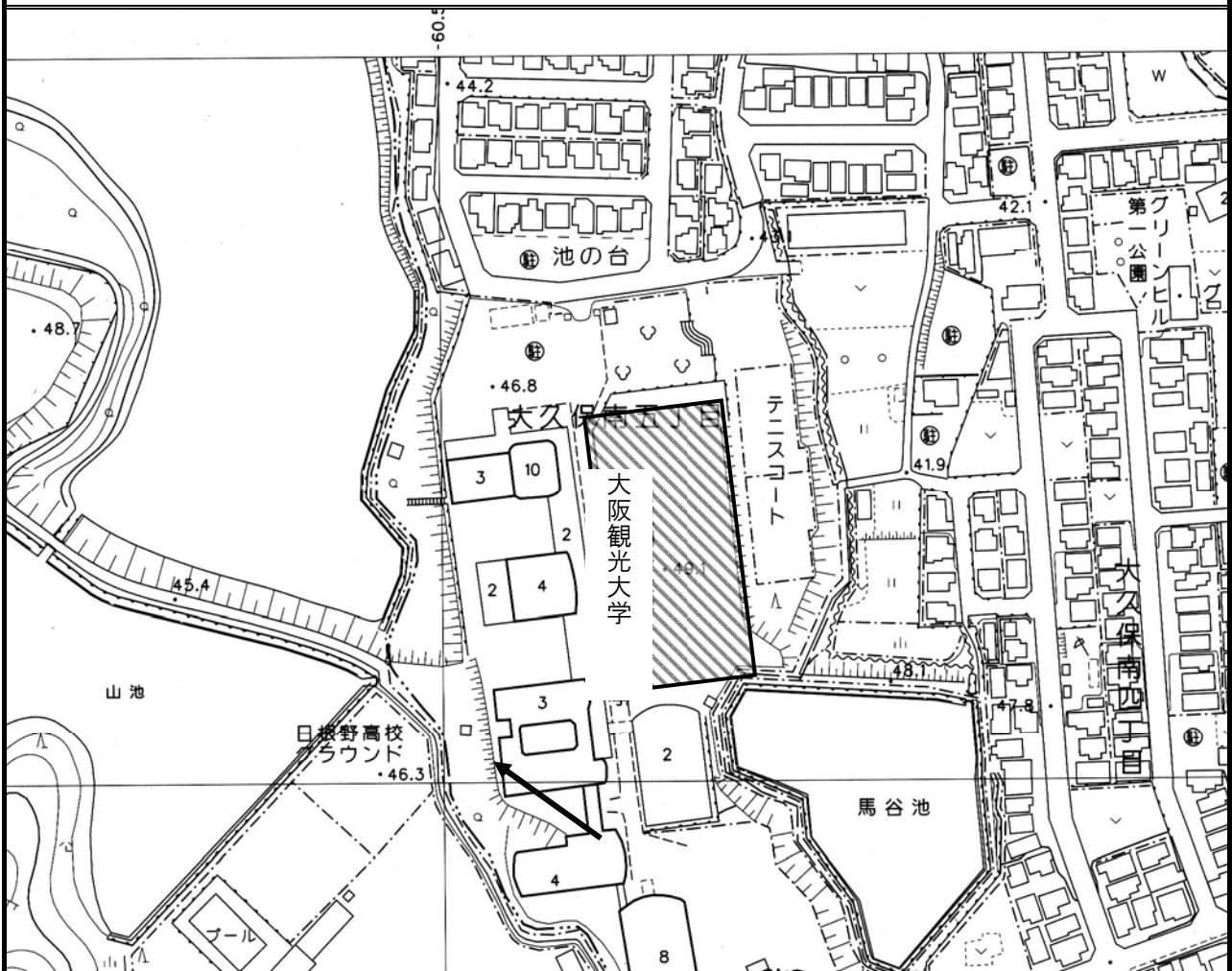
ヘリポート位置図

No.1 大阪観光大学グラウンド

ヘリポート位置図 (1/10000)



ヘリポート見取図 (1/2500)



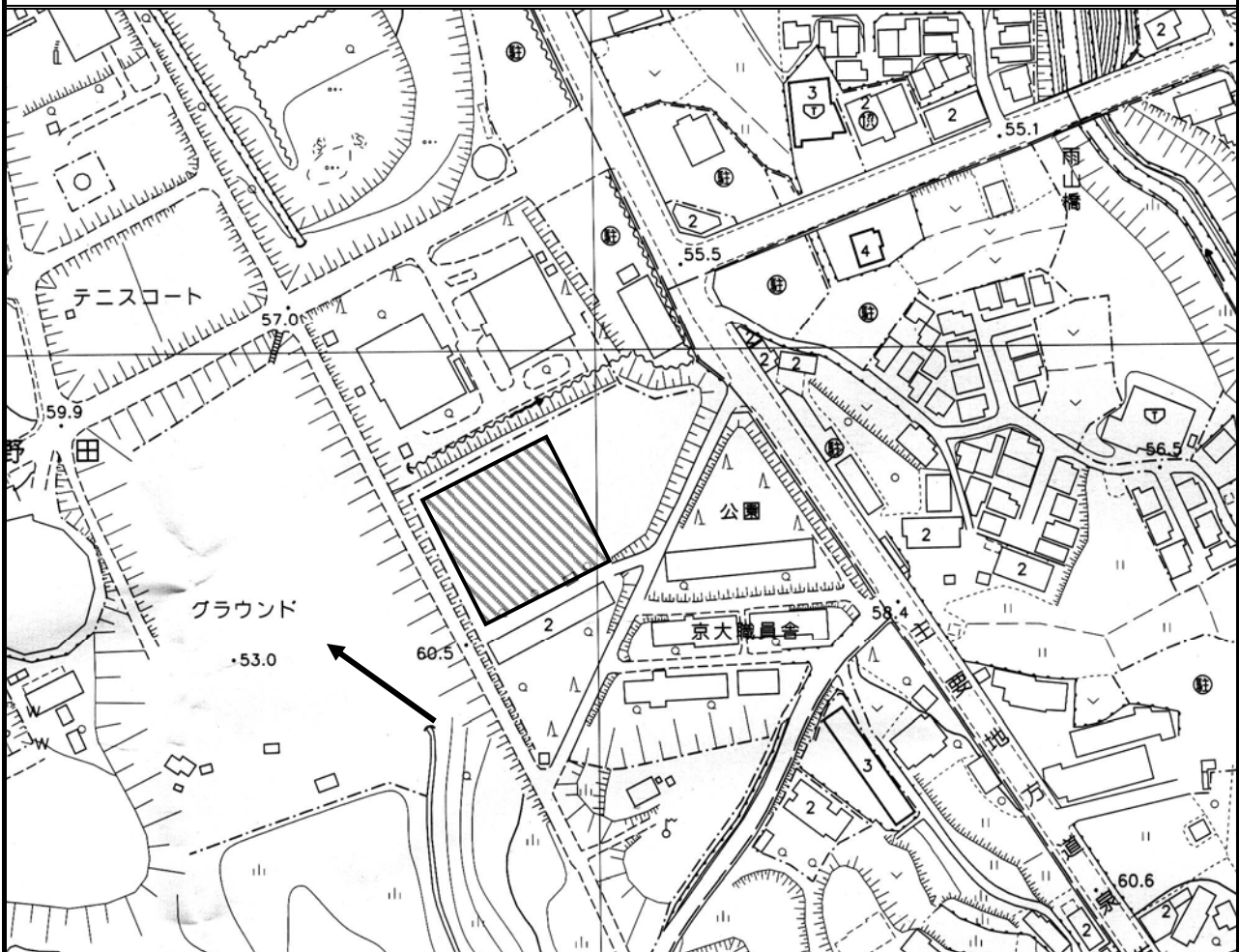
※矢印は恒風方向を示す

No. 2 京都大学複合原子力科学研究所研究員宿泊所前広場

ヘリポート位置図 (1/10000)



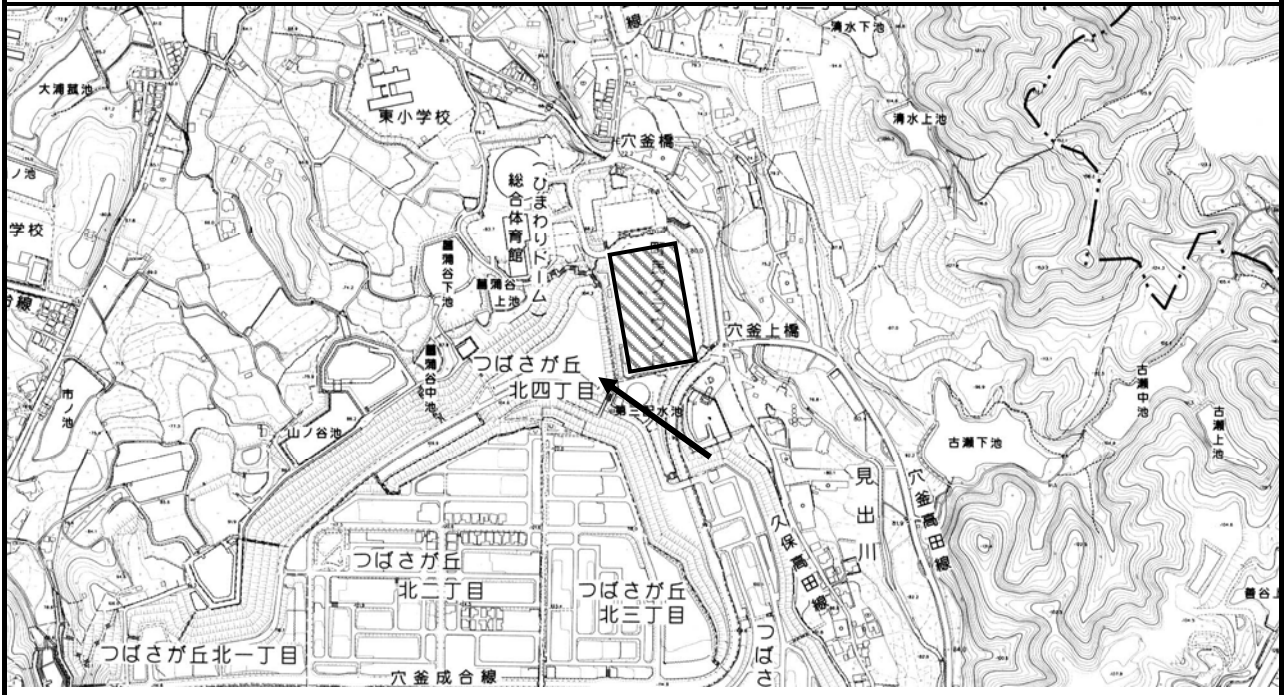
ヘリポート見取図 (1/2500)



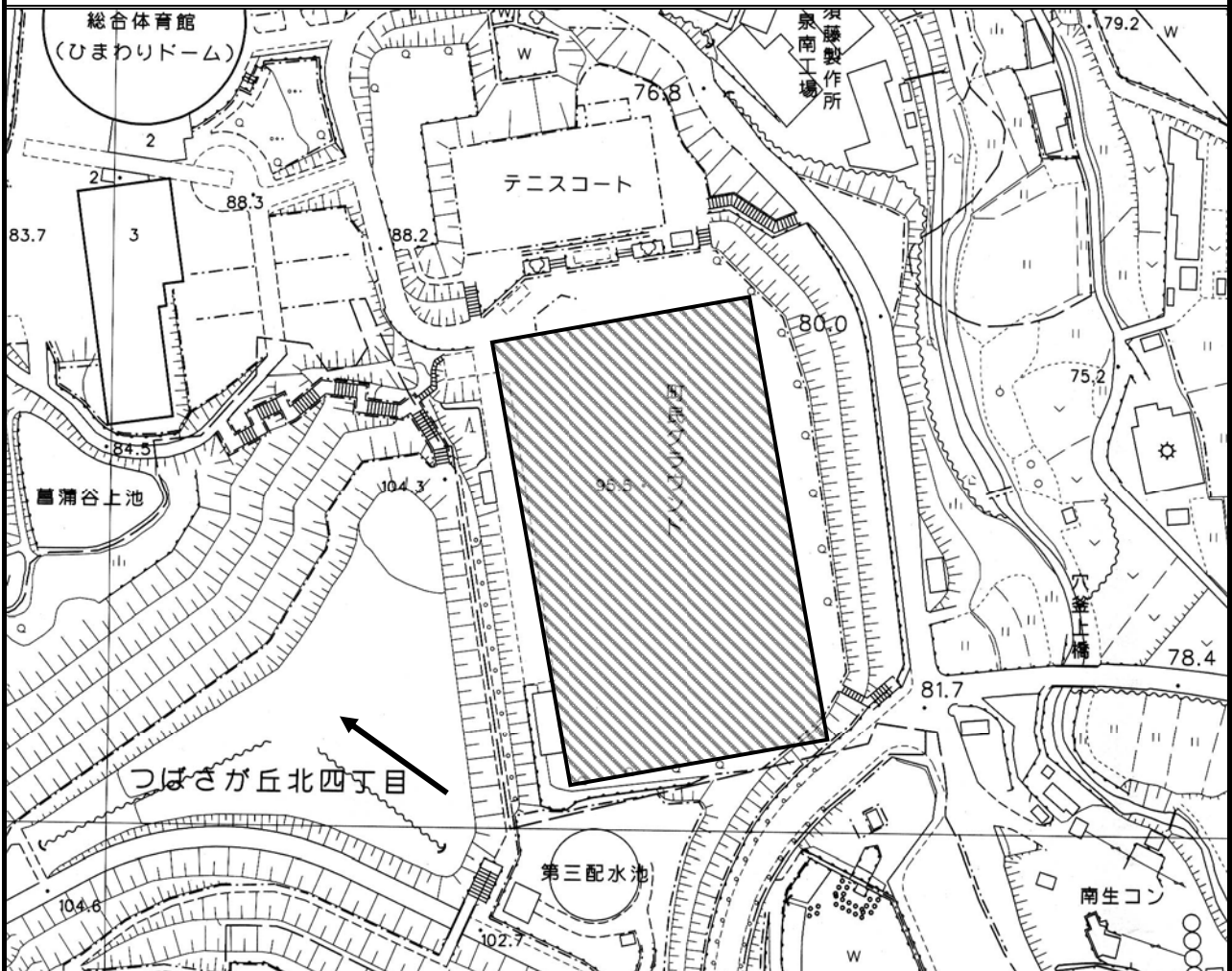
※矢印は恒風方向を示す

No.3 熊取町立町民グラウンド

ヘリポート位置図 (1/10000)



ヘリポート見取図 (1/2500)



※矢印は恒風方向を示す

社会福祉施設

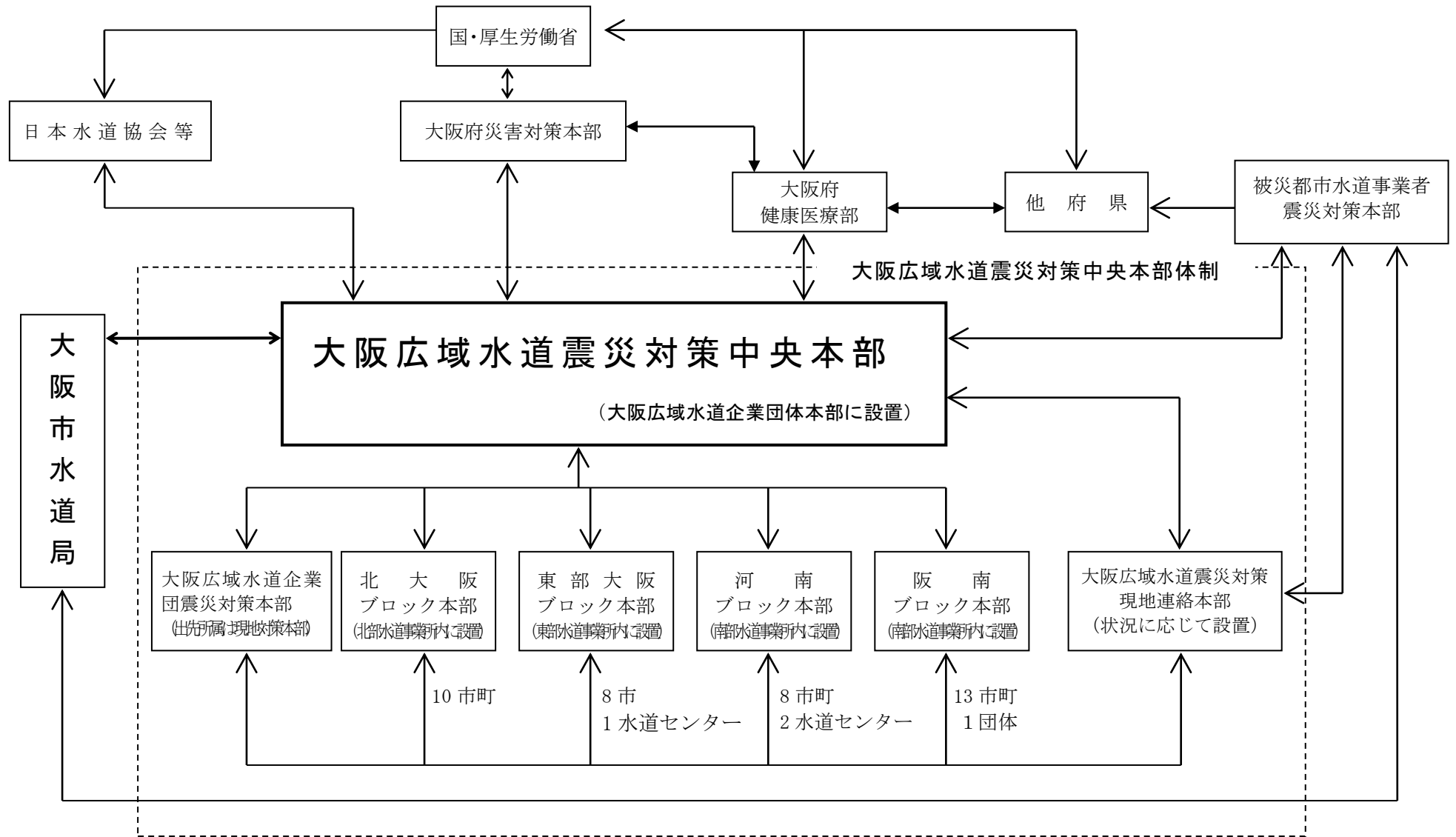
	施設及び団体名	電話番号	住所	備考
1	社会福祉法人 永楽福祉会	4 5 3 - 6 1 1 1	熊取町野田 3 - 2281	※
2	社会福祉法人 弥栄福祉会 特別養護老人ホーム 弥栄園	4 5 2 - 7 0 2 5	熊取町大久保南 3 - 1380 - 1	※
3	社会福祉法人 弥栄福祉会 障害者支援施設 くまとり弥栄園	4 5 2 - 7 0 3 0	熊取町大久保南 3 - 1380 - 3	※
4	社会福祉法人 和光福祉会 障害者支援施設 熊取療育園	4 5 3 - 5 6 5 5	熊取町朝代東 4-22-12	※
5	社会福祉法人 和光福祉会 障害福祉サービス事業所 つばさ	4 5 2 - 6 9 4 7	熊取町大字野田 232 - 1	※
6	社会福祉法人 大阪聴覚障害者福祉会 障害者支援施設 なかまの里	4 5 3 - 7 5 4 5	熊取町大字久保 2329	※
7	社会福祉法人 熊取ひまわり福祉会 障害福祉サービス事業所 熊取ひまわりの里	4 5 2 - 9 8 2 2	熊取町野田 3 - 241 - 1	※
8	社会福祉法人 清光会 障害福祉サービス事業所 ささゆり作業所	4 5 9 - 7 0 2 4	泉佐野市土丸 904	※
9	医療法人 爽神堂 介護老人保健施設 アルカディア	4 5 2 - 2 4 3 0	熊取町七山 2-2-1	※
10	社会福祉法人 伸栄福祉会	4 5 1 - 3 5 5 5	熊取町小垣内 1446 - 6	※
11	社会福祉法人 アトム共同福祉会 アトム共同保育園	4 5 2 - 7 1 1 2	熊取町長池 2-1	※
12	社会福祉法人 アトム共同福祉会 つばさ共同保育園	4 5 1 - 2 5 3 5	熊取町つばさが丘西 2-3-1	※
13	社会医療法人 三和会 介護老人保健施設 ライフケアながやま	4 5 3 - 1 5 8 0	熊取町大久保中 2 - 1 - 26	※
14	社会福祉法人 阪南福祉事業会 さくらこども園	4 5 2 - 0 3 4 5	熊取町七山 1-1403-1	※

※上記の福祉法人、医療法人と締結した「災害時における福祉避難所施設利用に関する協定」に基づき、福祉避難所の開設は、災害の状況に応じて民間福祉施設管理者と協議し決定する。

避 難 路

指定緊急避難場所名	経 路	延 長 (km)
中央小学校グラウンド	中央小学校→町道野田中央線・町道五門久保小谷線交差→町道五門久保小谷線・町道小谷穴釜線交差→町道小谷穴釜線・町道久保高田線交差→町民グラウンド	2.44
東小学校グラウンド	東小学校→町道小谷穴釜線・町道久保高田線交差→町民グラウンド	0.38
西小学校グラウンド	西小学校→町道座頭原線・主要地方道泉佐野打田線交差→主要地方道泉佐野打田線・町道朝代成合永楽線交差→町道朝代成合永楽線・町道穴釜成合線交差→町道穴釜成合線・町道久保高田線交差→町道久保高田線・町道小谷穴釜線交差→町民グラウンド	5.76
南小学校グラウンド	南小学校→町道朝代団地1号線・主要地方道泉佐野打田線交差→主要地方道泉佐野打田線・町道朝代成合永楽線交差→町道朝代成合永楽線・町道穴釜成合線交差→町道穴釜成合線・町道久保高田線交差→町道久保高田線・町道小谷穴釜線交差→町民グラウンド	3.90
北小学校グラウンド	北小学校→町道希望が丘36号線・町道希望が丘26号線交差→町道希望が丘26号線・町道希望が丘自由が丘線交差→南海熊取南交差→野田交番西交差→町道野田中央線・町道五門久保小谷線交差→町道五門久保小谷線・町道小谷穴釜線交差→町道小谷穴釜線・町道久保高田線交差→町民グラウンド	4.21
八幡池青少年広場	八幡池広場→久保交差→町道五門久保小谷線・町道小谷穴釜線交差→町道小谷穴釜線・町道久保高田線交差→町民グラウンド	1.24
長池公園	長池公園→町道府住10号線・町道府住1号線交差→町道府住1号線・主要地方道泉佐野打田線交差→主要地方道泉佐野打田線・町道朝代成合永楽線交差→町道朝代成合永楽線・町道穴釜成合線交差→町道穴釜成合線・町道久保高田線交差→町道久保高田線・町道小谷穴釜線交差→町民グラウンド	4.93
熊取歴史公園	熊取歴史公園→紺屋交差→町道野田中央線・町道五門久保小谷線交差→町道五門久保小谷線・町道小谷穴釜線交差→町道小谷穴釜線・町道久保高田線交差→町民グラウンド	3.26
大久保防災コミュニティ公園	大久保防災コミュニティ公園→大久保東交差→主要地方道泉佐野打田線・町道朝代成合永楽線交差→町道朝代成合永楽線・町道穴釜成合線交差→町道穴釜成合線・町道久保高田線交差→町道久保高田線・町道小谷穴釜線交差→町民グラウンド	6.14

大阪広域水道震災対策中央本部組織図



大阪府広域水道給水拠点

●【大阪広域水道企業団】あんしん給水栓（Aタイプ）

場 所	所 在 地	電話番号	全体容量 (m ³)
泉佐野ポンプ場	泉佐野市日根野 2 4 1 3	072-467-2334	4,000
泉南浄水池	阪南市桑野 5 5 1 - 1 2	—————	7,400
7 拡南部幹線 (φ 700)	泉南市新家地内	—————	—————
5 拡南部幹線 (φ 700)	泉佐野市長滝地内	—————	—————
5 拡南部幹線 (φ 500)	阪南市箱作地内	—————	—————

●【熊取町・大阪広域水道企業団】緊急給水口・あんしん給水栓（Bタイプ）

名 称	設 置 箇 所 路 線 名 他	口 径	備 考
緊急給水口	希望が丘 4 丁目地内 北小学校	φ 7 5	南門付近
緊急給水口	朝代東 4 丁目地内 南小学校	φ 7 5	正門付近
あんしん給水栓 (Bタイプ)	大久保中 1 丁目地内 (旧) 国道 1 7 0 号	φ 1 0 0	(医) 三和会永山 病院前
あんしん給水栓 (Bタイプ)	七山西地内 町道五門七山線・町道小垣内七山線交差	φ 1 0 0	
あんしん給水栓 (Bタイプ)	紺屋 2 丁目地内 大阪外環状線	φ 1 0 0	コンビニ (ファミリーマート) 前
あんしん給水栓 (Bタイプ)	大久保南 2 丁目地内 大阪岸和田南海線	φ 1 0 0	くましん整骨院前
あんしん給水栓 (Bタイプ)	大字久保地内 大阪外環状線	φ 1 5 0	免丸池付近
あんしん給水栓 (Bタイプ)	希望が丘 1 丁目地内 大阪外環状線	φ 1 5 0	南海熊取南交差点 (小垣内バス停前)

応急給水・応急復旧資機材

●応急給水資機材

給 水 車			給 水 タ ン ク			そ の 他		
種 類 (容量)	台 数	容量計 (t)	種 類 (容量)	台 数	容量計 (t)	種 類	容 量 (l)	個 数
加圧式 1.8	1	1.8	1.0	1	1.0	ポリ容器	20.0	120
						給水袋	10 ^{リットル}	2,500 枚
					6 ^{リットル}		2,800 枚	

●水道応急復旧資機材

資 機 材 名	数 量	資 機 材 名	数 量
鉄管切断機	1	可搬式発電機	1
電気ドリル	1	制水弁開栓器	5
ブレーカー	2	音聴体	2
コンクリートカッター	0	携帯無線	5
転圧機	1	残塩測定器	2
水中ポンプ	3	漏水探知機	2

災害用資機材・生活物資等の備蓄状況

● 応急対策活動用資機材等

資器材名	単位	熊取町役場	ふれあいセンター	総合体育館	中央小学校	東小学校	西小学校	南小学校	北小学校	熊取中学校	熊取北中学校	熊取南中学校	合計
防災倉庫	基			1	2	2	2	2	2	2	2	2	17
発電機	基				1	1	1	1	1	1	1	1	8
投光機	基	3			2	2	2	2	2	2	2	2	19
ブルーシート (7.2×5.4)	枚	2,500			3	2	2	2	2				2,511
エアータント	基	1		1									2
トイレ用テント	基			3	1	2	2	2	2	1	1	1	15
炊飯器	個												0
キャンドル	個				5	5	5	5	5				25
キャンドルロウベット	個				10	10	10	10	10				50
ろうそく	本				160								160
ろうそく燭台	個				10								10
ラジオライト	個						1	1					2
強力ライト	個				12	10	10	10	11				53
トランジスタメガホン	個			15	2		4	4					25
乾電池 (単一)	個				100	100	100	100	100				500
乾電池 (単二)	個				60	40	60	40	60				260
乾電池 (単三)	個				12	20	32	12	32				108
バケツ	個			50									50
やかん	個			10									10
カセットコンロ	個			11									11
ガスボンベ	本			14									14
段ボール間仕切り	組									2			2
段ボールゴミ箱	個			35									35
赤ちゃんベッド	基	47		3									50
救護所用ベッド	基			1									1
マット	枚	36			100	95		100	50				381
救急箱 (20人用)	個				1	1	2	1	1				6
ヘルメット	個	60		40					20				120
ガソリン携行缶 (10L)	個				1	1	1		1	1	1	1	7
コードリール (30m)	個				2	2	2	2	2	1	1	1	13
コードリール (50m)	個	2			1	1	1	1	1	2	2	2	13
作業灯	個												0

災害用資機材・生活物資等の備蓄状況

●生活必要物資

物 資 名	単 位	熊取町役場	ふれあいセンター	総合体育館	中央小学校	東小学校	西小学校	南小学校	北小学校	熊取中学校	熊取北中学校	熊取南中学校	合 計
アルファ化米 (100g 入)	食			850	400	1,000	1,050	1,000	400	300	300	300	5,600
高齢者用食 (おかゆ 20g)	袋				60	60	60	60	60				300
かんぱん (100g 入)	缶				48	48	48	48	24	48	24	24	312
非常用飲料水 (500ml 入)	缶			1,488	912	600	600	600	600	600	600	600	6,600
液体ミルク (明治ほほえみ らくら くミルク240ml)	箱	78											78
粉ミルク (はぐくみ130g)	箱	10											10
おむつ (大人用) ※購入から3年期限	枚	74											74
おむつ (小人用) ※購入から3年期限	枚	354											354
生理用品 ※購入から3年期限	枚	420											420
トイレットペーパー (130m) ※購入から3年期限	巻											240	240
哺乳瓶 ※購入から2年期限	本	40											40
非常用毛布 (不織布)	枚	92		200	180	220	220	220	230	40	40	40	1,482
非常用毛布 (アルミ蒸着)	枚	800											800
段ボールベッド	組	9	2		16	16	16	16	16	16	16	16	139
自動ラップ式トイレ (要配慮者用)	基		1		1	1	1	1	1	1	1	1	9
ポータブルトイレ (簡易・便槽なし)	基			4	4	4	4	4	4	4	4	4	36
簡易組み立てトイレ (大容量便槽付き)	基	3											3
ポータブルトイレ (凝固剤100回分/箱) ※購入から10年期限	箱				3	3	3	3	3	1	1	1	18
ペーパーボール	個			220	150	50	50	50					520
割り箸	膳				150	50	50	50					300
コップ	個				1,000								1,000

ごみ・し尿処理施設

●ごみ処理施設

収 集 運 搬 車						人 員		処 理 施 設 能 力 (t/日)	処 理 施 設 所 在 地
特 殊 運 搬		運 搬 ト ラ ッ ク		そ の 他		ご み 専 従 職 員			
町 所 有	委 託 業 者 所 有	町 所 有	委 託 業 者 所 有	町 所 有	委 託 業 者 所 有				
0	6	5	13	0	0	18	61.5	環境センター 久保2983番地の1 ☎452-6200	

●し尿処理施設

収 集 運 搬 車				人 員		処 理 施 設 能 力 (kl/日)	処 理 施 設 所 在 地
バ キ ュ ー ム		そ の 他		し 尿 専 従 職 員			
町 所 有	委 託 業 者 所 有	町 所 有	委 託 業 者 所 有				
0	4	0	0	2	70	大原衛生公苑 野田4丁目2063番地 ☎452-3261	

ボランティア活動推進機関

●広域ボランティア活動推進機関

名 称	所 在 地	電 話 番 号
大阪府ボランティア・ 市民活動センター (大阪府社会福祉協議会内)	大阪府中央区中寺1-1-54	06-6762-9631
大阪ボランティア協会	大阪府中央区谷町2-2-20	06-6357-5741
大阪市ボランティア情報センター (大阪市社会福祉協議会内)	大阪市天王寺区東高津町12-10	06-6765-4041
日本赤十字社大阪府支部	大阪府中央区大手前2-1-7	06-6943-0705

●熊取町ボランティアセンター

名 称	所 在 地	電 話 番 号
熊取町社会福祉協議会	熊取町野田1丁目1番8号	072-452-6001

災害救助法の適用基準

災害救助法は、被害が次のいずれかに該当するときに適用される。

- (1) 住家が滅失した世帯数が当該市町村（大阪市・堺市又は大阪市・堺市の区）の区域内の人口に応じ、次の世帯数以上であること

【法施行令第1条第1項第1号】

市町村の区域内の人口		住家滅失世帯数
	5,000人未満	30世帯
5,000人以上	15,000人未満	40世帯
15,000人以上	30,000人未満	50世帯
30,000人以上	50,000人未満	60世帯
50,000人以上	100,000人未満	80世帯
100,000人以上	300,000人未満	100世帯
300,000人以上		150世帯

- (2) 府の区域内の住家が滅失した世帯数が、2,500世帯以上であって、当該市町村（大阪市・堺市にあっては大阪市・堺市又は大阪市・堺市の区）の区域内の住家が滅失した世帯数が、その人口に応じ、次の世帯数以上であること

【法施行令第1条第1項第2号】

市町村の区域内の人口		住家滅失世帯数
	5,000人未満	15世帯
5,000人以上	15,000人未満	20世帯
15,000人以上	30,000人未満	25世帯
30,000人以上	50,000人未満	30世帯
50,000人以上	100,000人未満	40世帯
100,000人以上	300,000人未満	50世帯
300,000人以上		75世帯

- (3) 府の区域内の住家が滅失した世帯数が、12,000世帯以上であって、当該市町村（大阪市にあっては大阪市又は大阪市の区）の区域内の住家が滅失した世帯数が多数であること

【法施行令第1条第1項第3号前段】

- (4) 災害が隔絶した地域に発生したものである等災害にかかった者の救護を著しく困難とする、内閣府令で定める特別の事情がある場合で、かつ、多数の世帯の住家が滅失したものであること

【法施行令第1条第1項第3号後段——厚生労働大臣に協議が必要】

- (5) 多数の者が生命又は身体に危害を受け又は受けるおそれが生じた場合であって、内閣府令で定める基準に該当するとき

【法施行令第1条第1項第4号後段——厚生労働大臣に協議が必要】

(注) 住家滅失世帯数の算定基準

- ① 半壊又は半焼する等著しく損傷した世帯は、2世帯をもって住家滅失1世帯とする。
- ② 床上浸水、土砂のたい積等により一時的に居住困難な世帯は、3世帯をもって住家滅失1世帯とする。

災害救助法による救助の程度、方法及び期間早見表

救助の種類	対 象	費用の限度額	期 間	備 考
避難所の設置	災害により現に被害を受け、又は受けるおそれのある者を収容する。	(基本額) 避難所設置費 1人 1日当たり 330円以内 福祉避難所(高齢者、障害者等(以下「高齢者等」という。)であつて避難所での避難生活において特別な配慮を必要とするものに供与する避難所をいう。)を設置した場合は、1の金額に、当該地域において当該特別な配慮のために必要な通常の実費を加算することができる。	災害発生の日から7日以内	1 費用は、避難所の設置、維持及び管理のための賃金職員等雇上費、消耗器材費、建物の使用謝金、器物の使用謝金、借上費又は購入費、光熱水費並びに仮設便所等の設置費を含む。 2 避難に当たつての輸送費は別途計上。 3 避難所での生活が長期にわたる場合等においては、避難所で避難している者の健康上の配慮等により、ホテル・旅館など宿泊施設を借上げて実施することが可能。
応急仮設住宅の供与	住家が全壊、全焼又は流失し、居住する住家がない者であつて、自らの資力では住宅を得ることができない者	(建設型応急住宅) 1 規模 応急救助の趣旨を踏まえ、実施主体が地域の実情、世帯構成等に応じて設定 2 基本額 1戸当たり 5,714,000円以内 3 建設型応急住宅の供与終了に伴う解体撤去及び土地の原状回復のために支出できる費用は、当該地域における実費。	災害発生の日から20日以内着工	1 費用は設置にかかる原材料費、労務費、付帯設備工事費、輸送費及び建築事務費等の一切の経費として5,714,000円以内であればよい。 2 同一敷地内等に概ね50戸以上設置した場合は、集会等に利用するための施設を設置できる。(50戸未満であっても小規模な施設を設置できる) 3 高齢者等の要援護者等を数人以上収容する「福祉仮設住宅」を設置できる。 4 供与期間は2年以内
		(賃貸型応急住宅) 1 規模 建設型仮設住宅に準じる 2 基本額 地域の実情に応じた額		災害の発生の日から速やかに借上げ、提供 1 費用は家賃、共益費、敷金、礼金、仲介手数料、火災保険等、民間賃貸住宅の貸主、仲介業者との契約に不可欠なものとして、地域の実情に応じた額とする。 2 供与期間は建設型仮設住宅と同様。
炊き出しその他による食品の給与	1 避難所に避難している者 2 住家に被害を受け、若しくは災害により現に炊事のできない者	1人1日当たり 1,160円以内	災害発生の日から7日以内	食品給与のための総経費を延給食日数で除した金額が限度額以内であればよい。 (1食は 1/3日)
飲料水の供給	現に飲料水を得ることができない者(飲料水及び炊事のための水であること。)	当該地域における通常の実費	災害発生の日から7日以内	輸送費、人件費は別途計上

救助の種類	対 象	費 用 の 限 度 額	期 間	備 考					
被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与	全半壊（焼）、流失、床上浸水等により、生活上必要な被服、寝具、その他生活必需品を喪失、若しくは毀損等により使用することができず、直ちに日常生活を営むことが困難な者	1 夏季（4月～9月）冬季（10月から3月）の季別は災害発生の日をもって決定する。 2 下記金額の範囲内	災害発生の日から10日以内	1 備蓄物資の価格は年度当初の評価額 2 現物給付に限ること					
		区 分	1人世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	6人以上1人増すごとに加算	
		全壊 流失	夏	18,800	24,200	35,800	42,800	54,200	7,900
			冬	31,200	40,400	56,200	65,700	82,700	11,400
		半壊 床上浸水	夏	6,100	8,300	12,400	15,100	19,000	2,600
冬	10,000		13,000	18,400	21,900	27,600	3,600		
医 療	医療の途を失った者（応急的処置）	1 救護班…使用した薬剤、治療材料、医療器具破損等の実費 2 病院又は診療所…国民健康保険診療報酬の額以内 3 施術者…協定料金の額以内	災害発生の日から14日以内	患者等の移送費は、別途計上					
助 産	災害発生の日以前又は以後7日以内に分べんした者であって災害のため助産の途を失った者（出産のみならず、死産及び流産を含み現に助産を要する状態にある者）	1 救護班等による場合は、使用した衛生材料等の実費 2 助産師による場合は慣行料金の100分の80以内の額	分べんした日から7日以内	妊婦等の移送費は、別途計上					
被災者の救出	1 現に生命及び身体が危険な状態にある者 2 生死不明の状態にある者	当該地域における通常の実費	災害発生の日から3日以内	1 期間内に生死が明らかにならない場合は、以後「死体の捜索」として取り扱う。 2 輸送費、人件費は、別途計上					
被災した住宅の応急修理	1 住家が半壊（焼）若しくはこれらに準ずる程度の損傷を受け、自らの資力により応急修理をすることができない者 2 大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊（焼）した者	居室、炊事場及び便所等日常生活に必要最小限度の部分1世帯当たり 1 大規模半壊又は半壊若しくは半焼の被害を受けた世帯 595,000円以内 2 半壊又は半焼に準ずる程度の損傷により被害を受けた世帯 300,000円以内	災害発生の日から1ヵ月以内						

救助の種類	対 象	費 用 の 限 度 額	期 間	備 考
学用品の給与	住家の全壊(焼)流失、半壊(焼)又は床上浸水により学用品を喪失又は毀損等により使用することができず、就学上支障のある小学校児童、中学校生徒、義務教育学校生徒及び高等学校等生徒	1 教科書及び教科書以外の教材で教育委員会に届出又はその承認を受けて使用している教材、又は正規の授業で使用している教材実費 2 文房具及び通学用品は、1人当たり次の金額以内 小学校児童 4,500円 中学校生徒 4,800円 高等学校等生徒 5,200円	災害発生の日から(教科書)1ヵ月以内(文房具及び通学用品)15日以内	1 備蓄物資は評価額 2 入進学時の場合は個々の実情に応じて支給する。
埋 葬	災害の際死亡した者を対象にして実際に埋葬を実施する者に支給	1 体当たり 大人(12歳以上) 215,200円以内 小人(12歳未満) 172,000円以内	災害発生の日から10日以内	災害発生の日以前に死亡した者であっても対象となる
死体の搜索	行方不明の状態にあり、かつ、四囲の事情によりすでに死亡していると推定される者	当該地域における通常の実費	災害発生の日から10日以内	1 輸送費、人件費は別途計上 2 災害発生後3日を経過したものは一応死亡した者と推定している。
死体の処理	災害の際死亡した者について、死体に関する処理(埋葬を除く。)をする。	(洗浄、縫合、消毒等) 1 体当たり3,500円以内 死体の一時保存 既存建物借上費 通常の実費 既存建物以外 1 体当たり 5,400円以内 検索 救護班以外は当該地域の慣行料金	災害発生の日から10日以内	1 検案は原則として救護班 2 輸送費、人件費は別途計上 3 死体の一時保存にドライアイスの購入費等が必要な場合は当該地域における通常の実費を加算できる。
障害物の除去	居室、炊事場、玄関等に障害物が運びこまれているため生活に支障をきたしている場合で自力で除去することのできない者	市町村において障害物の除去を行った一世帯当たりの平均 137,900円以内	災害発生の日から10日以内	
輸送費及び賃金職員等雇上費	1 被災者の避難に係る支援 2 医療及び助産 3 被災者の救出 4 飲料水の供給 5 死体の搜索 6 死体の処理 7 救済物資の整理配分	当該地域における通常の実費	救助の実施が認められる期間以内	
実 費 弁 償	災害救助法施行令第4条第1号から第4号までに規定する者	災害救助法第七条第一項の規定により救助に関する業務に従事させた都道府県知事等の統括する都道府県等の常勤の職員で当該業務に従事した者に相当するものの給与を考慮して定める	救助の実施が認められる期間以内	時間外勤務手当及び旅費は別途に定める額

※ この基準によっては救助の適切な実施が困難な場合には、都道府県知事は、厚生労働大臣に協議し、その同意を得た上で、救助の程度、方法及び期間を定めることができる。

被害認定統一基準

被害種類	被害認定統一基準（H13.6.28 内閣府政策統括官通知）
死者	当該災害が原因で死亡し、死体を確認したもの、又は死体を確認することができないが死亡したことが確実なものとする。
行方不明者	当該災害が原因で所在不明となり、かつ死亡の疑いのあるものとする。
重傷者 軽傷者	災害のため負傷し、医師の治療を受け又は受ける必要のあるもののうち、「重傷者」とは、1月以上の治療を要する見込みの者とし、「軽傷者」とは1月未満で治療できる見込みの者とする。
住家全壊 (全焼・全流出)	住家がその居住のための基本的機能を喪失したもの、すなわち、住家全部が倒壊、流失、埋没、焼失したもの、又は住家の損壊が甚だしく、補修により元通りに再使用することが困難なもので、具体的には、住家の損壊、焼失若しくは流失した部分の床面積がその住家の延床面積の70%以上に達した程度のもの又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が50%以上に達した程度のものとする。
住家半壊 (半焼)	住家がその居住のための基本的機能の一部を喪失したもの、すなわち、住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに再使用できる程度のもので、具体的には、損壊部分とその住家の延床面積の20%以上70%未満のもの、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が20%以上50%未満のものとする。
住家	現実に居住のため使用している建物をいい、社会通念上の住家であるかどうかを問わない。
非住家	住家以外の建築物をいうものとする。 なお、官公署、学校、病院、公民館、神社、仏閣等は非住家とする。ただし、これらの施設に、常時、人が居住している場合には、当該部分は住家とする。

(注)

- (1) 住家被害戸数については「独立して家庭生活を営むことができるように建築された建物または完全に区画された建物の一部」を戸の単位として算定するものとする。
- (2) 損壊とは、住家が被災により損傷、劣化、傾斜等何らかの変化を生じることにより、補修しなければ元の機能を復元し得ない状況に至ったものをいう。
- (3) 主要な構成要素とは、住家の構成要素のうち造作等を除いたものであって、住家の一部として固定された設備を含む。

水 防 資 機 材

主 要 資 機 材 名	単 位	数 量
投光機	基	7
発電機	台	2
ブルーシート	枚	7 5
土のう	袋	2 0 0
土のう袋	枚	7 0 0
5尺杭	本	2 1 6
6尺杭	本	3 6 5
工事灯	灯	1 5
工事灯用電池	個	4 0
工事灯用豆球	個	8 0
水中ポンプ	基	5
懐中電灯	個	4 8
ヘッドライト	個	3
乾電池	個	4 0
A型バリケード	基	1 7
A型バリケード（重り）	基	2 0
カラーコーン	基	3 1
カラーコーン（重り）	ヶ	5 0
長靴	足	3 8
水産長靴	足	3 3
軍手	打	6 0 0
ゴム手袋	足	4 0 0
雨合羽	着	1 1
コードリール	基	3
カケヤ	本	2 6
スコップ	本	8 3
フォーク	本	6
バール	本	4
鍬	本	6
三叉	本	3
チェーンソー	台	5
大カマ	本	3
ツルハシ	本	6
ジョレン	本	3

主 要 資 機 材 名	単 位	数 量
大ハンマー	本	5
サライ	本	11
一輪車	台	5
有刺鉄線	箱	1
バンセン	箱	2
ローソク	本	26
コンパネ	枚	5
タタミ	枚	59
MAスタンド	基	6
短管	本	50
トラ棒	本	20
工事用フェンス	枚	0
ヘルメット	個	52
ジャストップ（止水袋）	枚	8
タコツチ	本	3
トラロープ（100m）	巻	3
杉板	枚	22

主要ため池

名称	所在地	堤 体			集水面積 (ha)	水系 (河川名)	貯水量 (千m ³)	水防値	摘 要
		高さ(m)	長さ(m)	波 除 護 岸					
柿谷池	七山西 1529	6.20	118.40	コンクリートブロック張	6.56	見出川	19	C	
柿ノ木谷池	自由が丘 1-535	3.44	129.80	—	2.24	見出川	27	C	
口無池	紺屋 2-106	4.84	217.30	コンクリートブロック張	19.97	佐野川	27	C	
大谷池	大久保北 1-177	6.75	222.26	コンクリートブロック張	6.14	佐野川	78	B	防災テレメータ設置
馬谷池	大久保南 4-1196	4.70	86.50	コンクリートブロック張	1.53	佐野川	12	C	
坊主池	大久保 1835	9.92	172.50	コンクリートブロック張	8.90	佐野川	252	C	
芦谷池	大久保南 3-1492	2.70	86.60	コンクリート擁壁	2.30	佐野川	7	C	
ヨシ池	大久保南 3-1543	3.30	64.00	コンクリート擁壁	0.79	佐野川	2	C	
五門濁池	五門東 3-299	2.44	150.00	コンクリートブロック張	1.30	佐野川	7	C	
築留池	五門東 4-862	6.20	176.00	コンクリートブロック張	2.58	佐野川	56	C	
大原池	野田 3-1108	4.50	243.00	捨て石張	6.21	佐野川	13	C	
長谷池	新野田 1-1212	4.90	110.00	コンクリートブロック張	3.22	見出川	31	C	
清水下池	小谷南 3-7	6.71	61.00	コンクリートブロック張	4.12	見出川	12	C	
清水上池	小谷 308	8.60	49.50	コンクリートブロック張	6.86	見出川	11	C	
美薮池	和田 5-1592	7.10	97.30	コンクリートブロック張	12.22	佐野川	26	C	
朝代新池	朝代台 1560	5.43	38.00	コンクリートブロック張	2.35	佐野川	9	C	
弘法池	朝代西 3-1222	10.75	180.00	コンクリートブロック張	26.69	佐野川	250	B	防災テレメータ設置
大池	大宮 4-1010	8.06	230.00	コンクリートブロック張	21.70	佐野川	373	B	防災テレメータ設置
西ノ池	大宮 4-1069	5.90	112.50	コンクリートブロック張	1.68	佐野川	19	C	
菰池	大宮 4-1071	4.42	64.00	コンクリートブロック張	2.21	佐野川	6	C	
永楽池	久保 2874	13.30	87.70	コンクリートブロック張	47.33	見出川	137	B	防災テレメータ設置
永楽ダム池	久保 2979-1	40.00	133.00	重力式コンクリートダム	129.00	見出川	729	A	
八幡池	久保 484	3.13	87.50	コンクリートブロック積	4.04	佐野川	3	C	
高塚池	五門 919	2.87	94.80	—	0.35	佐野川	1	C	

水防値の凡例

A : 特に重要な水防ため池 B : 重要水防ため池 C : 要水防ため池

土砂災害用語

1. 土石流危険渓流等

「土石流危険渓流」とは、土石流発生危険性があり、5戸以上の人家（5戸以下でも官公署、学校、病院、駅、旅館、発電所等のある場所を含む）に被害を生じるおそれがある渓流をいう。また、土石流危険渓流以外であっても、土石流の発生する危険性の高い渓流、土砂流出の危険性の高い渓流及び対策を必要とする渓流を「土砂流流出防止渓流」と定義する。

2. 地すべり危険箇所等

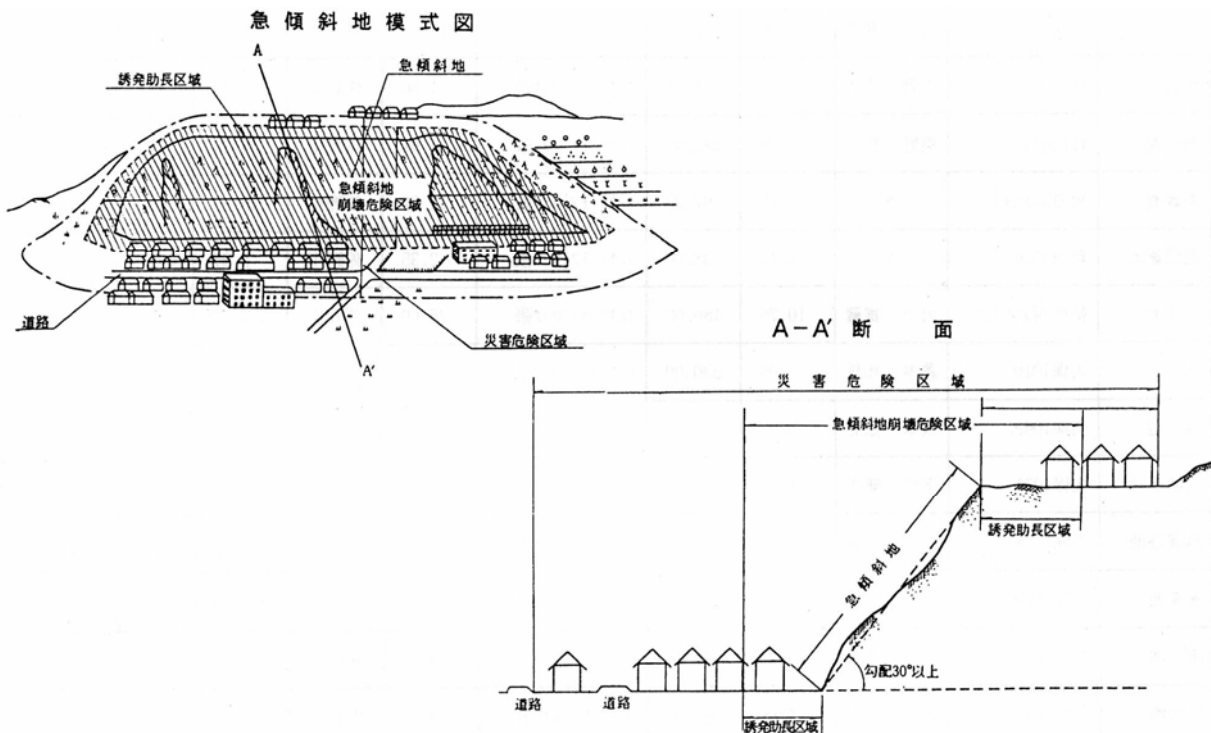
「地すべり危険箇所」とは、空中写真判読や現地調査、災害の記録から地すべりの発生のおそれがあり、人家や公共施設に被害を生じるおそれのある箇所をいう。

また、現に地すべりの兆候が見られる箇所や、地すべり防止の対策施設の設置とともに一定の開発行為等を制限する必要があるものを主務大臣（国土交通、農水）が指定した区域を「地すべり防止区域」という。

3. 急傾斜地崩壊危険箇所等

「急傾斜地崩壊危険箇所」とは、崩壊するおそれのある急傾斜地で、高さが5メートル以上、傾斜度が30度以上で、崩壊により被害を生じるおそれのある人家が5戸以上あるもの、又は5戸未満であっても官公署、学校、病院、旅館等に被害が生じるおそれのある土地の区域をいい、そのうち知事の指定した区域を「急傾斜地崩壊危険区域」という。

（参考）急傾斜地模式図及び断面図



注1) 急傾斜地崩壊危険区域

崩壊危険の急傾斜地で崩壊により相当数の居住者又は他の者に被害が生じる急傾斜地及び隣接する土地で、崩壊を助長又は誘発する区域。

注2) 災害危険区域

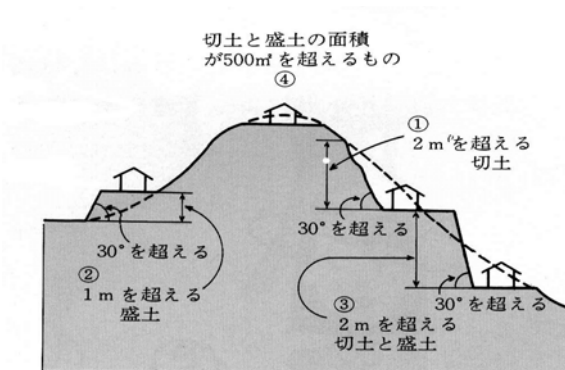
急傾斜地崩壊で危険の及ぶ区域で、建築基準法で定められている区域。

4. 宅地造成工事規制区域

「宅地造成工事規制区域」とは、宅地造成に伴うがけくずれ又は土砂の流出を生じるおそれがある市街地又は市街地となろうとする土地の区域で、知事が指定するものをいう。

宅地造成とは、宅地以外の土地を宅地にするため又は宅地において行う土地の形質の変更で、次に該当するものをいう。

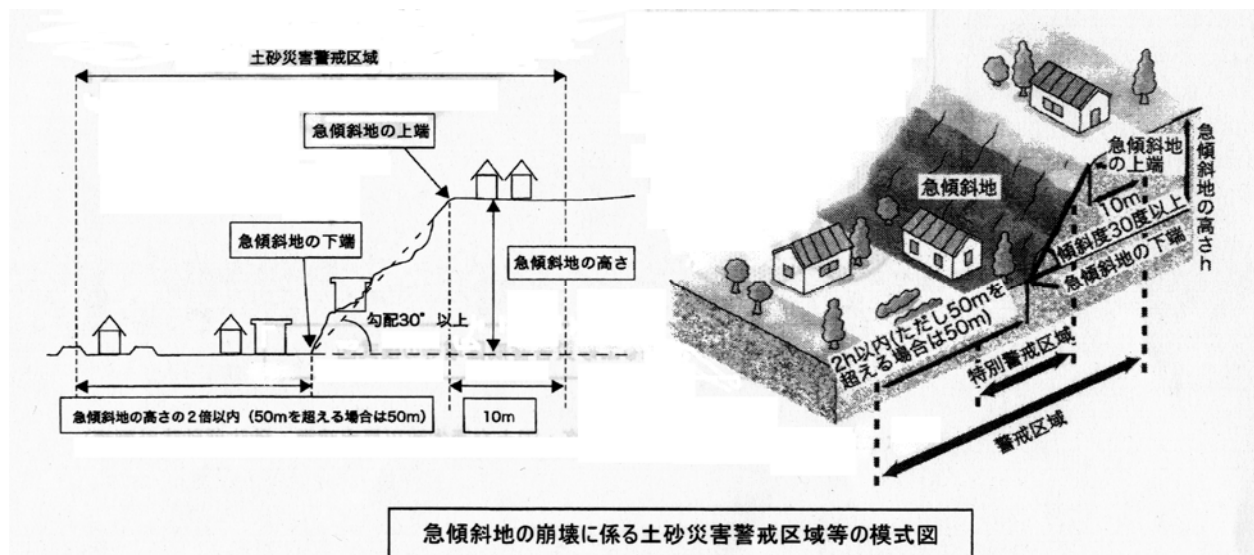
- ① 高さ2mを超えるがけ（地表面が水平面に対して30度を超える土地）を生じる切土
- ② 高さ1mを超えるがけを生じる盛土
- ③ 切土と盛土によるがけが2mを超えるもの
- ④ 切土と盛土をする土地の面積が500㎡を超えるもの

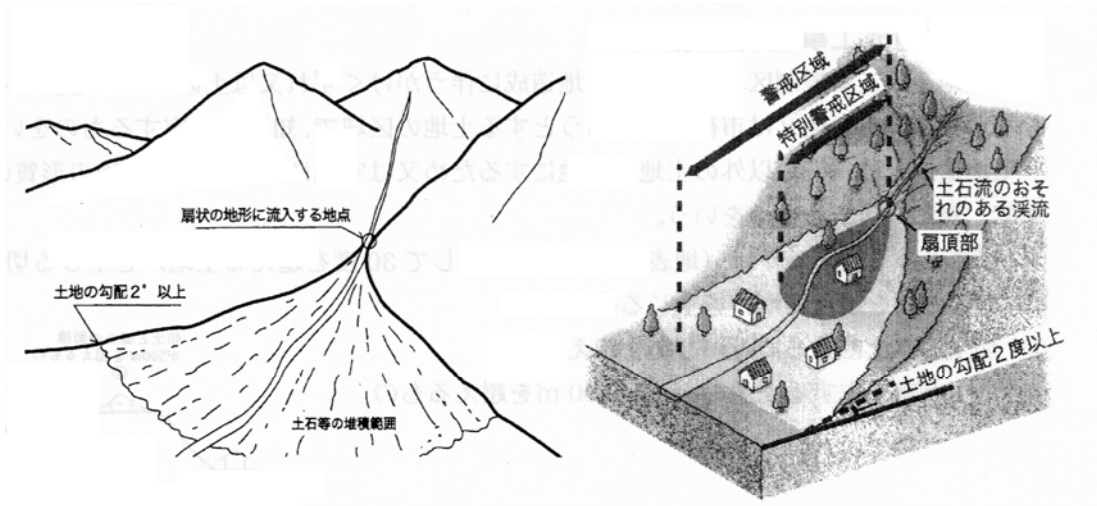


5. 土砂災害警戒区域等

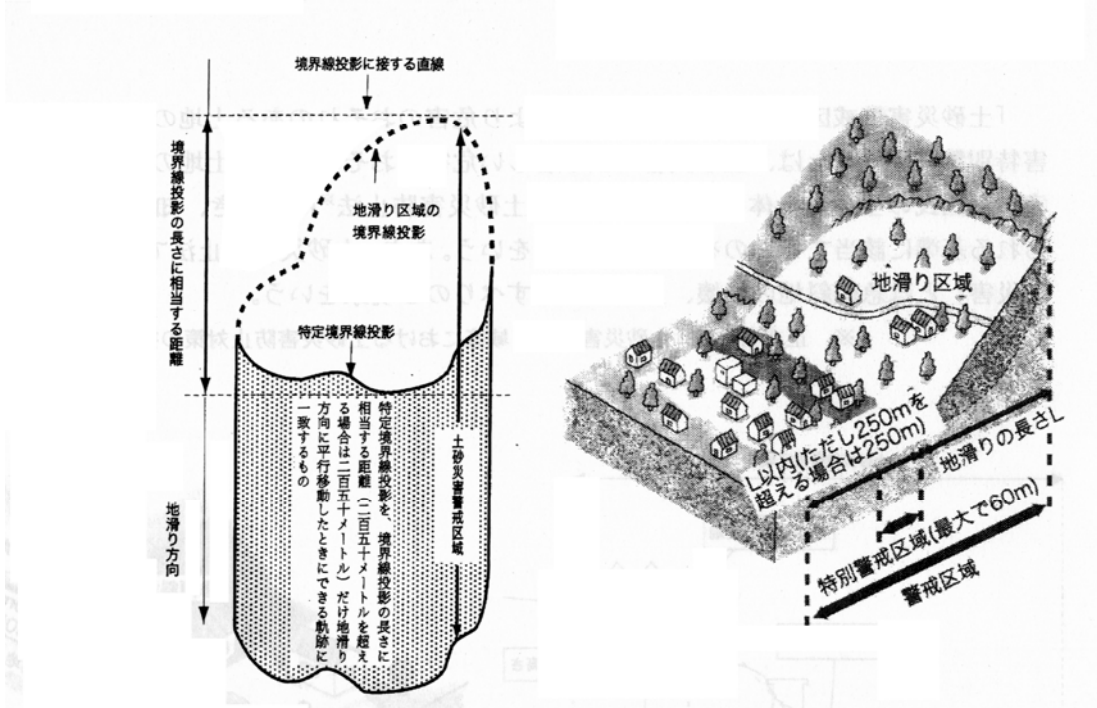
「土砂災害警戒区域」とは、土砂災害により危害のおそれのある土地の範囲で「土砂災害特別警戒区域」とは、土砂災害により著しい危害のおそれのある土地の範囲で、土砂災害から国民の生命と身体を保護するため、土砂災害防止法に基づき、知事が政令で定められる基準に該当するものを指定した区域をいう。なお、土砂災害防止法で対象とする「土砂災害」とは急傾斜地の崩壊、土石流、地すべりの3現象をいう。

※正式名称は「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」





土石流に係る土砂災害警戒区域等の模式図



地すべりに係る土砂災害警戒区域等の模式図

出典：土砂災害防止法令の解説（監修：国土交通省河川局水政課・砂防部砂防計画課）

山地災害用語

1. 山腹崩壊危険地区

崩壊が発生し又は崩壊の危険がある山腹及びそれに隣接する地区であって、当該山腹の脚部から、当該山腹の直高の5倍に相当する距離の範囲内に人家1戸以上又は公共施設（以下「直接保全対象施設」という。）がある地区

2. 地すべり発生危険地区

ア 地すべり等防止法の規定により、地すべり等防止区域に指定された地区

イ 上記以外の地区で、現に下流の直接保全対象施設に被害を与え、又は与えるおそれがある、流域保全上重要であり、かつ公共の利害に密接な関係を有し、民生上放置し難い地区で法第51条第1項第2号に係るもの

*法第51条第1項第2号 農林水産大臣が指定、管理を行うこととなる保安林内の地すべり地域

3. 崩壊土砂流出危険地区

山腹崩壊地並びに押し出し又は崖錘地帯の荒廃地及び荒廃危険地から多量の土砂等が溪流を流下し、被害を与えるおそれのある地区であって、直接保全対象施設がこれらの場所から2km以内にある地区

*押し出し 河川状をなしていない野溪又は小溪流（集水面積が概ね100ha以下）の出口にある押し出しによる堆積地の箇所

*崖 錘 崩落土砂が山腹斜面又は山脚に堆積した箇所

土砂災害防止法の指定区域

区域の名称		土砂災害 特別警戒区域	土砂災害 警戒区域	急傾斜地	土石流
K31300020	久保（23）	○	○	○	
K31300030	久保（25）	○	○	○	
K31300160	久保（27）	○	○	○	
K31300170	久保（28）	○	○	○	
K31300180	久保（29）	○	○	○	
K31300190	小谷	○	○	○	
K31300200	小谷（3）	○	○	○	
K31300210	久保（4）	○	○	○	
K31300220	小谷（2）	○	○	○	
K31300230	久保（6）	○	○	○	
K31300240	久保（13）	○	○	○	
K31300250	久保（14）	○	○	○	
K31300260	久保（15）	○	○	○	
K31300280	久保（17）	○	○	○	
K31300290	和田（1）	○	○	○	
K31300300	和田（2）	○	○	○	
K31300310	朝代東（1）	○	○	○	
K31300320	朝代東（2）－1	○	○	○	
K31300321	朝代東（2）－2	○	○	○	
D36110010	見出川左一（小谷）		○		○
D36110020	見出川左五 （見出川第三支溪）	○	○	○	
D36120011	見出川左二（1） （見出川第二支溪）		○		○
D36120020	見出川左四（久保）		○		○
D36120040	見出川左七（上高田川）	○	○		○
D36120060	見出川左九 （見出川右支川）	○	○		○
D36120070	雨山川右一（雨山川支溪）	○	○		○

区域の名称		土砂災害 特別警戒区域	土砂災害 警戒区域	急傾斜地	土石流
K31300330	五月ヶ丘（２）	○	○	○	
D36102030	見出川右 6 左一（久保）		○		○
D36130021	佐野川左 2（１） （成合）	○	○		○
D36130022	佐野川左 2（２） （成合）	○	○		○
D36130030	佐野川左 1（１） （成合）	○	○		○
K31300040	久保（５）	○	○	○	
K31300050	上高田	○	○	○	
K31300061	下高田－ 1	○	○	○	
K31300062	下高田－ 2	○	○	○	
K31300071	久保（６）－ 1	○	○	○	
K31300072	久保（６）－ 2	○	○	○	
K31300080	久保（２）	○	○	○	
K31300090	久保（７）	○	○	○	
K31300100	久保（３）	○	○	○	
K31300110	久保（８）	○	○	○	
K31300120	久保（９）	○	○	○	
K31300130	久保（１ 8）	○	○	○	
K31300140	久保（１ 9）	○	○	○	
K31300150	久保（２ 6）	○	○	○	
K31300350	久保	○	○	○	
K31300370	久保（２ 1）	○	○	○	
K31300380	久保（２ 2）	○	○	○	
K31300390	小垣内（１）	○	○	○	
K31300400	大宮（２）	○	○	○	
K31300410	大宮（３）	○	○	○	
K31300420	大宮（４）	○	○	○	
K31300430	朝代台（１）	○	○	○	
K31300440	久保（１ 0）	○	○	○	

区域の名称		土砂災害 特別警戒区域	土砂災害 警戒区域	急傾斜地	土石流
K31300460	つばさが丘	○	○	○	
K31300470	小谷（５）	○	○	○	
K31300480	小谷（６）	○	○	○	
K31300490	大宮（６）	○	○	○	
K31300500	つばさが丘（２）	○	○	○	
K31300510	つばさが丘（３）	○	○	○	
K31300010	小谷（４）	○	○	○	
K31300450	久保（１１）	○	○	○	

山地災害危険地区一覧

山腹崩壊危険地区

地区番号	位置
361-1	久保（１）
361-2	久保（２）
361-3	久保（３）
361-4	久保（４）
361-5	久保（５）
361-6	久保（６）
361-7	久保（７）
361-8	久保（８）
361-9	久保（９）

崩壊土砂流出危険地区

地区番号	位置
361-1	久保（１）
361-2	久保（２）
361-3	久保（３）
361-4	久保（４）
361-5	雨山

（資料）「大阪府地域防災計画 関連資料集」

水防法に基づく浸水想定区域内の要配慮者利用施設一覧

施設名	所在地	浸水想定（洪水） 対象河川
関西メディカルサポート ナーシングホーム	大久保中 2 丁目 22 番 5 号	住吉川 雨山川
有料老人ホーム POCaPOCa	紺屋 1 丁目 12 番 15 号	住吉川
樹楽 団らんの家 くまとり	大久保中 4 丁目 9 番 7 号	雨山川
フレンド幼稚園	大久保東 2 丁目 1 番 13 号	雨山川

※対象施設の選定基準

- ・ 浸水深 50 cm以上の施設
- ・ 社会福祉施設は入所または通所を有する施設
- ・ 医療施設は入院施設を有する施設

原子力防災資機材

資機材名	配 備 先					合計
	熊取町 役場 危機管理 課	熊取町 役場 環境課	熊取町 役場 健康課	泉州南 消防組合	各小学校 (避難所)	
1 個人線量計						
ポケット線量計(γ線用)	(3) 3	(3) 3		(47) 47		(53) 53
ポケット線量計(中性子線用)				(13) 13		(13) 13
2 防護器具						
放射能防護服(タイベック)	(12) 12	(12) 12				(24) 24
放射能防護服(タイベック防水型)				(96) 96		(96) 96
放射能防護服(アラック型)	(12) 12	(12) 12		(96) 96		(120) 120
オーバーシューズ	(12) 12	(12) 12		(96) 96		(120) 120
オーバーシューズカバー				1,069		1,069
放射性防護長靴				(20) 20		(20) 20
ゴム手袋(汚染防止用)	(12) 12	(12) 12		137		(24) 163
布手袋(汚染防止用)	(12) 12	(12) 12		(144) 144		(144) 168
防護マスク(面体)	(12) 12			(79) 79		(79) 79
〃 (フィルター)	24			(158) 158		(182) 182
N95防塵マスク				(160) 160		(160) 160
粘着テープ	(4) 4	(4) 4		172		(8) 180
放射線消火防護服 (呼吸器内蔵型)				(18) 18		(18) 18
空気呼吸器				(56) 56		(56) 56
酸素呼吸器				(3) 3		(3) 3
空気ボンベ4.7リットル				(68) 68		(68) 68
空気ボンベ6.8リットル				(32) 32		(32) 32
空気ボンベ9.1リットル				(12) 12		(12) 12
エアラインシステム				(1) 1		(1) 1
レベルA化学防護服				(9) 9		(9) 9
レベルB化学防護服				(20) 20		(20) 20
レベルB化学防護服用グローブ				(20) 20		(20) 20
3 サーベイメータ						
GMサーベイメータ			3	(4) 4		(4) 7
ポケットサーベイメータ				(6) 6		(6) 6
シンチレーションサーベイメータ		(1) 2		(3) 3		(4) 5
電離箱式サーベイメータ		1		(3) 3		(3) 4
中性子サーベイメータ		1		(3) 3		(3) 4
可搬式モニタリングポスト						
可搬式ダストサンプラ						
4 広報用機器						
拡声器	(20) 20			(11) 11		(31) 31
電話自動応答システム	1					1
5 通信機器						
移動系無線機(携帯型)	12					12
移動系無線機(車載型)	2					2
トランシーバー	(20) 20			(60) 60		(80) 80
消防携帯用無線機(1W)				7		7
消防携帯用無線機(5W)				7		7
FAX	1					2
移動系無線機基地局				2		2
電話器	(10) 10					(10) 10
携帯電話				(1) 1		(1) 1

※拡声器については(資-34)災害用資機材・備蓄物資等の状況での記載分と同一のもの

※()内については大阪府貸与分(内数)

6 車両							
原子力災害対策車(救助工作車)				1			1
原子力防災資機材搬送車		(1)1		(2)2			(3)3
広報車	(1)1			(2)2			(3)3
原子力災害弱者搬送車(リフト付)	(1)1						(1)1
7 戸棚、ロッカー							
棚				1			1
物置(1500×910×1910)				1			1
物置(1800×510×1910)				1			1
物置(1800×910×1910)				1			1
物置 ヨドコウ LMD-5822HW				(1)1			(1)1
車庫				1			1
資機材保管庫				3	5		8
資機材収納ロッカー				1			1
資機材収納ラック				1			1
8 情報処理機器							
ノートパソコン							
レーザープリンター							1
複合機	(1)1						(1)1
デジタルカメラ	(1)1			(2)2			(3)3
デジタルビデオカメラ	(1)3						(1)3
スキャナー	1						1
プロジェクター	(1)1			(1)1			(2)2
スクリーン	(1)1			(1)1			(2)2
データ用ハードディスク	(1)1						(1)1
コピー機				(1)1			(1)1
9 除染器具							
除染シャワー、テント				(2)2			(2)2
汚水回収用タンク				(8)8			(8)8
廃棄物運搬容器				10			10
廃棄物封入用ポリ袋				180			180
10 その他							
エアータント				(1)1			(1)1
飲料水兼用耐震性貯水槽						1	1
照明設備(メタルハライド) 4灯				3			3
照明設備(メタルハライド) 1灯				1			1
避難所マット					600		600
テント					6		6
放送設備TOAワイレスマイクほか一				(1)1			(1)1
組立式テント				(1)1			(1)1
移動式ホワイトボード				(1)1			(1)1
テーブル				(1)1			(1)1

※ () 内については大阪府貸与分 (内数)

原子炉施設等安全協定締結状況

施 設 名	所 在 地	設 置 者 等	締 結 年 月 日
京都大学複合 原子力科学研究所	熊取町朝代西2-1010	京都大学複合原子力科学研究所 所 長 (熊取町朝代西2-1010)	昭和52年11月1日
原子燃料工業 (株) 熊取事業所	熊取町朝代西1-950	原子燃料工業株式会社 取締役社長 (東京都港区三田3-14-10)	平成11年4月13日
住友電工ファイン ポリマー (株)	熊取町朝代西1-950	住友電工ファインポリマー 株式会社 取締役社長 (熊取町朝代西1-950)	昭和52年11月1日
ポニー工業 (株) 熊取工場	熊取町成合北3-1	ポニー工業株式会社 取締役社長 (大阪市中央区北久宝寺町2-3-6)	昭和52年3月10日

災害時における相互支援協定書

熊取町放射線防災対策連絡協議会（以下「協議会」という。）の各事業所は、相互に連絡協調して保安防災事業の推進を図り、熊取町の防災活動に寄与するため、関係機関の指導・助言のもとに、災害時における相互支援に関し次のとおり協定する。

（適用範囲）

第1条 この協定は、協議会の各事業所（以下「事業所」という。）において事業所内及びその周辺で災害が発生し又は災害の予防を緊急に必要とする場合の支援について適用する。

（用語の定義）

第2条 この協定における用語の定義は、次の各号に掲げるところによる。

（1）「災害」とは、次に定めるものをいう。

- イ 放射性物質の大量の放出による汚染
- ロ 前イに掲げる恐れのある地震その他の異常な自然現象又は火事・爆発等

（2）「支援要員」とは、支援する事業所（以下「支援事業所」という。）の自衛の消防隊員その他の活動要員をいう。

（3）「災害事業所」とは、支援の要請をした事業所をいう。

（支援の要請）

第3条 支援の要請は、災害事業所の長又はその代行者が直接支援事業所に行くものとする。

2 災害事業所は、前項の支援の要請をしたときは、直ちにその旨を熊取町消防本部に連絡するものとする。

（支援活動）

第4条 支援の要請を受けた事業所は、特別の事情のない限り直ちに支援を行うものとする。

（支援の内容）

第5条 支援の内容は、次のとおりとする。

- （1）災害防除作業に直接従事する要員の派遣及びこれに関連する設備・資機材等の提供
- （2）災害時における次に掲げる側面的な協力
 - イ 災害防除に必要とする技術指導
 - ロ 警戒線の監視、報道関係者の接遇
 - ハ 付近住民に対する広報、避難、誘導、救護活動

（費用の負担）

第6条 支援に要した費用（防災資機材等）は、原則として災害事業所がその実費を負担するものとする。但し、自動車の走行費用及び人件費は、支援事業所の負担とする。

（損害の負担）

第7条 支援事業所が支援活動によって被った損害は、自己に故意又は重大な過失のない限り災害事業所が負担するものとする。但し、支援要員の人的損害については支援事業所の負担とする。

2 支援事業所が支援活動によって第三者に損害を与えた場合は、自己に故意又は重大な過失のない限り災害事業所の負担とする。

3 支援事業所が支援活動によって災害事業所に損害を与えた場合は、自己に故意又は重大な過失のない限り一切その責を負わないものとする。

4 前各項による損害のうち支援の往復途上に係るものについては、支援事業所の負担とする。

（資料交換）

第8条 各事業所は支援活動、防災活動等に関し必要とする資料を相互に交換する。

（改正）

第9条 この協定を改正する必要があるときは、全事業所で協議のうえ改正する。

（協定の有効期間）

第10条 この協定の有効期間は、協定の締結の日から1ケ年間とし、期間満了1ヶ月前までに各事業所いずれも異議のないときは自動的に更に1ケ年間有効とし、以後も同様とする。

（雑則）

第11条 この協定に定めるほか、必要な事項は別に定める。

原子炉施設及びその周辺住民の安全確保に関する協定書

熊取町(以下「甲」という。)と京都大学複合原子力科学研究所(以下「乙」という。)は、双方の協力により、長年にわたり原子炉施設に関連して住民の安全と健康の確保に努力して来たが、今後においても長くこの状態を維持するため、乙は、原子炉はもとよりその周辺住民の原子炉施設に係わる安全確保に責任を持ち、そのためできる限りの努力を払うことを確認し、次のとおり協定する。

(関係諸法令の遵守等)

第1条 乙は、原子炉施設の建設及び運転等にあたっては、関係諸法令を遵守するとともに、原子炉施設に起因する環境放射線及び放射能(以下単に「環境放射線」という。)の防護と原子力安全の確保について万全の措置を講ずるものとする。

2 甲及び乙は、前文に盛られた精神に照らし、この協定書に定められた事項を誠実に履行するものとする。

(放射線防護と原子力安全の確保に関する計画)

第2条 乙は、甲と協議のうえ、環境放射線の防護と周辺住民の原子力安全の確保に関する計画を定めて、甲に提出するものとする。

2 乙は、前項の計画を適切に実施し、細心の注意と最高の技術をもって放射線管理を行うものとする。

(環境放射線のモニタリング)

第3条 乙は、原子炉施設周辺住民の原子力安全を確保するため、その負担において、原子炉施設周辺の環境放射線のモニタリング(以下「モニタリング」という。)を実施するものとする。

2 前項のモニタリングの実施に関しては、乙はその項目、場所、方法及び時期について、甲と協議するものとする。

(モニタリング結果の報告)

第4条 乙は、前条のモニタリングを実施したときは、その結果に関する報告書を作成し、別に定める期日までに、甲に提出するものとする。

2 甲は、前項の結果を公表できるものとする。

(原子炉の設置、変更に関する協議)

第5条 乙は、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律(昭和32年法律第166号)第23条第1項、又は第26条第1項の規定により原子炉施設の設置又は変更の承認を受けようとするときは、事前に甲と協議するものとする。

ただし、軽微なものについては、この限りでない。

(災害発生時等の措置)

第6条 乙は、試験研究の用に供する原子炉等の設置、運転等に関する規則(昭和32年総理府令第83号)第16条の14第1項に規定する事態が発生したとき、又は同規則第17条に規定する措置をとったときは、その状況を直ちに甲に通知するものとする。

2 乙は、前項のいずれの場合においても、事態の状況、これに対する措置及び対策を、事態発生後10日以内に、文書で甲に報告するものとする。

(その他の報告及び立入調査)

第7条 甲が乙に対して、第4条及び前条に規定するもののほか、必要に応じて放射線に関する安全確保について報告を求めた場合には、乙は、報告を行うものとする。

2 前項の報告を受けた場合において、必要と認めるときは、甲は、乙の原子炉主任技術者の立会いのもとに、甲の関係職員又は甲の委嘱した調査員により原子炉施設及びその周辺の立入調査を行わせることができるものとする。

(公害の防止)

第8条 乙は、その事業活動によって生じるおそれのある大気汚染、水質汚濁等の公害を防止するため必要な措置を講ずるものとする。

2 乙は、前項に定めるもののほか、排気及び排水中の放射性物質総量の低減を心掛けるものとする。

(協議不調の場合のあつせん)

第9条 この協定により、甲乙間で協議すべき事項について協議が整わないときは、甲及び乙は、大阪府原子炉問題審議会にあつせんを依頼し、解決を図るものとする。

(その他)

第10条 この協定に定める事項を変更し、若しくはこの協定に定めのない事項について定めようとするとき、又はこの協定に関し疑義を生じたときは、甲と乙が協議するものとする。

原子力関係施設及びその周辺住民の 安全確保並びに公害防止に関する協定書

熊取町(以下「甲」という。)と原子燃料工業株式会社(以下「乙」という。)は、乙の熊取町内における原子力関係施設及びその周辺住民の放射線に対する安全確保並びに公害防止を目的として、次のとおり協定する。

(関係諸法令の遵守等)

第1条 乙は、原子力関係施設の建設及び核燃料物質の加工等にあたっては、関係諸法令を遵守するとともに、周辺環境放射線の安全確保及び公害防止について、万全の措置を講じなければならない。

2 甲及び乙は、この協定書に定められた事項を、誠意をもって履行するものとする。

(放射線安全管理の計画)

第2条 乙は、甲と協議のうえ、原子力関係施設及びその周辺住民の放射線に対する安全確保に関する計画を定め、甲に提出する。

2 乙は、前項に定める安全確保に関する計画を適切に実施し、細心の注意と最高の技術をもって、原子力関係施設の管理をする。

(公害防止)

第3条 乙は、公害関係諸法令及び大阪府公害防止関係条例に基づき、公害防止に努めなければならない。

(環境放射線モニタリング)

第4条 乙は、原子力関係施設周辺住民の安全を確保するため、その負担において、原子力関係施設周辺の環境放射線モニタリング(以下「モニタリング」という。)を実施する。

2 前項のモニタリングの実施に関しては、乙は、その項目、場所、方法及び時期について、甲と協議する。

(モニタリング結果の報告及び公表)

第5条 乙は、前条のモニタリングを実施したときは、その結果に関する報告書を作成し、別に定める期日までに甲に提出する。

2 甲は、前項の結果を公表することができる。

(事業の変更計画の事前通知)

第6条 乙は、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律(昭和32年法律第166号)第16条第1項に該当する変更許可を受けようとするときは、事前に甲に通知する。

(災害発生時等の措置)

第7条 乙は、核燃料物質の加工の事業に関する規則(昭和41年総理府令第37号)第9条の16に定める事故が発生したとき、又は同規則第9条の17に定める措置をとった場合には、その状況を直ちに甲に通知する。

2 乙は、前項に関する事故の状況、その措置及び対策を、事故発生後10日以内に文書で甲に報告する。

(報告及び調査)

第8条 甲が、乙に対して第5条に規定するもののほか必要に応じて放射線の安全確保についての報告を求めた場合、乙は報告書を提出する。

2 甲において必要があると認める場合は、乙の核燃料取扱主任者の立会いのもとに、甲の関係職員又は甲の委嘱した調査員により、原子力関係施設の立入調査を行わせることができる。

3 甲は、前項の調査結果を乙の企業機密に属するものを除き公表することができる。

(環境保全の措置)

第9条 乙は、原子力関係施設周辺の環境保全の見地より、環境の悪化をきたすことのないよう、積極的施策を講ずるものとする。

2 乙は、前項に定める施策として、特に排気及び排水中の放射性物質総量の低減を心掛けるものとする。

(その他)

第10条 この協定に定めのない事項について定めをする必要が生じたとき、若しくはこの協定に定める事項を変更しようとするとき、又はこの協定に関し疑義が生じたときは、その都度甲と乙が協議して定める。

(旧協定書の消滅)

第11条 昭和49年3月1日甲と乙とが締結した原子力関係施設およびその周辺住民の安全確保に関する協定書は、この協定書の成立のときをもって消滅する。

電子加速器及びその周辺住民の 安全確保並びに公害防止に関する協定書

熊取町(以下「甲」という。)と原子燃料工業株式会社(以下「乙」という。)は、乙の熊取町内における電子線加速器(以下「加速器」という。)及びその周辺住民の放射線に対する安全確保並びに公害防止を目的として、次のとおり協定する。

(関係諸法令の遵守等)

第1条 乙は、加速器の建設及び加速器の運転等に当たっては、関係諸法令を遵守するとともに、周辺環境放射線の安全確保及び公害防止について万全の措置を講じなければならない。

2 甲及び乙は、この協定書に定められた事項を誠意をもって履行するものとする。

(放射線安全管理の計画)

第2条 乙は、甲と協議のうえ、加速器及びその周辺住民の放射線に対する安全確保に関する計画を定め、甲に提出する。

2 乙は、前項に定める安全確保に関する計画を適切に実施し、細心の注意と最高の技術をもって、加速器の管理をする。

(公害防止)

第3条 乙は、公害関係諸法令及び大阪府公害防止関係条例に基づき、公害防止に努めなければならない。

(環境放射線モニタリング)

第4条 乙は、加速器周辺住民の安全を確保するため、その負担において加速器周辺の環境放射線モニタリング(以下「モニタリング」という。)を実施する。

2 前項のモニタリングの実施に関しては、乙はその項目・場所・方法及び時期について甲と協議する。

(モニタリング結果の報告及び公表)

第5条 乙は、前条のモニタリングを実施したときは、その結果に関する報告書を作成し、別に定める期日までに甲に提出する。

2 甲は、前項の結果を公表することができる。

(事業の変更計画の事前通知)

第6条 乙は、放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律(昭和32年法律第167号。以下「法」という。)第10条第2項に該当する変更許可を受けようとするときは、事前に甲に通知する。

(災害発生時等の措置)

第7条 乙は、法第33条第1項に定める措置をとった場合には、その状況を直ちに甲に通知する。

2 乙は、前項に関する事故の状況、その措置及び対策を、事故発生後10日以内に文書で報告する。

(報告及び調査)

第8条 甲が、乙に対して第5条に規定するもののほか必要に応じて放射線の安全確保についての報告を求めた場合、乙は報告書を提出する。

2 甲において必要があると認める場合は、乙の放射線取扱主任者の立会いのもとに甲の関係職員又は甲の委嘱した調査員により、加速器の立入調査を行わせることができる。

3 甲は、前項の調査結果を乙の企業機密に属するものを除き公表することができる。

(環境保全の措置)

第9条 乙は、加速器周辺の環境保全の見地より、環境の悪化をきたすことのないよう積極的施策を講ずるものとする。

(その他)

第10条 この協定に定めのない事項について定めをする必要が生じたとき、若しくはこの協定に定める事項を変更しようとするとき、又はこの協定に関し疑義が生じたときは、その都度甲と乙が協議して定める。

電子線加速器及びその周辺住民の安全 確保並びに公害防止に関する協定書

熊取町（以下「甲」という。）と住友電工ファインポリマー株式会社（以下「乙」という。）は、乙の熊取町内における電子線加速器（以下「加速器」という。）及びその周辺住民の放射線に対する安全確保並びに公害防止を目的として、次のとおり協定する。

（関係諸法令の遵守等）

第1条 乙は、加速器の建設及び加速器の運転等にあたっては、関係諸法令を遵守するとともに、周辺環境放射線の安全確保及び公害防止について万全の措置を講じなければならない。

2 甲及び乙は、この協定に定められた事項を誠意をもって履行するものとする。

（放射線安全管理の計画）

第2条 乙は、甲と協議のうえ、加速器及びその周辺住民の放射線に対する安全確保に関する計画を定め、甲に提出する。

2 乙は、前項に定める安全確保に関する計画を適切に実施し、細心の注意と最高の技術をもって、加速器の管理をする。

（公害防止）

第3条 乙は、公害関係諸法令及び大阪府公害防止関係条例に基づき、公害防止に努めなければならない。

（環境放射線モニタリング）

第4条 乙は、加速器周辺住民の安全を確保するため、その負担において加速器周辺の環境放射線モニタリング（以下「モニタリング」という。）を実施する。

2 前項のモニタリングの実施に関しては、乙はその項目・場所・方法及び時期について甲と協議する。

（モニタリング結果の報告及び公表）

第5条 乙は、前条のモニタリングを実施したときは、その結果に関する報告書を作成し、別に定める期日までに甲に提出する。

2 甲は、前項の結果を公表することができる。

（事業の変更計画の事前通知）

第6条 乙は、放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律（昭和32年法律第167号。以下「法」という。）第10条第2項に該当する変更許可を受けようとするときは、事前に甲に通知する。

（災害発生時等の措置）

第7条 乙は、法第33条第1項に定める措置をとった場合には、その状況を直ちに甲に通知する。

2 乙は、前項に関する事故の状況、その措置及び対策を、事故発生後10日以内に文書で甲に報告する。

（報告及び調査）

第8条 甲が、乙に対して第5条に規定するもののほか必要に応じて放射線の安全確保についての報告を求めた場合、乙は報告書を提出する。

2 甲において必要があると認める場合は、乙の放射線取扱主任者の立会いのもとに甲の関係職員又は甲の委嘱した調査員により、加速器の立入調査を行わせることができる。

3 甲は、前項の調査結果を乙の企業機密に属するものを除き公表することができる。

（環境保全の措置）

第9条 乙は、加速器周辺の環境保全の見地より、環境の悪化をきたすことのないよう積極的施策を講ずるものとする。

2 乙は、前項に定める施策として、特に排水中の水質汚濁物質の低減を心掛けるものとする。

（その他）

第10条 この協定に定めのない事項について定めをする必要が生じたとき、若しくはこの協定に定める事項を変更しようとするとき、又はこの協定に関し疑義が生じたときは、その都度甲と乙が協議して定める。

（旧協定書の消滅）

第11条 昭和49年3月1日甲と乙とが締結した電子線加速器およびその周辺住民の安全確保に関する協定書は、この協定書成立のときをもって消滅する。

放射性同位元素等の安全管理と周辺住民の 安全確保並びに公害防止に関する協定書

熊取町（以下「甲」という。）とポニー工業株式会社（以下「乙」という。）は、乙の熊取工場における放射性同位元素等の安全管理とその施設周辺住民の放射線に対する安全確保並びに公害防止を目的として、次のとおり協定する。

（関係諸法令の遵守等）

第1条 乙は、放射性同位元素等の取扱いにあたっては、放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する関係諸法令を遵守するとともに、周辺環境放射線の安全確保および公害の防止について万全の措置を講じなければならない。

2 甲および乙は、この協定書に定められた事項を誠意をもって履行するものとする。

（放射線安全管理の計画）

第2条 乙は、甲と協議のうえ、放射性同位元素等の取扱いおよびその周辺住民の放射線に対する安全確保に関する計画を定め、甲に提出する。

2 乙は、前項に定める安全確保に関する計画を適切に実施し、細心の注意をもって放射性同位元素等の取扱いの管理をする。

（公害防止）

第3条 乙は、公害関係諸法令および大阪府公害防止条例に基づき、公害防止に努めなければならない。

（放射線量の測定）

第4条 放射性同位元素等の取扱施設およびその周辺（以下「施設等」という。）の放射線量の測定は、乙の負担において実施する。

2 乙は、前項の放射線量の測定を実施するため、あらかじめ測定の項目、場所、方法および時期について甲と協議する。

（測定結果の提出および公表）

第5条 乙は、前条の放射線量の測定をしたときは、その結果に関する報告書を作成し、別に定める期日までに甲に提出する。

2 甲は、前項の測定結果を公表することができる。

（事業の変更計画の事前通知）

第6条 乙は、放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律（昭和32年法律第167号。以下「法」という。）第10条第2項および法第11条第2項に該当する変更許可を受けようとするときは、事前に甲に通知する。

（災害発生時等の措置）

第7条 乙は、法第33条第1項に定める措置をとった場合には、その状況を直ちに甲に通知する。

2 乙は、前項に関する事故の状況、その措置および対策を、事故発生後10日以内に文書で甲に報告する。

（報告および調査）

第8条 甲が乙に対して、第5条に規定するもののほか必要に応じて放射線の安全確保についての報告を求めた場合、乙は報告書を提出する。

2 甲において必要があると認める場合は、乙の放射線取扱主任者の立会いのもとに甲の関係職員または甲の委嘱した調査員により、施設等の立入調査を行わせることができる。

3 甲は、前項の調査結果を乙の企業機密に属するものを除き公表することができる。

（環境保全の措置）

第9条 乙は、施設等の環境保全の見地より、環境の悪化をきたすことのないよう積極的施策を講ずるものとする。

2 乙は、前項に定める施策として、特に排出水中の水質汚濁物質総量の低減を図るものとする。

（その他）

第10条 この協定に定めのない事項について定めをする必要が生じたとき、またはこの協定に定める事項を変更しようとするとき、もしくはこの協定に定める事項に疑義が生じたときは、その都度甲と乙が協議して定める。

防災会議条例

(目的)

第1条 この条例は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第16条第6項の規定に基づき、熊取町防災会議（以下「防災会議」という。）の所掌事務と組織等について定めることを目的とする。

(所掌事務)

第2条 防災会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 熊取町地域防災計画を作成し、その実施を推進すること。
- (2) 町長の諮問に応じて町の地域に係る防災に関する重要事項を審議すること。
- (3) 前号に規定する重要事項に関し、町長に意見を述べること。
- (4) 前各号に掲げるもののほか、法律又はこれに基づく政令により、その権限に属する事務

(会長及び委員)

第3条 防災会議は会長及び委員をもつて組織する。

- 2 会長は町長をもつて充てる。
- 3 会長は会務を総理する。
- 4 会長に事故あるときは、あらかじめ会長の指名する委員がその職務を代理する。
- 5 委員は、次に掲げる者をもつて充て、その定数は45人以内とする。
 - (1) 指定地方行政機関の職員のうちから町長が委嘱する者
 - (2) 陸上自衛隊の自衛官のうちから町長が委嘱する者
 - (3) 大阪府知事の事務部局の職員のうちから町長が委嘱する者
 - (4) 大阪府警察の警察官のうちから町長が委嘱する者
 - (5) 泉州南消防組合の職員のうちから町長が委嘱する者
 - (6) 町職員のうちから町長が指名する者
 - (7) 教育長
 - (8) 消防団長
 - (9) 指定公共機関又は指定地方公共機関の職員のうちから町長が委嘱する者
 - (10) 自主防災組織を構成する者又は学識経験のある者のうちから町長が委嘱する者
 - (11) その他町の防災上特に必要と認め町長が委嘱する者
- 6 前項第9号、第10号及び第11号の委員の任期は2年とし、再任は妨げない。ただし補欠の委員の任期はその前任者の残任期間とする。

(庶務)

第4条 会議の庶務は、防災主管課において処理する。

(補則)

第5条 この条例に定めるもののほか、防災会議の議事その他防災会議の運営に関し必要な事項は、会長が防災会議にはかつて定める。

附 則 略

防 災 会 議 委 員

区 分		機 関 名	役 職 名
1	会 長	町長	熊取町長
2	1 号委員	指定地方行政機関	近畿農政局大阪府拠点・総括農政推進官
3			大阪労働局泉佐野公共職業安定所長
4	2 号委員	陸上自衛隊	第 3 7 普通科連隊第 1 中隊長
5	3 号委員	大阪府	泉佐野保健所長
6			岸和田土木事務所長
7			岸和田土木事務所参事兼地域支援・企画課長
8	4 号委員	大阪府警察本部	泉佐野警察署長
9	5 号委員	泉州南消防組合	熊取消防署長
10	6 号委員	熊取町	副町長
11			総合政策部長
12			総務部長
13			住民部長
14			健康福祉部長
15			都市整備部長
16	7 号委員	教育長	教育長
17	8 号委員	消防団長	消防団長
18	9 号委員	指定公共機関又は 指定地方公共機関	大阪ガスネットワーク株式会社 南部事業部導管計画チーム マネジャー
19			関西電力送配電(株)大阪南本部 岸和田配電営業所 所長
20			西日本旅客鉄道(株)熊取駅長
21			西日本電信電話(株)関西支店 設備部長
22			西日本高速道路(株)関西支社阪奈高速道路事務所長
23			大阪広域水道企業団 熊取水道センター所長
24	10 号委員	自主防災組織を構成する 者又は学識経験のある者	町議会議長
25			自治会連合会会長
26			青年団団長
27	11 号委員	町の防災上特に必要と認 める者	(一社)泉佐野泉南医師会熊取班長
28			熊取町放射線防災対策連絡協議会議長
29			J A大阪泉州理事 (熊取選出)
30			社会医療法人三和会永山病院理事長
31			熊取町災害協力隊隊長
32			(一社)大阪府 L P ガス協会泉佐野泉南支部熊取班長
33			京都大学複合原子力科学研究所特任教授
34			熊取町社会福祉協議会会長
35			熊取町民生委員児童委員協議会会長
36			関西医療大学保健看護学部教授
37			大阪体育大学社会貢献センター教授
38			(公社)大阪府看護協会泉南支部選出
39			熊取町商工会女性部長
40			熊取町社会福祉施設等地域貢献委員会委員長

防災会議運営要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、防災会議条例(昭和38年条例第7号)第5条の規定に基づき、熊取町防災会議(以下「会議」という。)の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(会議)

第2条 会議は、会長が招集し、議長となる。

- 2 会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(代理)

第3条 委員は、やむを得ない事情により会議に出席することができないときは、当該委員の属する組織の者を代理者として出席させることができる。

- 2 前項の規定により、代理者を出席させた委員は、会議に出席したものとみなされる。

(専決処分)

第4条 会長は、緊急を要し会議を招集するいとまがないと認めるとき、又はやむを得ない事情により会議を招集することができないとき、もしくは軽易な事項であると認めるときは、会議が処理すべき事項のうち次に掲げるものについて、専決処分をすることができる。

- (1) 熊取町地域防災計画に基づき、その実施を推進すること。
 - (2) 関係機関の長等に対し、資料又は情報の提供、意見の開陳その他必要な協力を求めること。
 - (3) 熊取町地域防災計画関係資料編の修正に関すること。
- 2 会長は、前項の規定により専決処分をしたときは、次の会議に報告し、承認を求めなければならない。

(補則)

第5条 この要綱に定めるもののほか会議の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

附 則 略

災害対策本部条例

(目的)

第1条 この条例は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第23条の2第8項の規定に基づき、町の災害対策本部に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(組織)

第2条 災害対策本部長（町長）は、災害対策本部の事務を総括し、所部の職員を指揮監督する。

2 災害対策副本部長（副町長及び教育長をもつて充てる。）は、災害対策本部長を補佐し、災害対策本部長に事故あるときはその職務を代理する。

3 災害対策本部員は、災害対策本部長の命を受け、災害対策本部の事務に従事する。

(部)

第3条 災害対策本部長は、必要があると認めるときは、災害対策本部に部を置くことができる。

2 部に属すべき災害対策本部員は、災害対策本部長が指名する。

3 部に部長を置き、災害対策本部長の指名する災害対策本部員がこれに当たる。

4 部長は部の事務を掌理する。

(現地災害対策本部)

第4条 現地災害対策本部に現地災害対策本部長及び現地災害対策本部員その他の職員を置き、災害対策副本部長、災害対策本部員その他の職員のうちから災害対策本部長が指名する者をもつて充てる。

2 現地災害対策本部長は、現地災害対策本部の事務を掌理する。

(庶務)

第5条 本部の庶務は、災害対策主管課において処理する。

(補則)

第6条 この条例に定めるもののほか、災害対策本部に関し必要な事項は、災害対策本部長が定める。

附 則 略

防災対策連絡会議設置要綱

(設置)

第1条 住民の誰もが安心して暮らせる防災都市を目指して、熊取町地域防災計画に基づく防災対策を総合的に推進するため、防災対策連絡会議（以下「連絡会議」という。）を設置する。

(組織)

第2条 連絡会議は、会長、副会長及び会員をもって組織する。

- 2 会長は、副町長をもって充てる。
- 3 副会長は、教育長をもって充てる。
- 4 会員は、各部の長の職にある者をもって充てる。

(会議)

第3条 連絡会議は、会長が招集し、会長がその議長となる。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長が不在の時は、あらかじめ会長の指名する副会長がその職務を代理する。

(幹事会の設置等)

第4条 連絡会議に付すべき議案を検討及び調整するため、連絡会議に幹事会を設置する。

- 2 幹事会は、幹事長及び幹事をもって組織する。
- 3 幹事長は、総合政策部長をもって充てる。
- 4 幹事は、災害対策本部に定める部の各班長の職にあるものをもって充てる。
- 5 幹事会は、幹事長が必要に応じ招集し、幹事長がその議長となる。

(関係職員の出席等)

第5条 連絡会議及び幹事会は、必要に応じ、関係職員の出席を求め、その説明又は意見を聴き、関係課に必要な資料の提出を求めることができる。

(報告)

第6条 会長は、連絡会議の会議の検討経過又はその結果について、適宜町長に報告しなければならない。

(庶務)

第7条 連絡会議及び幹事会の庶務は、災害対策主管課において処理する。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか連絡会議の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則 略

防災行政無線局運用管理要綱

(目的)

第1条 この要綱は、熊取町防災行政無線局（以下「防災行政無線局」という。）の運用及び管理に関し、電波法（昭和25年法律第131号）及び関係法令に定めるもののほか必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 無線局

無線設備及び無線設備の操作を行う者の総体をいう。

(2) 親局

特定の2以上の受信設備に対し、同時に同一の内容の通報を送信する無線局をいう。

(3) 基地局

移動系無線局の内、役場庁舎に設置するもので、移動局を統括する無線局をいう。

(4) 子局

固定系親局の通信の相手方となる受信設備をいう。

(5) 移動局

移動系基地局の通信の相手方となる無線局をいう。

(6) 無線系

前各号の無線局及びその附帯設備を含めた通信システムをいう。

(7) 無線従事者

無線設備の操作を行う者であって、総務大臣の許可を受け、かつ当該無線設備を操作する資格を有する者をいう。

(無線局の配置)

第3条 無線局の配置は、別表1のとおりとする。

(総括管理者)

第4条 無線系に総括管理者を置く。

2 総括管理者は、常に無線系の運用状況を把握し、その機能が充分発揮できるように総括管理するものとする。

3 総括管理者は、町長とする。

(無線管理者)

第5条 無線系に無線管理者を置く。

2 無線管理者は、総括管理者の指示を受け、管理する無線系の運用機器の整備及び保守の状況等を常に把握し、通信連絡に支障のないように日常の運用管理を行うものとする。

3 無線管理者は、無線管理部局の職にあるものを充てる。

(通信担当者)

第6条 無線系に通信担当者を置く。

2 通信担当者は、電波法第40条第1項の資格を有する者のうち、同法第51条に基づき町長が無線従事者として選任を届け出た者をもってこれに充てる。

3 通信担当者は、無線管理者の指示を受け、当該無線設備の操作にあたるものとする。

(無線従事者の配置・養成等)

第7条 総括管理者は、無線系に属する無線局の運用体制に見合った員数だけ無線従事者を配置するものとする。

2 総括管理者は、無線従事者の適正な配置を確保するため、常に無線従事者の養成に留意するものとする。

3 総括管理者は、無線従事者の現状を把握するため、毎年4月1日をもって無線従事者名簿（様式第1号）を作成するものとする。

（無線局の運用）

第8条 無線局の運用方法については、別に定める運用細則によるものとする。

（備付け書類等）

第9条 無線局には、正確な時計、無線検査簿及び無線業務日誌（様式第2号及び第3号）その他電波法施行規則第38条に定める書類を備え付けなければならない。

（無線業務日誌）

第10条 通信担当者は、無線局を運用した場合は、無線業務日誌に必要な事項を記載しなければならない。

（無線従事者選（解）任届の提出）

第11条 無線管理者は、無線従事者に異動が生じたときは、電波法第51条の規定により、速やかに無線従事者選（解）任届（様式第4号）を近畿総合通信局長に提出しなければならない。

（無線設備の点検等）

第12条 総括管理者は、無線局の機能確保のため、定期的に無線設備の点検、検査を行うものとする。

2 回線の調査を行う試験電波の発射は、通信が閑散などに行わなければならない。

3 無線管理者は、無線設備の運用上支障が生じたときは、速やかにその旨を総括管理者に報告し、その指示を受けなければならない。

（通信訓練の実施）

第13条 総括管理者は、通信訓練を定期的実施するものとする。

（委任）

第14条 この要綱に定めるもののほか、無線局の運用及び管理について必要な事項は、総括管理者が定める。

附 則 略

防災行政無線局運用細則

(目的)

第1条 この細則は、熊取町防災行政無線局運用管理要綱に基づき、固定系並びに移動系の無線局の運用を円滑に行うために定めるものとする。

(通信の種類及び時間)

第2条 通信の種類は一般通信及び緊急通信とし、その時間は次の各号の定めるところによる。

(1) 一般通信は、定時通信及び随時通信とする。

なお、定時放送は、毎日正午及び午後5時（7月1日から8月31日までは午後6時）に行うものとする。

(2) 緊急通信は、地震、台風等その他、緊急を要する事態が発生したとき、又は、予想されるときに行うものとする。

(通信事項)

第3条 通信事項は、次の各号に掲げるものとする。

(1) 地震、台風等の非常事態に関する予・警報

(2) 地方行政事務に関する事項

(通信の申込)

第4条 通信する場合の手続きは、次の各号の定めるところによる。

(1) 各所属長は、所管する事務で住民に周知する必要があるものについては、防災行政無線通信依頼書（様式第1号）により通信前日の正午までに無線管理者に提出しなければならない。

(2) 緊急を要する場合は、口頭により届け出を行うことができる。

(3) 無線管理者は、提出された通信依頼書の内容を検討し、通信の可否を決定するものとする。

(通信の制限)

第5条 無線管理者は、災害発生その他特に理由があるときは、通信を制限することができる。

(通信の記録)

第6条 通信担当者は、通信を行ったとき無線業務日誌に必要事項を記載しなければならない。

(通信の方法)

第7条 固定系の通信は、次の各号のいずれかの方法によるものとし、1回の通信時間は、原則として3分以内とする。

(1) 一斉通信 全受信局に対し、一斉に行う通信をいう。

(2) 普通通信 個別又はグループ別に行う通信をいう。

(3) 強制一斉通信 全受信局に対し、強制的に一斉通信を行うことをいう。

附 則 略

熊取町地域防災相互無線協議会無線運用規程

(目的)

第1条 この規程は、熊取町地域における防災相互通信用無線局の適正な運営を図るため、法令に規定するもののほか、必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この規程において次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 無線局 電波法（昭和25年法律第131号。以下「法」という。）第2条第5号に規定する無線局をいう。
- (2) 基地局 電波法施行規則（昭和25年電波監理委員会規則第14号）第4条第1項第6号に規定する基地局をいう。
- (3) 統制局 泉州南消防組合熊取消防署に設置された基地局をいう。
- (4) 端末局 熊取町地域防災相互無線協議会に加入する防災関係機関並びに放射線関係事業所等（以下「関係機関」という。）
- (5) 緊急通信 熊取町地域で災害が発生し、又は発生のおそれのある場合における緊急を要する通信をいう。
- (6) 一斉通信 統制局がその統制下にある端末局に対して同時に行う通信をいう。
- (7) 普通通信 緊急通信及び一斉通信以外の通信をいう。

(無線局の名称)

第3条 統制局及び端末局の名称、常置場所及び管轄は、別表に定める。

(統制管理者)

第4条 統制局に、統制管理局者を置く。

- 2 統制管理者は、熊取消防署長の職にある者をもってこれに充てる。
- 3 統制管理者は、統制局の無線管理者及び通信担当者を指揮監督し、統制局の運用を管理する。

(無線管理者)

第5条 統制局及び端末局に、無線管理者を置く。

- 2 無線管理者は、次の各号に応じ、それぞれ当該各号に掲げる者をもってこれに充てる。

- (1) 統制局 熊取消防署無線管理者
- (2) 端末局 関係機関の防災担当者

- 3 無線管理者は、当該無線局の運用を掌理する。

(通信担当者)

第6条 無線局に通信担当者を置く。

- 2 通信担当者は法第51条の規程により、選任を届け出た無線従事者をもってこれに充てる。
- 3 通信担当者は当該無線局の無線設備の操作に当たるものとする。

(運用)

第7条 無線局は常時開局するものとする。

- 2 無線局を、長時間閉局する必要がある場合は、統制局に、事前に連絡するものとする。

(通信の種類)

第8条 通信の種類は、緊急通信、一斉通信及び普通通信とする。

- 2 緊急通信は、普通通信に優先するものとする。

(通信の統制)

第9条 通信は、原則として統制局の管理のもとに行う。

- 2 統制管理者は、災害が発生し、若しくは発生する恐れがあるとき又は円滑な通信体制を確保するために必要があると認めるときは、通信を統制するとともに、関係機関の無線管理者に対し、必要な措置を講ずるよう要請することができる。
- 3 通信の統制は、端末局の送信を禁止し、又は制限する方法により行う。
- 4 統制管理者は、通信を統制し、又はその統制を解除しようとするときは、端末局にその旨を通知するものとする。

(管理)

第10条 無線管理者は、常に当該無線局の運用状況を把握し、その機能が十分発揮できるよう管理しなければならない。

2 端末局の無線管理者は、当該無線局の運用管理上支障が生じたときは、速やかにその旨を統制局の無線管理者に報告しなければならない。

3 無線管理者は、当該無線局の機能確保のため定期的に無線設備の点検を行うものとする。

(通信試験)

第11条 統制管理者は、毎月第2・第4月曜日午後1時に無線局の通信試験を行うものとする。ただし、通信試験を行なう日が国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日にあたる場合はこの限りでない。

2 前項の試験電波の発射は、他の無線局の運用に妨害を与えないように運用しなければならない。

(通信訓練の実施)

第12条 統制管理者は、通信訓練を定期的実施するものとする。

(備付書類等)

第13条 無線局に、無線局免許状、無線局免許証票その他必要な書類等を備え付けておかなければならない。

(無線業務日誌)

第14条 統制局の無線管理者は、統制局を運用した場合は、無線業務日誌に必要な事項を記載しなければならない。

2 統制管理者は、無線業務日誌抄録を作成し、近畿総合通信局長に報告するものとする。

(実施の細目)

第15条 この規程に定めるもののほか、無線局の運用及び管理について必要な事項は、関係機関が協議のうえ定める。

附 則 略

別表 (第3条関係)

区分	種別	呼出名称	空中線電力	常置場所及び管轄
統制局	基地局	くまとり ぼうさいきょう	2 W	泉州南消防組合 熊取消防署
端末局	移動局	くまとり ぼうさいきょう10	1 W	熊取町
端末局	移動局	くまとり ぼうさいきょう100	1 W	京都大学複合原子力科学研究所
端末局	移動局	くまとり ぼうさいきょう101	1 W	京都大学複合原子力科学研究所
端末局	移動局	くまとり ぼうさいきょう102	1 W	住友電工ファインポリマー株式会社
端末局	移動局	くまとり ぼうさいきょう103	1 W	原子燃料工業株式会社 熊取事業所
端末局	移動局	くまとり ぼうさいきょう104	1 W	ポニー工業株式会社 熊取工場

大阪府災害救助用食料緊急引渡要領

(平成19年5月1日付け流第1115号)

(趣旨)

第1 この要領は、「米穀の買入れ・販売等に関する基本要領」(平成21年5月29日付け21総食第113号総合食料局長通知)(以下「基本要領」という。)、 「災害救助用米穀の保管及び供給等の協力に関する協定」(令和元年11月11日)(以下「精米基本協定」という。)及び「災害救助用漬物の保管に関する協定」(平成8年8月8日)(以下「漬物保管協定」という。)に基づき、災害救助法又は武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律(以下「国民保護法」という。)が発動された場合における政府所有の米穀、米穀販売事業者所有の精米及び大阪府所有の漬物(以下「災害救助用食料」という。)の緊急引渡について、必要な事項を定める。

(緊急引渡を行う場合)

第2 この要領に定める災害救助用食料の引渡しは、災害救助法又は国民保護法が発動された場合において、当該災害地を管轄する市町村長から被災者及び災害救助従事者に対する食料の緊急引渡しの要請があり、知事が救助食料の引渡しを決定した場合に実施する。

(引渡品目)

第3 緊急引渡しを行う品目は米穀(精米又は玄米)及び漬物とする。

(引渡数量)

第4 緊急引渡しを行う数量は、次表のとおりとする。

品目 区分	米 穀	漬 物
被災者供給用	精米1人1食当たり 200g 又は 玄米1人1食当たり 220g	1人1食当たり 20g
災害救助 従事者供給用	精米1人1食当たり 300g 又は 玄米1人1食当たり 330g	1人1食当たり 20g

(引渡手続)

第5 災害救助用食料の緊急引渡しの手続きは、次のとおりとする。

1. 知事と市町村長の連絡ができる場合

(1) 米穀(精米又は玄米)

① 市町村長は知事に災害救助用食料の引渡要請を事前に行うとともに、災害救助用食料緊急引渡申請書(様式第1号)を提出する。

ただし、申請書を提出する時間的余裕がないときは、電話等により申請することができる。この場合、事後、速やかに所定の手続きを行うものとする。

② 知事は、市町村長の申請に基づき引渡数量を決定し、米穀販売事業者の倉庫の所在地と被災市町村との距離、倉庫の在庫数量等を勘案したうえで、米穀販売事業者がその引渡数量を十分に供給できる場合には③、十分に供給できない場合には併せて④の手続きを行うものとする。

③米穀販売事業者が十分に供給できる場合

ア 知事は、米穀販売事業者の中から精米の供給を行う業者(以下「供給業者」という。)を選定し、災害救助用食料(精米)供給要請書(様式第2号)により精米の供給要請を行う。

ただし、申請書を提出する時間的余裕がないときは、電話等により申請することができる。この場合、事後、速やかに所定の手続きを行うものとする。

この際に知事は、供給業者以外の米穀販売事業者に対しても、電話等により連絡を行い、いつでも対応できる体制を取るよう要請するものとする。

イ 知事の要請を受けた供給業者は、知事が指定する場所へ精米を輸送し、市町村長へ納品書と併せて引渡しを行う。この時、供給業者が輸送手段を確保できない場合は、知事がこれを斡旋するものとする。

ウ 市町村長は、精米の受領後、速やかに供給業者へ災害救助用食料（精米）受領書（様式第3号）を1部提出する。

エ 市町村長は、災害救助用食料（精米）受領報告書（様式第4号）に災害救助用食料（精米）受領書（様式第3号）及び納品書の原本を添えて、速やかに知事に1部提出し、納品書の写しについては市町村長において保管するものとする。

④米穀販売事業者が十分に供給できない場合

ア 知事は、農林水産省政策統括官（以下「政策統括官」という。）に対し、政府所有米穀の引渡しに関し電話等により連絡し、その後速やかに災害救助用米穀の引渡要請書（様式第5号）を提出する。

イ 政策統括官は、アの要請を受け、政府所有米穀の販売等業務を実施する民間事業者（以下「受託事業者」という。）及び知事と連絡調整を行い、供給する災害救助用米穀及び引渡方法を決定する。

ウ 知事は、政策統括官と政府所有主要米穀売買契約書（基本要領様式4-24）により契約を締結する。

エ 政策統括官は、ウの売買契約の締結後、速やかに受託事業者に対し知事又は知事が指定した者（以下「指定引取人」という。）に災害救助用米穀を引き渡すよう指示する。

オ 知事又は指定引取人は、災害救助用米穀の受領後、速やかに受託事業者が発行する引渡通知書（仮称）と引換えに災害救助用食料（米穀）受領書（様式第6号）を提出し、必要に応じて米穀販売事業者に対し災害救助用米穀のとう精を要請する。

カ 市町村長は、災害救助用米穀の受領後、速やかに知事又は指定引取人へ災害救助用食料（米穀）受領書（様式第6号）を1部提出する。

キ 指定引取人からの引渡しを受けた市町村長は、災害救助用食料（米穀）受領報告書（様式第7号）に災害救助用食料（米穀）受領書（様式第6号）及び納品書の原本を添えて、速やかに知事に1部提出し、納品書の写しについては市町村長において保管するものとする。

(2) 漬物

ア 市町村長は知事に災害救助用食料の引渡要請を事前に行うとともに、災害救助用食料緊急引渡申請書（様式第1号）を提出する。

ただし、申請書を提出する時間的余裕がないときは、電話等により申請すること ができる。

この場合、事後、速やかに所定の手続きを行うものとする。

イ 知事は、市町村長の申請に基づき引渡数量を決定し、大阪府所有の漬物を保管している者（以下「漬物保管者」という。）に災害救助用食料（漬物）引渡指示書（様式第8号）により、漬物の引渡指示を行う。

ただし、指示書を提出する時間的余裕がないときは、電話等により要請することができる。この場合、事後、速やかに所定の手続きを行うものとする。

ウ 知事の指示を受けた漬物保管者は、知事が指定する場所に漬物を輸送し、市町村長へ納品書と併せて引き渡す。この時、漬物保管者が輸送手段を確保できない場合は、知事がこれを斡旋するものとする。

エ 市町村長は、漬物の受領後、速やかに漬物保管者へ災害救助用食料（漬物）受領書（様式第9号）を1部提出する。

オ 市町村長は、災害救助用食料（漬物）受領報告書（様式第10号）に災害救助用食料（漬物）受領書（様式第9号）及び納品書の原本を添えて、速やかに知事に1部提出し、納品書の写しについては市町村長において保管するものとする。

2. 交通、通信の途絶等のため知事と市町村長の連絡がつかない場合

(1) 米穀（玄米）

ア 市町村長は、政策統括官に対し、引渡しを電話等で要請のうえ、連絡のつき次第、知事にその旨連絡することとする。

イ 知事は、アの連絡を受けた後、1の(1)の②以降により、災害救助用食料の引渡しの手続を行う。

(2) 漬物

ア 市町村長は、漬物保管者に対し、引渡しを電話等で要請のうえ、連絡のつき次第、知事にその旨連絡することとする。

イ 知事は、アの連絡を受けた後、1の(2)のイ以降により、災害救助用食料の引渡しの手続を行う。

(買受手続等)

第6 知事は、市町村長が第5の1の(1)の③及び2の(1)により災害救助用食料を受領したときは、精米基本協定第8条第1項の規定に基づき価格の決定を速やかに行うものとする。

(代金納付)

第7 知事は、第5の1の(1)の③及び2の(1)による災害救助用食料を受領した場合は、精米基本協定第8条に基づく請求があった日から起算して30日以内に供給業者に、第5の1の(1)の④による災害救助用食料を受領した場合は、基本要領様式4-24第3条の規定に基づき政策統括官に、第5の1の(2)及び2の(2)による災害救助用食料を受領した場合は、漬物保管協定第3条第2項に基づく請求のあった日から起算して30日以内に漬物保管者に、それぞれ納付するものとする。

附 則

1 この要領は平成2年4月1日から施行する。

2 災害時における米穀及び乾パンの応急配給要領(昭和59年9月1日施行)は、廃止する。

附 則

この要領は平成6年8月4日から施行する。

附 則

この要領は平成9年4月1日から施行する。

附 則

この要領は平成10年4月1日から施行する。

附 則

この要領は平成15年7月1日から施行する。

附 則

この要領は平成18年10月2日から施行する。

附 則

この要領は平成19年5月1日から施行する。

附 則

この要領は平成22年6月3日から施行する。

附 則

この要領は平成23年5月1日から施行する。

附 則

この要領は平成23年12月1日から施行する。

附 則

この要領は平成27年12月1日から施行する。

附 則

この要領は令和2年1月1日から施行する。

災害弔慰金条例

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、災害弔慰金の支給等に関する法律（昭和48年法律第82号。以下「法」という。）及び災害弔慰金の支給等に関する法律施行令（昭和48年政令第374号。以下「令」という。）の規定に準拠し、暴風、豪雨等の自然災害により死亡した町民の遺族に対する災害弔慰金の支給を行い、自然災害により精神又は身体に著しい障害を受けた町民に災害障害見舞金の支給を行い、並びに自然災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けを行い、もって町民の福祉及び生活の安定に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に掲げるところによる。

- (1) 災害 暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、津波その他異常な自然現象により被害が生ずることをいう。
- (2) 町民 災害により被害を受けた当時、この町の区域内に住所を有した者をいう。

第2章 災害弔慰金の支給

(災害弔慰金の支給)

第3条 町は、町民が令第1条に規定する災害（以下この章及び次章において単に「災害」という。）により死亡したときは、その者の遺族に対し、災害弔慰金の支給を行うものとする。

(災害弔慰金を支給する遺族)

第4条 災害弔慰金を支給する遺族の範囲は、法第3条第2項の遺族の範囲とし、その順位は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 死亡者の死亡当時において、死亡者により生計を主として維持していた遺族（兄弟姉妹を除く。以下この項において同じ。）を先にし、その他の遺族を後にする。
- (2) 前号の場合において、同順位の遺族については、次に掲げる順序とする。
 - ア 配偶者
 - イ 子
 - ウ 父母
 - エ 孫
 - オ 祖父母
- (3) 死亡者に係る配偶者、子、父母、孫又は祖父母のいずれもが存しない場合であつて兄弟姉妹がいるときは、その兄弟姉妹（死亡した者の死亡当時その者と同居し、又は生計を同じくしていた者）に対して、災害弔慰金を支給するものとする。
- 2 前項の場合において、同順位の父母については、養父母を先にし、実父母を後にし、同順位の祖父母については、養父母の父母を先にし、実父母の父母を後にし、父母の養父母を先にし、実父母を後にする。
- 3 遺族が遠隔地にある場合その他の事情により、前2項の規定により難いときは、前2項の規定にかかわらず、第1項の遺族のうち町長が適当と認める者に支給することができる。
- 4 前3項の場合において、災害弔慰金の支給を受けるべき同順位の遺族が2人以上あるときは、その1人に対してした支給は、全員に対してなされたものとみなす。

(災害弔慰金の額)

第5条 災害により死亡した者1人当たりの災害弔慰金の額は、その死亡者が死亡当時においてその死亡に関し災害弔慰金を受けることができることとなる者の生計を主として維持していた場合にあつては500万円とし、その他の場合にあつては250万円とする。ただし、死亡者がその死亡に係る災害に関し既に次章に規定する災害障害見舞金の支給を受けている場合は、これらの額から当該支給を受けた災害障害見舞金の額を控除した額とする。

(死亡の推定)

第6条 災害の際現にその場に居合わせた者についての死亡の推定については、法第4条の規定によるものとする。

(支給の制限)

第7条 弔慰金は、次の各号に掲げる場合には支給しない。

- (1) 当該死亡者の死亡が、その者の故意又は重大な過失により生じたものである場合
- (2) 令第2条に規定する場合
- (3) 災害に際し、町長の避難の指示に従わなかったことその他の特別の事情があるため、町長が支給を不相当と認めた場合

(支給の手続)

第8条 町長は、災害弔慰金の支給を行うべき事由があると認めるときは、規則で定めるところにより支給を行うものとする。

2 町長は、災害弔慰金の支給に関し遺族に対し、必要な報告又は書類の提出を求めることができる。

第3章 災害障害見舞金の支給

(災害障害見舞金の支給)

第9条 町は、町民が災害により負傷し、又は疾病にかかり、治ったとき（その症状が固定したときを含む。）に法別表に掲げる程度の障害があるときは、当該住民（以下「障害者」という。）に対し、災害障害見舞金の支給を行うものとする。

(災害障害見舞金の額)

第10条 障害者1人当たりの災害障害見舞金の額は、当該障害者が災害により負傷し又は疾病にかかった当時においてその属する世帯の生計を主として維持していた場合にあっては250万円とし、その他の場合にあっては125万円とする。

(準用規定)

第11条 第7条及び第8条の規定は、災害障害見舞金について準用する。

第4章 災害援護資金の貸付け

(災害援護資金の貸付け)

第12条 町は、令第3条に掲げる災害により法第10条第1項各号に掲げる被害を受けた世帯の町民である世帯主に対し、その生活の立て直しに資するため、災害援護資金の貸付けを行うものとする。

2 前項に掲げる世帯は、その所得について法第10条第1項に規定する要件に該当するものでなければならない。

(災害援護資金の限度額等)

第13条 災害援護資金の1災害における1世帯当たりの貸付限度額は、災害による当該世帯の被害の種類及び程度に応じ、それぞれ次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 療養に要する期間がおおむね1月以上である世帯主の負傷（以下「世帯主の負傷」という。）があり、かつ、次のいずれかに該当する場合

ア 家財についての被害金額がその家財の価額のおおむね3分の1以上である損害（以下「家財の損害」という。）及び住居の損害がない場合	150万円
イ 家財の損害があり、かつ、住居の損害がない場合	250万円
ウ 住居が半壊した場合	270万円
エ 住居が全壊した場合	350万円

(2) 世帯主の負傷がなく、かつ、次のいずれかに該当する場合

ア 家財の損害があり、かつ、住居の損害がない場合	150万円
イ 住居が半壊した場合	170万円
ウ 住居が全壊した場合（エの場合を除く。）	250万円
エ 住居の全体が滅失若しくは流失した場合	350万円

(3) 第1号のウ又は前号のイ若しくはウにおいて、被災した住居を建て直すに際しその住居の残存部分を取り壊さざるを得ない場合等特別の事情がある場合には、「270万円」とあるのは「350万円」と、「170万円」とあるのは「250万円」と、「250万円」とあるのは「350万円」と読み替えるものとする。

2 災害援護資金の償還期間は、10年とし、据置期間はそのうち3年（令第7条第2項括弧書の場合は、5年とする）。

(保証人及び利率)

第14条 災害援護資金の貸付けを受けようとする者は、保証人を立てることができる。

2 災害援護資金は、保証人を立てる場合は、無利子とし、保証人を立てない場合は、据置期間中は無利子とし、据置期間経過後はその利率を延滞の場合を除き年1パーセントとする。

3 第1項の保証人は、災害援護資金の貸付けを受けた者と連帯して債務を負担するものとし、その保証債務は、令第9条の違約金を包含するものとする。

(償還等)

第15条 災害援護資金は、年賦償還、半年賦償還又は月賦償還とする。

2 償還方法は元利均等償還の方法とする。ただし、貸付金の貸付けを受けた者は、いつでも繰上償還をすることができる。

3 償還金の支払猶予、償還免除、報告等、一時償還及び違約金については、法第13条、第14条第1項及び第16条並びに令第8条、第9条及び第12条の規定によるものとする。

(規則への委任)

第16条 この条例の施行に関し、必要な事項は、規則で定める。

附 則 略

災害見舞金等支給条例

(目的)

第1条 この条例は、風水害等の災害を受けた者又はその遺族に対し、見舞金等を支給し、もって住民生活の安定と福祉の増進を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 災害 暴風、豪雨、洪水、地震、津波その他異常な自然現象又は火災により生じる被害をいう。

(2) 居住者 現に本町に居住し、かつ、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）の規定に基づく本町の住民基本台帳に記録されている者をいう。

(見舞金等の種類)

第3条 町が支給する見舞金等は、次のとおりとする。

(1) 災害見舞金

(2) 災害弔慰金

(災害見舞金の支給)

第4条 町は、居住者が現に居住する住宅に災害を受けたとき又は災害により入院期間30日以上を傷害を受けたときは、災害見舞金を支給する。

2 災害見舞金の額は、別表に掲げるとおりとする。

(災害弔慰金の支給)

第5条 町は、居住者が災害を受け、その直接の結果として災害を受けた日から180日以内に死亡したときは、その者の遺族に対し災害弔慰金を支給する。

2 災害弔慰金の額は、別表に掲げるとおりとする。

(申請期限)

第6条 見舞金等の支給を受けようとする者は、災害を受けた日から1年以内に申請しなければならない。

(適用除外)

第7条 第5条第1項の規定に該当する場合で、災害弔慰金条例（昭和49年条例第23号）第3条の規定に該当するときは、第3条第2号に規定する災害弔慰金を支給しないものとする。

(支給の制限)

第8条 見舞金等は、その災害が本人若しくはその者が属する世帯員若しくはその者の遺族の故意若しくは重大な過失によるものである場合又はその他支給することが不相当であると認められる場合は、これを支給しない。

(給付の返還)

第9条 町長は、偽りその他不正の手段により見舞金等の支給を受けた者があるときは、支給した見舞金等の全部又は一部を返還させるものとする。

(委任)

第10条 この条例に定めがあるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、平成30年9月4日から適用する。

別表（第4条、第5条関係）

種類	区分		単位	金額
災害見舞金	住宅	全焼、全壊、流失	1世帯につき	100,000円
		半焼、大規模半壊、半壊	1世帯につき	50,000円
		床上浸水	1世帯につき	30,000円
	傷害		1人につき	30,000円
災害弔慰金	死亡		1人につき	100,000円

備考 1戸又は1住戸につき2以上の世帯が現に居住する住宅に災害があったときは、その住宅に居住する世帯の数は、1世帯とみなす。

大阪府下広域消防相互応援協定

(目的)

第1条 この協定は、消防組織法（昭和22年法律第226号）第39条の規定に基づき、大阪府域内（以下「府下」という。）において大規模な災害等が発生した場合における消防相互応援について必要な事項を定めることを目的とする。

(協定市等)

第2条 この協定は、府下の市町村（消防の一部事務組合にあつては、当該組合をいう。以下「協定市等」という。）相互間において締結するものとする。

(対象とする災害)

第3条 この協定の対象とする災害は、次に掲げる災害とする。

- (1) 大規模な地震、風水害等の自然災害
- (2) 林野火災、高層建築物火災又は危険物施設火災等の大規模な火災
- (3) 武力攻撃による災害
- (4) 放射性物質、生物剤又は化学剤による災害
- (5) 航空機災害又は列車事故等集団救急救助事故
- (6) その他前各号に掲げる災害に準ずる災害で、応援が必要と判断されるもの

(応援要請)

第4条 この協定に基づく応援要請は、前条各号に規定する災害が発生した協定市等（以下「受援市等」という。）の長又は消防長が受援市等の消防力によっては、災害の防ぎよ又は救助等が著しく困難と認める場合は、第2条に規定する他の協定市等（以下「応援市等」という。）の長又は消防長に対して行うものとする。

2 前項に規定する応援要請は、電話等により次の事項を明確にして行うものとし、事後すみやかに文書を提出するものとする。

- (1) 災害の発生日時、場所及び状況
- (2) 必要とする人員、車両及び資器材等
- (3) 集結場所及び連絡担当者
- (4) その他必要事項

(応援隊の派遣)

第5条 応援市等の長又は消防長は、前条の規定により応援要請を受けたとき、業務に重大な支障がない限り応援を行うものとする。

2 応援市等の長又は消防長は、前条の応援要請に応ずることができない場合は、その旨すみやかに受援市等の長又は消防長に通報するものとする。

3 応援市等の長又は消防長は、当該災害の規模、状況等により応援の必要があり、かつ、受援市等の長又は消防長が応援要請を行うことが困難であると認められるときは、要請を待つことなく応援出場することができるものとする。この場合、第4条第1項の応援要請があったものとみなす。

(応援隊の指揮)

第6条 受援市等における応援隊の指揮は、受援市等の長又は消防長が、応援隊の長に対して行うものとする。

(経費の負担)

第7条 応援出場に要する経費の負担については、法令その他特別の定めがあるものを除くほか次の区分によるものとする。

- (1) 応援のために要した経常的な経費は応援市等の負担とする。ただし、要請により特別に調達した燃料費等は、受援市等の負担とする。
- (2) 受援市等の指揮下における活動中に発生した職員の死傷に伴う賞じゅつ金等及び第三者に対する損害賠償費、損失補償費は受援市等の負担とする。

2 経費負担について疑義を生じた事項については、その都度双方協議のうえ決定するものとする。

(情報提供等)

第8条 協定市等は、この協定の効率的な運用を図るために必要な各種消防情報等を相互に通知するものとする。

(実施細目)

第9条 この協定の実施について必要な事項は、協定市等の長又は消防長が協議して定めるものとする。

(疑義の協議)

第10条 この協定に規定していない事項又は疑義を生じた事項については、その都度協定市等が協議のうえ決定するものとする。

附 則

1 この協定は、平成27年9月1日から施行し、平成27年4月1日から適用する。

2 この協定の成立を証明するため、本書33通を作成し、協定市等の長が記名押印のうえ、各自1通を保管する。

大阪市、泉州南消防組合航空消防応援協定

(目的)

第1条 大阪市(以下「甲」という。)と泉州南消防組合(以下「乙」という。)との回転翼航空機(以下「航空機」という。)による消防業務の応援については、この協定の定めるところによる。

(運航の基準)

第2条 この協定に基づく航空機の運航は、別紙「大阪府下市町村消防用航空機運航要綱」の定めるところによる。

(指揮)

第3条 乙の要請に基づく航空機の運航の指揮は、乙の消防長又は消防署長が、機長に行う。

2 機長は、航空機運航上、気象条件が飛行に適しない場合又は航空機の性能限界を越える場合等重大な支障があると認めるときは、前項の規定にかかわらず自己の判断により適宜運航することができる。

(経費の負担)

第4条 乙の要請に基づく運航により発生した事故の処理に要する経費のうち、次に掲げるものは、乙の負担とする。ただし、甲の責に帰すべき重大な過失により発生した損害は、甲の負担とする。

(1) 航空機の修理費

(2) 建築物(家具什器等を含む)、工作物又は土地等に関する補償費

(3) 航空隊員、搭乗者及び一般人の死傷に伴う損害補償、特別救慰金、弔慰金等

2 前項第3号に定める航空隊員及び甲の搭乗者に対する費用の支払いは、甲の定めるところによる。

3 前2項に定めていない経費の負担が生じたときは、双方協議のうえ決定する。

(この協定に規定しない事項等)

第5条 この協定に定めていない事項又は疑義を生じた事項については、甲乙双方協議のうえ決定する。

大阪府南ブロック消防相互応援協定

消防組織法（昭和22年法律第226号）第39条の規定に基づき、大阪府南ブロック消防相互応援協定を次のように締結する。

（目的）

第1条 堺市、岸和田市、泉大津市、貝塚市、泉州南消防組合、和泉市、高石市、及び忠岡町（以下「市町」という。）との間における消防の相互応援については、この協定の定めるところによる。

（応援）

第2条 市町の長又は消防長は、火災、水災、その他の災害（以下「災害」という。）防御のため応援の要請があったときは、業務に重大な支障がない限り、その要請地域に対し相互に応援するものとする。

（応援の要請）

第3条 前条の応援要請は、受援市町の長又は消防長が災害等の概況及び出場を求める消防用資機材の種類並びに数、誘導員配置場所等を明示し、応援市町の長又は消防長に対して行うものとする。

（指揮）

第4条 受援地における応援隊の指揮は、次に掲げる方法によるものとする。

(1) 受援市町の長又は消防長が指揮すること。

(2) 指揮は、応援隊の長に対して行うこと。

（経費負担）

第5条 災害防御のため、応援に要した経費の分担については、次の区分によるものとする。

(1) 消防機械器具の小破損の修理、機関の燃料、職員の諸手当及び被服等についての諸経費は、応援側の負担とする。ただし、応援が長時間にわたる場合を除く。

(2) 前条による受援側の指揮下における活動中に発生した事故のうち、次に掲げる諸経費は受援側の負担とする。ただし、応援市町において、基金及び保険等の加入により補てんされる財源は控除する。

ア 前号に定める小破損の程度を超える消防機械器具の修理費。ただし、破損の原因が応援側の重大な過失によるものを除く。

イ 化学消火に要した薬剤費

ウ 建築物、工作物又は土地等に対する補償費

エ 応援隊員及び一般人の死傷に伴う災害補償費、賞じゅつ金、弔慰金等

2 前項第2号エの応援隊員に対する災害補償費等は、応援側の定める例により応援市町に対して支払うものとする。

3 前各項の規定によるほか、出発から到着まで及び帰署途上における交通事故等に要する費用については、原因が重大な過失によるものを除き前各項の規定を準用する。

4 前各項に定めなきときは、関係市町協議のうえ決定する。

（救急応援）

第6条 市町の長又は消防長は、災害防御以外の救急業務についても応援を求める必要があるときは、相互に応援の要請をすることができる。

2 市町の長又は消防長は、前項の応援要請があったときは、業務に重大な支障がない限りその要請に応じるものとする。

3 救急業務の応援に要した経費の分担については、第5条の規定を準用するほか、その都度関係市町協議のうえ決定するものとする。

（相互応援）

第7条 市町の長又は消防長は、第2条及び第6条の規定に基づく応援要請の有無にかかわらず、災害又は救急事故発生を認知若しくは受報した場合において、直ちに相互に応援する必要がある地域及び応援隊数について、あらかじめ協議のうえ決定することができる。

2 前項の協定地域内において、応援隊が現場に到着した場合における応援隊の指揮は、受援側指揮者が到着するまでの間、第4条の規定にかかわらず、応援隊の指揮者が指揮するものとする。

3 前項の場合における応援に要した経費の分担については、受援側指揮者の指揮下における活動とみなし、第5条の規定を準用する。

（その他）

第8条 この協定に規定していない事項又は疑義を生じた事項については、関係市町協議のうえ決定するものとする。

阪和自動車道、湯浅御坊道路、関西空港自動車及び京奈和自動車道 消防相互応援協定書

消防組織法（昭和22年法律第226号）の消防の相互の応援に関する規定に基づき、阪和自動車道（松原～有田間、御坊～南紀田辺間）、湯浅御坊道路（有田～御坊間）、関西空港自動車道及び京奈和自動車道（紀北西道路の岩出根来インターチェンジ～和歌山ジャンクション間）（以下「高速自動車道」という。）における消火及び救急救助業務の実施及び処理（以下「消防業務」という。）について、堺市、和泉市、岸和田市、貝塚市、熊取町、泉佐野市、泉南市、阪南市、岩出市、和歌山市、海南市、有田川町、湯浅町、広川町、日高川町、御坊市、印南町、みなべ町及び田辺市（消防の一部事務組合を組織する市町については、当該事務組合をいう。以下「協定各市町」という。）の相互間において、次のとおり消防相互応援協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、高速自動車道における消防業務の円滑な推進を図るため、協定各市町が相互に応援するものとする。

（消防業務の責任）

第2条 消防業務の責任は、高速自動車道が通過する区域を管轄する市町が負う。

（出動）

第3条 高速自動車道において、消防業務の応援要請を受けたとき又は事故を覚知したときは、本協定に基づく覚書に従って直ちに出動するものとする。

（応援に要する経費）

第4条 応援に要する経費の負担については、法令その他別に定めがあるもののほか、次の各号に掲げる経費に応じて、当該各号に定めるところによるものとする。

（1）旅費及び出動手当 応援隊の旅費及び諸手当は、応援する市町（以下「応援市町」という。）の負担とする。

（2）車両及び機械器具等の燃料費等 車両及び機械器具の燃料費並びに現場活動中における故障又は小破壊の修理費は、応援市町の負担とする。

（3）化学消火薬剤 化学消火に要した薬剤費は、応援を受ける市町（以下「受援市町」という。）の負担とする。

（4）公務上の災害補償 消防職員にあつては、地方公務員災害補償法（昭和42年法律第121号）の規定に基づき処理し、消防団員については当該消防団員が所属する市町で定める消防団員等公務災害補償条例の規定に基づき応援市町の負担とする。

（5）賞じゅつ金等 応援隊が消防業務に従事中死亡又は負傷した場合の賞じゅつ金等は、応援市町の例により受援市町の負担とする。

（6）現場活動中における第三者に与えた損失補償 応援隊が消防業務に従事中第三者に損害を与えた人的、物的損失の補償は、受援市町の負担とする。

（7）交通事故による損害補償 受援市町への往復途上における交通事故により自ら損害を被り、又は第三者に損害を与えた場合の補償については、応援市町と受援市町が協議の上定めるものとする。

2 前項以外の経費又は前項の定めにより難い場合の経費の負担については、応援市町と受援市町が協議の上定めるものとする。

（協議）

第5条 この協定に定めのない事項又は疑義を生じた事項については、その都度市町が協議の上定めるものとする。

（委任）

第6条 この協定の実施要領その他必要な細目については、協定各市町の消防長において別に覚書を作成する。

（その他）

第7条 平成25年4月1日に締結した近畿自動車道松原那智勝浦線及び関西国際空港線消防相互応援協定書は、この協定の締結によって廃止する。

関西国際空港消防相互応援協定

関西国際空港消防相互応援協定（平成25年7月1日）を次のように再締結する。

大阪市、堺市、岸和田市、泉大津市、貝塚市、和泉市、高石市、忠岡町及び泉州南消防組合（以下「協定市町等」という。）の長並びに関西エアポート株式会社（以下「空港運営会社」という。）は、関西国際空港（以下「空港」という。）及び周辺における航空機災害の消火救難活動に関する相互応援について、次のとおり協定する。

（目的）

第1条 この協定は、空港及び周辺における航空機に関する災害又は災害発生のおそれのある事態（以下「緊急事態」という。）に際し、相互に緊密な協力のもとに消火救難活動を実施し、被害の防止又は軽減を図ることを目的とする。

（応援要請）

第2条 この協定に基づく応援要請は、緊急事態が発生した協定市町等（以下「受援市町等」という。）の消防長が、自己の消防力によっては消火救難活動が著しく困難であると認める場合に、他の協定市町等（以下「応援市町等」という。）の消防長及び空港運営会社の関西空港オペレーションユニット長（以下「ユニット長」という。）に対し応援を求めることができるものとする。

2 前項の規定により応援要請を行うときは、次に掲げる事項を明らかにし、電話その他の迅速な連絡方法により行い、事後において速やかに次の事項を文書で提出するものとする。

- (1) 緊急事態の発生日時及び場所
- (2) 緊急事態の種類及び被害の状況
- (3) 航空機の機種及び搭乗人員
- (4) 応援を要する人員、車両等の種別、資器材の数量
- (5) 応援隊の到着すべき場所
- (6) その他必要な事項

（応援及び種類）

第3条 応援市町等の消防長及び空港運営会社のユニット長は、前条の規定により応援要請があったときは業務に重大な支障のない限り応援を行うものとする。また、この場合の応援の種類は、次のとおりとする。

- (1) 火災防ぎよのための消防隊の派遣
- (2) 救助隊及び救急隊の派遣
- (3) その他必要な事項

（応援隊の指揮）

第4条 応援隊の指揮は、受援市町等の現場指揮本部長が指揮するものとする。

2 現場指揮本部長は、応援隊の長に対して指揮するものとする。ただし、いとまのないときは直接隊員に命令することができる。

（費用の負担）

第5条 応援出場に要する費用については、空港運営会社と協定市町等の間においては各自に要した費用を負担するものとし、協定市町等の間については、法令その他特別の定めがあるものを除くほか次の各号によるものとする。

- (1) 応援のために要した経常的な経費については、応援市町等の負担とする。
- (2) 受援市町等の指揮下における活動中に発生した職員の死傷に伴う賞じゅつ金等及び第三者に対する損害賠償費、損失補償費は受援市町等の負担とする。

2 経費負担について疑義を生じたときは、そのつど双方協議のうえ決定するものとする。

（緊急事態の通報）

第6条 空港運営会社の運用部長は、緊急事態が生じた協定市町等の消防長に対しすみやかに通報するものとする。

2 前項の通報は、次の事項について電話その他迅速な連絡方法により行うものとする。

- (1) 緊急事態の種類
- (2) 航空機の機種及び搭乗人員
- (3) 緊急事態の発生場所、日時及び被害の程度

（計画の立案及び訓練）

第7条 協定市町等及び空港運営会社は、協議して緊急事態における消火救難活動に関する計画を立案し、合同訓練を実施するものとする。

（資料の交換）

第8条 協定市町等及び空港運営会社は、空港に発着する航空機、空港における諸施設、相互の消防機器及び人員等消火救難活動に必要な資料を交換するものとする。

（実施細目）

第9条 この協定に定めるもののほか、協定の円滑な実施に関し必要な事項は、協定市町等の消防長及び空港運営会社の運用部長が協議して定めるものとする。

(疑義の協議)

第10条 この協定について疑義を生じたときは、そのつど協定市町等及び空港運営会社が協議して定めるものとする。

災害時協定締結状況一覧表

No.	協 定 名	締 結 日	相 手 先
1	災害時等におけるL P ガス等の供給に関する協定	平成18年8月1日	(社)大阪府エルピーガス協会熊取エルピーガス組合
2	大阪広域水道震災対策相互応援協定	平成23年4月1日	大阪府、各水道事業者(大阪市を除く)
3	災害時における物資の供給に関する協定	平成23年8月17日	セツカートン株式会社
4	災害時における応急対策業務に関する協定	平成24年4月27日	一般社団法人 熊取防災事業組合
5	特設公衆電話の設置・利用に関する覚書	平成25年3月15日	西日本電信電話株式会社
6	し尿及び浄化槽汚泥の処理に係る相互支援基本協定	平成25年3月22日	高石市以南 8 市 4 町及び 2 事務組合
7	一般廃棄物(ごみ)処理に係る相互支援基本協定	平成25年3月22日	堺市以南 9 市 4 町及び 4 事務組合
8	災害時における物品の供給協力に関する協定	平成25年8月6日	大阪いずみ市民生活協同組合
9	泉州地域災害時相互応援協定	平成25年9月10日	堺市以南 9 市 4 町
10	災害時等の緊急放送における協定	平成26年4月16日	株式会社ジェイコムウエスト・株式会社 ジュピターテレコム
11	災害時等の応援に関する申し合わせ	平成26年8月7日	近畿地方整備局
12	災害時における葬儀業務等に関する協定	平成27年2月16日	株式会社金田佛心社
13	災害発生時における熊取町と熊取町内郵便局の協力に関する協定	平成27年6月29日	熊取町内郵便局
14	災害に係る情報発信等に関する協定	平成28年4月1日	ヤフー株式会社
15	災害時における電気設備に係る応急対策業務等に関する協定	平成28年4月21日	大阪府電気工事工業組合
16	災害時の医療救護に関する協定	平成29年3月1日	一般社団法人泉佐野泉南医師会、 一般社団法人泉佐野泉南歯科医師会、 泉佐野薬剤師会
17	災害時における福祉避難所施設利用に関する協定	平成29年3月27日	社会福祉法人 永楽福祉会
18	災害時における福祉避難所施設利用に関する協定	平成29年3月27日	社会福祉法人 弥栄福祉会
19	災害時における福祉避難所施設利用に関する協定	平成29年3月27日	社会福祉法人 和光福祉会 障害者支援施設 熊取療育園
20	災害時における福祉避難所施設利用に関する協定	平成29年3月27日	社会福祉法人 和光福祉会 障害福祉サービス事業所 つばさ
21	災害時における福祉避難所施設利用に関する協定	平成29年3月27日	社会福祉法人 大阪聴覚障害者福祉会 障害者支援施設 なかまの里
22	災害時における福祉避難所施設利用に関する協定	平成29年3月27日	社会福祉法人 熊取ひまわり福祉会 障害福祉サービス事業所 熊取ひまわりの里
23	災害時における福祉避難所施設利用に関する協定	平成29年3月27日	社会福祉法人 清光会 障害福祉サービス事業 ささゆり作業所
24	災害時における福祉避難所施設利用に関する協定	平成29年3月27日	医療法人 爽神堂 介護老人保健施設 アルカディア

No.	協 定 名	締 結 日	相 手 先
25	災害時における福祉避難所施設利用に関する協定	平成29年3月27日	社会福祉法人 アトム共同福祉会
26	災害時における福祉避難所施設利用に関する協定	平成29年3月27日	社会医療法人 三和会
27	災害時における福祉避難所施設利用に関する協定	平成29年3月27日	社会福祉法人 阪南福祉事業会 さくらこども園
28	災害時における福祉避難所施設利用に関する協定	平成29年5月2日	社会福祉法人 伸栄福祉会
29	熊取町と東海村の災害時における相互応援に関する協定	平成30年2月8日	茨城県那賀郡東海村
30	三郷町と熊取町の災害時における相互応援に関する協定	令和元年6月4日	奈良県生駒郡三郷町
31	王寺町と熊取町の災害時における相互応援に関する協定	令和元年6月18日	奈良県北葛城郡王寺町
32	災害時における物資の供給に関する協定	令和元年7月8日	株式会社ロゴスコーポレーション
33	災害廃棄物等の処理に関する基本協定書	令和元年8月7日	大栄環境株式会社
34	熊取町と熊取町内郵便局との包括連携協定書	令和元年10月8日	熊取町内郵便局
35	災害時における情報提供に関する協定	令和元年11月25日	大阪ガス株式会社
36	熊取町、大阪体育大学及び学校法人浪商学園の災害時における連携協力に関する協定	令和元年12月1日	学校法人浪商学園 大阪体育大学
37	熊取町と大阪観光大学との災害時における連携協力に関する協定	令和元年12月1日	学校法人明浄学院 大阪観光大学
38	熊取町と関西医療大学との災害時における連携協力に関する協定	令和元年12月1日	学校法人関西医療学園 関西医療大学
39	災害時における緊急交通路の確保および停電復旧に支障となる障害物等の移動等に関する覚書	令和3年5月26日	関西電力送配電株式会社 大阪支社
40	熊取町と株式会社伊藤園との包括連携協定書	令和3年12月10日	株式会社伊藤園
41	大規模災害時の避難所における人的支援に関する協定	令和4年3月1日	泉南鍼灸マッサージ師会
42	災害時における地図製品等の供給等に関する協定	令和4年3月23日	株式会社ゼンリン
43	災害時における被災者に対する防災活動に関する協定書	令和4年4月22日	イオンリテール株式会社、田尻町、泉佐野市
44	災害等による水道施設の復旧等における連携に関する協定書	令和4年11月1日	大阪広域水道企業団